

東京財団研究報告書

2005-19

外国籍住民をめぐる情報提供のあり方に関する研究

日下部恵一郎 一橋大学大学院社会学研究科修士課程

石田健太郎 上智大学大学院文学研究科博士後期課程

東京財団研究推進部は、社会、経済、政治、国際関係等の分野における国や社会の根本に係る諸課題について問題の本質に迫り、その解決のための方策を提示するために研究プロジェクトを実施しています。

「東京財団研究報告書」は、そうした研究活動の成果をとりまとめ周知・広報（ディセミネット）することにより、広く国民や政策担当者に問いかけ、政策論議を喚起して、日本の政策研究の深化・発展に寄与するために発表するものです。

本報告書は、「外国籍住民をめぐる情報提供のあり方に関する研究」（2005年4月～2005年9月）の研究成果をまとめたものです。ただし、報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。報告書に対するご意見・ご質問は、執筆者までお寄せください。

2005年11月

東京財団 研究推進部

外国籍住民をめぐる 情報提供のあり方に関する研究

日下部 恵一郎（くさかべ けいいちろう）

担当箇所：はじめに、1章、3章、おわりに

石田 健太郎（いしだ けんたろう）

担当箇所：はじめに、1章、2章、おわりに

目次

はじめに：.....	1
1章 政策提言のまとめ.....	3
2章 外国籍住民への情報提供の分析と問題点.....	5
1. はじめに.....	5
1.1. 課題.....	5
1.2. 調査データと記述の方法.....	6
2. 「アジア友好の家（The Friendly Asians Home）」の概要.....	8
2.1. 構成メンバー.....	10
2.1.1. 主宰：木村吉男.....	11
2.1.2. 事務局長：木村妙子.....	11
2.1.3. 木村一男.....	12
2.2. 活動の歴史.....	13
2.2.1. 1965～75年頃.....	13
2.2.2. 1976～90年頃.....	14
2.2.3. 1991年以降.....	15
3. 相談・情報提供の体制.....	15
3.1. 相談・情報提供の方法.....	16
3.1.1. 生活ハンドブック.....	16
3.1.2. 電話相談.....	18
3.2. 支援事例.....	19
4. まとめと分析課題.....	27
4.1. 外国籍住民支援の質的な変化.....	27
4.1.1. 人の変化 - 難民問題から国際労働力移動問題へ.....	28
4.1.2. 支援の内容の変化 - 司法化から医療化へ.....	29
4.2. 相談・情報提供の体制.....	29

4.2.1.	何を伝えるか - 生きられた経験であることの必要性.....	29
4.2.2.	ことば・通訳の運用 - 人的資本としての留学生.....	30
4.2.3.	情報の共有 - ソーシャル・キャピタル（社会関係資本） の活用.....	30
5.	おわりに.....	32
3 章	外国人学生が快く暮らせる社会の構築に向けて.....	39
1.	はじめに.....	39
1.1.	課題.....	39
1.2.	本稿の構成.....	42
2.	インタビュー.....	42
2.1.	インタビューのまとめかた.....	42
2.2.	インタビューの結果.....	43
2.3.	小括.....	89
3.	外国人学生が抱えている問題と解決策.....	89
3.1.	アルバイト.....	89
3.2.	多重に張り巡らされた情報の網	93
3.3.	セイフティー・ネット.....	97
4.	おわりに.....	99
	おわりに：.....	103

はじめに：

2005年1月1日現在、東京都の人口総数の約3%を占める353,826人の外国籍住民が、地域で暮らしている。これは、今から30年前、インドシナ難民問題の契機となるベトナム戦争の終結した1975年当時の外国籍住民数、110,224人の約3倍、入管法が改正された翌年の1990年の211,067人の約2倍である（東京都、外国人登録人口の推移）⁽¹⁾。

このような外国籍住民の数的増加を背景に、いくつかの地方自治体では、「多文化共生」というキーワードが、採用され、施策がおこなわれるようになってきた。たとえば、新宿区の策定した第四次実施計画に基づいて、外国籍住民に情報提供をおこなう核となる「多文化共生プラザ」が開設されたように、今までに無かったような外国籍住民に対する施策が策定されている。けれども、その一方で、地域住民の間からは、外国籍住民への不満や、排除の作用が見られる場合がある。

外国籍住民への寛容度について見るならば、そこでは接触仮説とサイズ理論から示唆を得ることができる。NHK放送文化研究所が、5年ごとに実施している「日本人の意識」調査によれば、「外国人との接触経験」は、徐々に増加しているという。たとえば、「外国人とつきあったことはない」という選択肢を選んだ人は、1993年では61.3%であったが、2003年では51.0%へと10%程度、減少している。それに対して、「近くに住んでいる外国人とあいさつをかわしたことがある」という選択肢を選んだ人は、12.1%から17.4%。「一緒に働いたことがある」という選択肢を選んだ人は、11.7%から、16.1%と増加している。こうした「接触経験や頻度」と「外国人への寛容度」について、いくつかの先行研究がなされているが、各論考からは、接触経験・頻度高い＝外国人へ寛容度高い／接触経験・頻度高い＝外国人への寛容度低い、というように相反する結果が提出されている。

他方で、外国人居住者比率の高低と寛容度についてみた場合、外国人居住者比率が高い地域ほど、寛容度が低下することが指摘されている。たとえば、大久保特別出張所管内の住民への聞き取りの中では、「外国人に支配されているかのような現状を考えると、『多文化共生』という言葉自体に吐き気がするほど嫌な気分になる」といった、意見が述べられることもあった。

大久保地区の住民が、今後どのような選択をしていくにせよ、すでにそこに流入してきた「外国人」は、「労働者」であろうと「不法滞在者」であろうと、地域で日々の暮らしを営む、生活者であるということを忘れてはならない。彼ら／彼女らを生活者として見ると、

日々の生活をおくるために必要な情報が偏在していたり、不足・欠如しやすい状況にあつたりすることに気づかされる。ごみ捨ての問題などは、地域社会のルール・規則を知らないことが、一つの原因となって生じていた問題の例である。

本報告では、こうした背景から外国籍住民への情報提供のあり方について、①支援活動をおこなっている NPO 団体の相談・情報提供の事例分析とそこでの課題検討、②外国籍住民、とりわけ外国人学生をめぐる情報提供の仕組みの検討から、政策提言をおこなうものである。

註：

(1) ただし、この数値は、外国人登録をするものの数であって、それ以外のものを含めれば、より多くの外国籍住民が、東京都に居住していることは言うまでもないだろう。

参考文献：

NHK放送文化研究所 2003,「第7回『日本人の意識・2003』調査報告書」.

奥田道大 1997,『都市エスニシティの社会学』ミネルヴァ書房.

谷富夫 2002,「エスニシティ研究と世代間生活史調査」『フォーラム現代社会学』世界思想社.

松本康編 2004,『東京で暮らす 都市社会構造と社会意識』東京都立大学出版会.

第1章 政策提言

東京都に対する提言

1.何を伝えるか・生きられた経験であることの必要性

外国籍住民に対して行政が提供しようとする情報冊子などの、「情報の作成」については、外国人学生や就労者などの外国籍住民自身、外国籍住民に関わる様々な主体等から広く意見を聴取し、そこで得られた知見を活用しようとする姿勢が肝要である。このことにより、情報の送り手と情報の受け手の間のギャップを多少なりとも軽減することができると考えられる。

東京都には、東京都内の基礎的自治体における「情報の作成」の潮流を把握し、良い事例があれば、それを他の基礎的自治体に積極的に紹介するなどして、全体の質の向上に努めることが求められる。

2. 人的資本を蓄積した外国人学生の活用

行政が、外国籍住民の同国人ネットワークなどとの連携を図ろうとする場合には、外国人学生の活用が有用であると考えられる。彼ら／彼女らは、「連携対象が用いる言語」と「日本語」という、双方の言葉を理解している。また、日本社会で長期間にわたって生活することで日本の暗黙の文化・規範に慣れ親しんでいるということも心強い。

東京都は、積極的に外国人学生を活用し、起点とすることによって、彼ら／彼女らが蓄積した人的資本を施策に生かし、今まで以上に効果的で効率的なものとするよう努めるべきである。

3. 情報共有のための組織の設置

ネットワークの中に個別に存在する点である誰かの人的資本を活用するためには、それを運用することが出来るだけの行為主体が必要である。

4. 多くの外国籍住民が安心できるネットワークの強化

ここで言うネットワークとは、外国籍住民に対してのみ張り巡らされたものを指しているわけではない。それは、ひとつの基礎的自治体の部局におけるもので

あったり、基礎的自治体間のものであったり、外国籍住民の同国人ネットワークの内部におけるものであったり、教育機関と地域であったりなど、多くのパターンが想定できる。ただ、多くのパターンがある中で、ネットワークがより機能的なものでありつづける成否を握る一つの大きな鍵は人間のつながりであると言って差し支えあるまい。

東京都は、自らが中心の成員となっているネットワーク（たとえば、対・基礎的自治体、対・官公庁、など）の地盤かためをしっかりとした上で、東京都政に関係しているようなネットワークを把握し、そのネットワークを有機的に横断する人間のつながりを持つことが求められている。多くの場において、それらのネットワークを生かすことができるようになれば、施策の一層の充実に繋がると考えられる。

2 章 外国籍住民への情報提供の分析と問題点

1. はじめに

1.1. 課題

本稿の目的は、民間ボランティア団体である「アジア友好の家」の事例から、外国籍住民をめぐる情報提供のあり方について検討し、政策提言を行うために何をすべきかを探ることにある。

近年、多文化共生社会というキーワードが各自治体で採用されるようになることで、地域国際化推進への取組み、災害時における情報デバインドへの対応、当事者としての外国籍住民の声を政策に反映させるための会議の設置、住民による支援活動への助成事業など、多くの施策が行われるようになった。たとえば、東京都では、地域国際化推進検討委員会や外国人災害時情報センター、市民協力事業や留学生支援事業への助成などが行われている。また、国際交流や国際協力などに関する情報の収集・提供、国際交流等に関する普及啓発といった事業を行っている東京都国際交流委員会のホームページにおいては在在外国人への専門家による相談事業や 17 カ国語に対応した情報リンク集を展開し、外国籍住民が、安心して地域社会に溶け込むための基盤整備が行われている。

その一方で、小泉純一郎内閣の推進する一連の行財政改革の流れの中で小さな政府が志向されているのと同様に、石原慎太郎都政においても予算の見直しが行われ、東京都外国人相談窓口における対応言語が、2005 年度からこれまでの英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語、スペイン語の 5 ケ国語から、フランス語とスペイン語に対する予算が削減され、英語、中国語、韓国・朝鮮語の 3 カ国語へとその対応が変わるなど、前述の政策理念とは異なった結果も散見される。このことは、限られた予算という資源をいかに配分するかという管理主義的な行政官僚の考え方が、それまでの何もなかった土地に道を通すというような、最低限に必要とされる社会共通資本としての基盤整備とその拡充といったものから、そうした政策そのものの効果測定を含め検討されるようになったということの現れとしても理解できよう。

政策決定過程における政策評価の導入とそれにもとづく予算配分は、公正な再配分のためには必要なシステムであるが、その一方で、こうした政策評価の尺度そのものが社会的に構成されているということを認識しておく必要がある。というのも、政策評価がなされるためには、そもそもそれを規定するための指標が設定されなくてはならないし、指標

そのものを確立するための理論や定義、データの測定、アウトカム指標が設定されなくてはならないからである。

現在、社会問題の解決を遂行する行為主体としての自治体行政には、グローバル化する社会の中で、従来からの労働者階級と資本家の対立という要素に加え、ジェンダー、エスニシティ、地域間・地域内、そのほか多様な被階級的で複雑な問題に対応していくことが求められている。けれども、そうした問題の多くは、個々の地方自治体が単独で担い、発見・解決するには困難なものであり、地域住民や自治体・省庁といった枠を超えた協働が、必要になっている。

東京都国際交流委員会のホームページには、つぎのような言葉が掲げられている。「まずは、お隣さんのあなたがこんなサイトがあることを知ってください。そして、問題や悩みを抱えた外国人の方がいらっしゃったら、このリンク集のことを思い出して、教えてあげてくださいませんか（東京都国際交流委員会 2005）」と。また、S区職員のMKさんは、外国籍住民への情報提供のための広報誌を作成していた当時を振り返って「伝える相手がどこにいるのかわからなかった」というように述べていた⁽¹⁾。これらのことは、各自治体行政が、「いかに情報を効果的に伝えるか」という点において苦心してきたことを、よく物語ってくれている。

さて、外国籍住民への支援活動の基盤整備が、不十分であるかもしれないがある程度整った今、わたしたちが再度、検討しなくてはならない問題とは、何であろうか。それは、公正な政策評価の測定とそれに連動した政策決定という一連の政策過程の中間段階において、「いかに効果的に情報が提供されているのか」を測定することと、「いかに提供していくのか」というシステムの構築についてであるとわたしたちは考える。

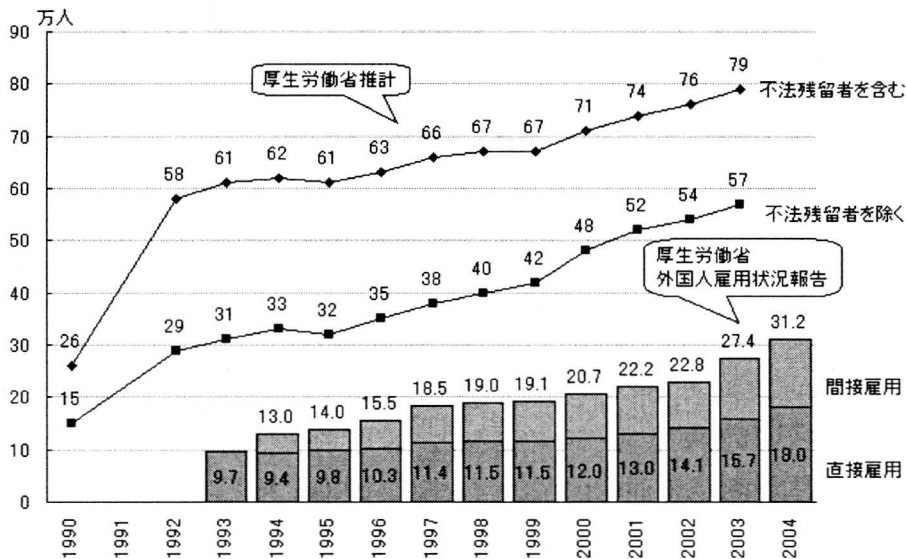
これらのことから、本稿では外国籍住民の問題解決のための、あるいは、安心して生活をおくるための情報を、「いかに伝えるか」ということについて検討を行う。とくに本章では、長年にわたって外国籍住民の支援を行ってきた「アジア友好の家(The Friendly Asians Home)」の果たしてきた役割とその変化を描き出すことで、外国籍住民への情報提供体制の問題について明らかにしたい。

1.2. 調査データと記述の方法

本稿を作成するためのデータは、聞き取り、参与観察、「アジア友好の家」発行のニュースレター、新聞・雑誌記事、行政発行物などから収集したものである。聞き取りは、主

に「アジア友好の家」のメンバーに行ったものである⁽²⁾。また、「アジア友好の家」の方々の協力のもと参与観察も行った。お忙しい中、二十数回にわたる集中的な聞き取り、筆者からの質問・疑問といった問いかけへの丁寧な応答、資料提供依頼にその都度その都度応じ、貴重な資料を提供して下さった「アジア友好の家」の方々には、厚く感謝申し上げます。

表2 - 1 : 外国人労働者の推移



(注) 厚生労働省研究会推計の外国人労働者は、「外交」、「公用」、「研修」及び「永住者」(特別永住者を含む。)以外の外国人が対象。外国人雇用状況報告も同様。
 厚生労働省推計: 不法残留者以外の不法就労も相当あるがこの推計結果には含まれていない。
 外国人雇用状況報告: 従業員50人以上規模の事業所については全事業所、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象に、公共職業安定所が報告を求めているもの。間接雇用とは労働者派遣、請負等により事業所内で就労している者。
 (資料) 厚生労働省「外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会」資料(2004.1.16)他(原則、年末現在)
 厚生労働省「外国人雇用状況報告」(各年6月1日現在)

(出所: 社会実情データ図録 <http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/3820.html>)

なぜ、こうした質的なデータに着目するのか。それには2つの理由がある。第1のねらいは、外国籍住民に関する行政主体で実施されてきた調査を補強したいという意図がある。これは、統計手法をもちいた場合のデータが、その全体像、とりわけ分布を描き出すことに力点を置きそこから鳥瞰図的に接近するものであるのに対し、そこからこぼれ落ちてしまう現実に虫瞰図的に接近し、意味連関を把握することを試みたいからである。さらにいえば、現場で外国籍住民達と関わるものの前に解決しがたい問題として立ち現れるのは、

統計手法が前提とするサンプリングのための標本には、必ずしも含まれていない人々であることが多いからだ。

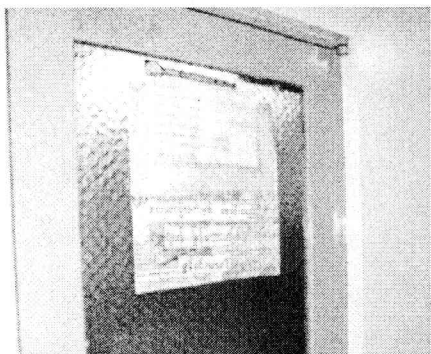
第2に、上述のような調査すべき対象への接近不可能性は、わたしたちの行う調査方法でも同様のことが指摘される。けれども、本稿は、多くの外国籍住民が住む地域で、実際に生活し空間的に共在するだけではなく、たまたま知り合い、目の前で繰り広げられる1つの「生」を見過ごすことができずに深く関わるようになった、普通の援助者たち自身の目を通した、支援の実際と生活を記録し、理解したいという意図をもっている。外国籍住民そのものの声は、次章において記述されるのでここではふれないが、本報告書は、そうした観点から構成されている。それゆえ、ここでの試みは、一般化を進めることを直接的な狙いとするものではない。むしろ、都市人類学者エリオット・リーボウが試みたように「小規模のあるセグメントを調査し、見聞きされたことの意味を理解しようと努め、そして他のセグメントについても説明を提供すること（リーボウ 1967=2001: 3-18)」を目的としている。それでは、以下に見ていくことにしよう。

2. 「アジア友好の家（The Friendly Asians Home）」の概要

ここではまず、情報提供体制について検討するため、本稿の検討事例である「アジア友好の家」について概観することから始めたい。1987年、前年に施行された男女雇用機会均等法を背景に、子連れ出勤の是非を問うたアグネス論争を巻き起こした当事者であるアグネス・チャンは、次のように「アジア友好の家」について描写してから、13年の月日が流れた。「新宿の表通りから一步入ったところに専門学校があった。そこに集まる学生たちの横に、夜の仕事にそなえる女たちが現れはじめた。線路に沿った裏道に入ると、ひげぼうぼうのおじさんが2人、ござを敷いて、真っ昼間からお酒を飲んでいた。やっと目的地の道に入ると、法律事務所の隣に麻雀店、パチンコ屋の向こう側に英語学校という具合で、車1台がギリギリで入れる道はとにかく色とりどりでごったがえしている。夜になると娼婦たちが客引きをする道でもあるという。そのなかに『アジア友好の家』はあった。エレベーターのないオフィスビルの3階にあり、広くてきれいな所だった（アグネス・チャン 1992: 58-59）」と。

現在、アグネスが、このように描写した「アジア友好の家」のある通りは、以前と変わらず、その道幅は車1台が通れるほどの広さである。けれどもその姿は、通りのほぼ両端

にコンビニエンスストア、その間にゲームセンターや楽器店などが店を構え、さらにその隙間を縫うようにミャンマー料理やタイ料理、韓国料理などの料理店が立ち並ぶ姿へと様変わりした。「アジア友好の家」の事務所自体も同じオフィスビルの3階から4階へと移り、支援記録や法律関係の書籍、資料の山が収まりきらずに雑然と積まれ、アグネスが訪れた当時の若い留学生達の熱気や活気とは少し異なった印象を、はじめて訪れた筆者に与えた。



「アジア友好の家」事務所の扉



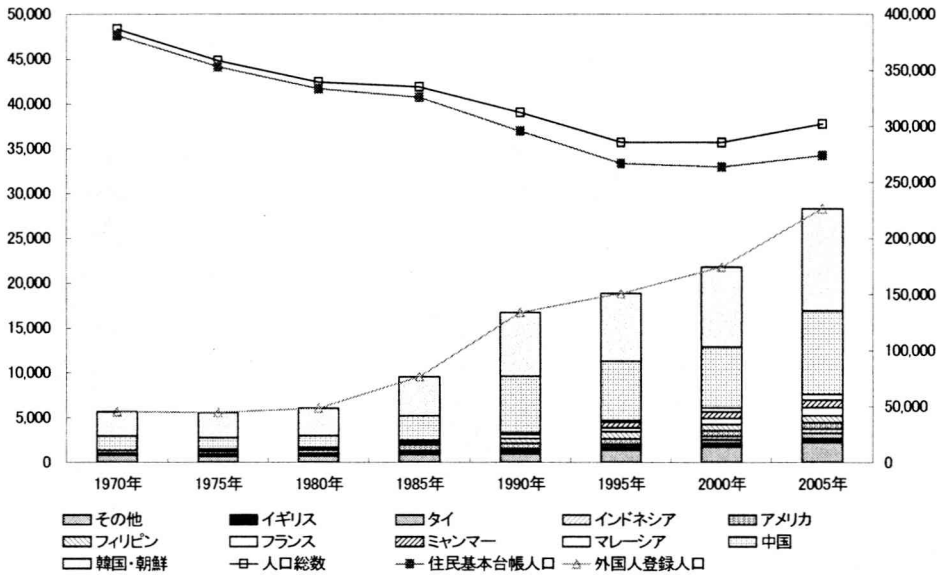
「アジア友好の家」事務所内風景

アジア友好の家のある大久保特別出張所管内の外国籍住民の比率は非常に高く、外国人登録人口を見ても9,584人（2003年7月1日現在）の外国籍住民がいる。また、町丁目別にみても外国籍住民の人口比率は、他の地区よりも高い40%を越える百人町や大久保といった地域にある。アジア友好の家のある通りだけではなく大久保一帯には、食材販売店や韓国系スーパーなどが立ち並び、街の中には韓国・朝鮮語や中国語の文字に溢れ、道行く人々の話す言葉は、日本語よりも他の言葉が大きく聞こえる。もちろん、日本人住民の営む商店やハンバーガーや丼物のチェーン店、シティホテルや大手薬局なども同様の割合で存在し、多くの日本人の暮らしぶりを見ることができるのだが、見慣れない・聞き慣れない風景は、そこを異質な空間としてわたしたちに体験させる。けれども、その一方で大久保地区の町並みや人並みに慣れる頃には、戦前から営まれている大衆食堂や車の通れないような細い路地など、ニュータウンや再開発地区などでは見ることができないような光景が目につくようになることに気づく。

このように大久保地区は、「エスニックタウン」として描かれる反面、そうした古くからの地付き住民に加え、開発による新住民、外国籍住民の流入など多様な争点ごとに異なった利益集団を形成する地域なのである。このことに外部から来る調査者、メディア関係

者たちは留意しなくてはならない。

表 2 - 2 : 新宿区人口動態



(注：各年1月1日現在のもので、新宿区住民基本台帳各年度版より筆者作成)



路上に見られる多言語の看板・張り紙



多言語に対応する携帯電話ショップ

2.1. 構成メンバー

アジア友好の家は、現在、数名の日本人スタッフと外国籍スタッフ1名といったメンバーで構成されている。経理などを担当する日本人スタッフのMUさんを除き、基本的には

木村家の人々が中心となって運営されており、それを主に言語の面でサポートするために非正規雇用の外国籍スタッフがいる。他にも 2000 年に東京都から NPO 法人格を取得したことで理事がおり、さらにいうならば、長年の活動を支えてきた FAH ファンドの寄付者によって構成されているといえるだろう。ここでは、中心的な活動メンバーである、木村家の人々について少し詳しくみていくことにしよう。

2.1.1. 主宰：木村吉男

アジア友好の家を主宰するのは、木村家のご主人である木村吉男である。木村吉男は現在、74 歳で、1931 年、旧朝鮮京城府中区明治町（現韓国ソウル市明洞）において、韓国・朝鮮語に日常的にふれあいながら生まれ育った。その後、幼い頃に父親を事故で亡くした木村吉男は、姉とともに母を支えながら、官立京城師範学校予科において教師を目指して学んでいたが、14 歳の時に第 2 次世界大戦終戦を迎えることになった。敗戦後、各地から日本本土へと引き上げる人々を自宅で世話をしながら、自分たち一家も引き上げの準備を行い 1945 年 11 月、本土へと引き上げた。

父親の実家のある福島県相馬に移り住み、新制相馬高校に通う道すがら、地域の方言や文化にすくなく違和感を覚えていた木村吉男はキリスト教会に集う人々の輪の中に入るようになった。それから、小学校の臨時雇い教師を経て、東京のつてを頼り団体職員として働く。向学心にあふれた木村吉男は、働きながら夜間大学に通い法学の学士号を、また英文学科に通っていた。戦後の食糧不足の中、体重が激減し吐血、療養生活を強いられた。東京に移り住んでからも、教会へ通う生活は続け、日曜礼拝ではオルガン演奏をボランティアで行っていた。この頃、洗礼を受けている。1962 年、生涯の伴侶である中原妙子と教会で出会い、結婚、その後、一男一女をもうけている。木村吉男は、結婚した 1962 年、木村妙子の実家中原家のある大久保地区に引っ越し、現在に至るまでこの地域の住民である。

2.1.2. 事務局長：木村妙子

木村妙子は、現在、69 歳である。大久保地区で生まれ育ち、こどもの頃に米軍の飛行機が頭上を飛んでいくのを見上げたことを今でも、その瞬間に立ち返るように経験することがあるという。高等学校卒業を間近に控えた頃、木村妙子は父親を亡くしたために、大学進学をあきらめ急遽とあるメーカーに就職している。それから、9 年間、倉庫管理や輸出

といった業務などにたずさわる中、阿佐ヶ谷教会にて木村吉男と出会い結婚。結婚後もしばらく勤務を続けたが、長男の木村一男の出産のため勤務先を退職することにした。それからは、子育てと妙子自身の母親の介護などをしながら主婦業に専念することにした。

1962、3年頃、彼女の家の裏のアパートの一室に、台湾少数民族の女性たちが居住していたことをキッカケに、彼らの生活に興味を持つようになった。そうこうするうちに、そこに住む中年女性と顔見知りになり、お米の貸し借りや醤油の貸し借りをするまでに親しくなった。

日本の高度経済成長にともなって東南アジアからの留学生が増える中、アパートの世話をしたりするなど留学生たちとふれあっていた1970年、ふとしたキッカケで自宅を留学生たちに開放するようになった。そして、自宅の新築を機に留学生たちと共に生活することを決意。自宅2階部分4室を光熱費と格安の部屋代というわずかなお金で貸し出すことにした。

夫、木村吉男は、昼間は団体職員として働いていたため、留学生たちと直接的にふれあう時間を十分に取ることができなかった。そんな中、自然と木村妙子が直接的な関わりを、木村吉男が法律的なアドバイスや行政との交渉の仕方など職務上の経験を生かした間接的な関わりをといたように役割分担するようになった。このように制度や交渉面、具体的ななかかわりについて夫婦で役割分担しながら現在まで、援助活動を行ってきた。

2.1.3. 木村一男

木村家の長男である木村一男は、現在42歳である。大久保地区で生まれた木村一男は、もの心つく以前から留学生たちに囲まれて過ごす毎日を送っていた。小・中と通った大久保地区の学校でも、1クラス40人中、4・5人が外国籍の子供たちであった。木村一男は、そうした周りの同級生たちを「外国人」と意識するのではなく、他の日本国籍の子供たちと同じように接していたという。けれども、高校時代は、両親が支援活動中心の生活を送ることや多くの留学生たちの中で生活を送ることを疎ましく思い、全寮制の高校に入ることにした。

大学卒業後、メーカー勤務を経て、アジア友好の家の活動を手伝うようになった。父親の木村吉男が体調を崩してから現在にいたるまで、アジア友好の家の活動を続ける母親の木村妙子を支えつづけている。もちろん、それだけでは収入がないため、それを補うために午前中は外で仕事をし、午後、事務所につめ、やってくる相談者たちの話を丁寧に、時

には煽るように聞き、実際にどのような手順で、どんな書類が必要か、どこの役所に回ればいいのかなどを話し合っている。

2.2. 活動の歴史

つづいて本項では、アジア友好の家における相談・情報提供の質的な変化について把握するために、おおまかにではあるが、その活動の歴史と特徴を振り返ってみたい。

アジア友好の家の歴史的な変遷は、その活動の中心的内容から時代区分を与えると以下の3つに分けることができる。まず、近隣に住む外国籍住民や1972年の日中共同声明によって国交が断絶してしまった「台湾人」留学生たちとの近所づきあいの中から活動の原型が、自然的に発生していった草創期1965～75年頃がある。つぎに、主に直接、あるいは、台湾経由で入国していたインドシナ地域の上流階級の子弟である国費・私費留学生たちの支援と、インドシナ地域の政変によって大量に発生した難民受け入れ問題に対応していた1976～90年頃がある。そして、その他おおくの在日外国人支援活動が組織化されNPO・NGO団体として活動していく中、保健医療や、とりわけミャンマー人の支援を中心に活動した1991年以降と分けることができる。

2.2.1. 1965～75年頃

「活動を始めたきっかけは」という問いに、アジア友好の家の人々は、しばしば、「自然発生的に始まったもの」と答えてきた。木村妙子は、1962、3年頃、近隣のアパートの一室に居住していた台湾人の中年女性との米の貸し借りや醤油の貸し借りといった近所付き合いをしていた。そのうちに、この中年女性の周辺に集まってきた同国人の女性たちや、東南アジアなどからの留学生のための宿舎と日本語教育の機能を持った国際学友会の学生たちとも自然と知り合うようになった。

そんなある日、とある留学生から「友だちの誕生日会をしたいので台所を貸して欲しい」と頼まれ、なんの気なしに近所付き合いの延長で台所を貸すことにした。そこでは、「ダシを取っておいて、来たら、人数分だけ入れて、それでまた足りなくなると、誰かパーッと裏から買い物に行き、それでまた、集めたお金の中から買って、また増やすという感じ。言葉が通じようが通じまいが、来て、飲み食いして、後から来た連中たちが最後に台所を片づけて帰る。キッチンとしていたわね」といったように、留学生たちがあちこちから集まってきては、様々な日常的な何気ないことから、日本での不満などを話し合っていた。そ

うした集まりが何度か続いているうちに、「この辺でアパートないですか」と聞かれアパートを探し紹介したところ、だんだんと口コミで「あそこに行けばアパートを紹介してくれる」と留学生たちの間に広まっていった。

こういった近所付き合いやその延長線上でのアパートの世話という形で外国籍の呼びと関わってきた木村家の人々であったが、1972年に日中の国交が回復することによってその活動に変化が起こった。日本は、台湾から多くの留学生を受け入れていた。それが、国交の断絶されたことで、行き場を失ってしまったのである。これを転機に木村家の人々は、日常的な世話やレポートの日本語のチェック、アパートの世話とは違った、行政とのやりとりを必要とする活動を行うようになったのである。

2.2.2. 1976～90年頃

つづいて、1975年、サイゴン陥落以降、ベトナムから（同様にカンボジアからも）来日していた留学生たちや大使館職員たちが母国を喪失し、経済基盤を失った。そしてそれと同時に、在留資格に関する問題が、浮上した。難民問題の経緯は、ここでは述べないが、難民受け入れに消極的な当時の日本政府が、国内における彼らの問題に積極的に対処することがなかったのは、言うまでもないことであろう⁽³⁾。2004年に実在するフランス、シャルルドゴール空港で生活する無国籍者をモチーフにスティーブン・スピルバーグが描いた映画「ターミナル」の主人公ピクター・ナボルスキーのように、内戦によって母国を失った彼らは、言葉が十分に通じない異国の地で「法の陥穽」に落ちたのである。そうこうするうちに、経済的基盤を失った留学生たちは、学費を納めることができなくなった。それは、留学生たちにとって学籍証明書の発行を大学から受けることが出来なくなるだけでなく、留学ビザを、つまり、日本での在留資格を喪失すること、ふとしたキッカケで不法滞在者を収容する施設へと送られることを意味した。

この時期のアジア友好の家の活動は、インドシナ地域の難民問題が国際的にクローズアップされる中、難民条約の批准によって国内への難民受け入れがはじまる一方で、支援の手から取り残されていた国内の法の陥穽に落ちた母国喪失者たちの支援が中心となっていた。

彼らを支援する中でアジア友好の家の人々が、もっとも意外に思ったことは、言葉の問題であったという。日本全国どこへ行っても日本語を話し言葉をかわすことのできる、わたしたち日本人の感覚では、中国なら中国語、マレーシアならマレー語、ベトナムならベト

ナム語といったように同一国人同士ならば、同じ言葉が話されていると考えがちである。けれども、アジア友好の家の人々は、世話をしてきた留学生たちが、同国人同士で会話するよりも、同じ言語を話すもの同士でやりとりをし、助け合っていることに気づいたのである。つまり、華僑の存在に彼らは気づいたのであった（さらにいえば、話し言葉だけでなく、使われる文字の問題もある）。

2.2.3. 1991年以降

1990年代に入るとそれまでも見られた外国籍住民の保健医療に関する問題が、外国人労働者の増大にともない必然的に生じる医療保険・年金保険制度、あるいは、日本社会の闇としてしばしば描かれてきた性産業とエイズ問題との関わりでクローズアップされるようになった。

アジア友好の家のかかわった保健医療に関する問題の多くは、医療保険に未加入の外国籍住民の労働者たちが、高額な医療費を負担することができないために治療を受けることができずに、そのまま働き続けることで病状が悪化していき、とうとう医療機関に担ぎ込まれるといったケースだった。そして、当然といえば当然なのだが、治療の遅れた病人には、死が訪れる可能性が高く、死後の遺体の葬儀・埋葬と、支払われることのない医療費と葬儀・埋葬の費用を誰が負担するのかという仕事がまっていた。

1992年以降、タイ人のエイズ患者とかかわるなかで、インドシナ難民を支援していた際にもしばしばみられたように、所持するパスポートと出身国が必ずしも一致しないという事態があることに、アジア友好の家の人々は気づくようになった。つまり、第三国を経由しての日本への入国者の存在である。アジア友好の家のかかわった事例の中では、隣国のミャンマーからタイ経由でやってきたものがいた。彼女の世話をするうちに、多くのミャンマーの人々と深くかかわるようになった。他にも、就学生としてやってきたミャンマー人男性に部屋を貸したことなどをキッカケに現在は、ミャンマー人支援を中心に、その他多くの外国籍住民の支援をおこなっている。

3. 相談・情報提供の体制

前節では、アジア友好の家の概要と彼らによる外国籍住民支援の変化について整理した。本節では、こうした活動の概要や変化に対して、それでは実際にどのような形で相談・情

報提供を行ってきたのかという点を整理していくことにしたい。

3.1. 相談・情報提供の方法

3.1.1. 生活ハンドブック

ここでは外国籍住民が、日本で暮らしていく上で必要な行政や生活に関する情報、地域社会における生活ルールや規則、生活習慣の違いなどについて冊子体にまとめられた生活ハンドブックについて、他の支援団体や行政が発行しているものの内容も含めて、どのようなものが記載されているのかみることにしたい。

こうした行政情報や生活情報を冊子体にまとめたパンフレットやリーフレットの作成と配布は、外国籍住民への支援活動の中でも従来から行われてきた手法のひとつである。そこで紹介される内容は、①法的な手続き、②すまいと暮らし、③仕事、の3点にまとめられる⁽⁴⁾。

【① 法的な手続き】

在留資格や在留期間についての説明からはじまり、帰化・永住の申請、外国人登録証、家族のよびよせや、婚姻・離婚、こどもの出産や家族の死亡、といった行政での手続きが必要とされることについて、手続きの方法や手順、必要な費用といった点から説明されている。他にも日本社会での契約の際に重要とされる印鑑登録の意味と手続きについてなど多岐にわたっている。

【② すまいと暮らし】

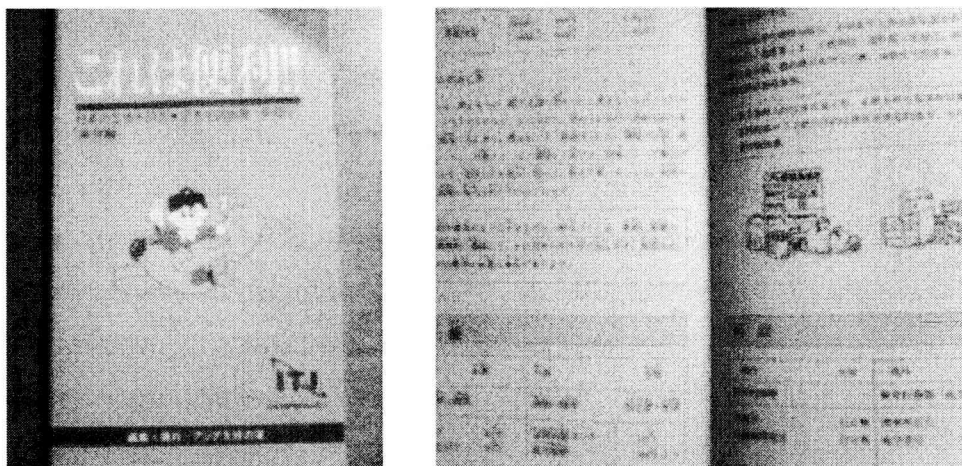
地域社会で守らなくてはならない生活ルールや規則や福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、児童相談所などが行っている行政による公的サービスの紹介を行っている。すまいについては、賃貸契約についての日本のしくみなどを紹介し、家賃の未払いや支払いの遅れなどに対する注意を喚起している。とくに、文化や生活習慣の違いから地域住民との間におこる摩擦についても、ゴミの出し方や騒音といった、知っていれば未然に防げる問題について説明を加えている。他にも、回覧板や自治会費などの規則、防災訓練などの地域行事への参加することの意味などが紹介されている。

医療については、公的医療保険制度、健康診断・予防接種、医療費、精神医療などについての紹介が行われており、後述するように公的保険制度への加入率の問題などから、高

額の医療費を支払えない場合の「医療費貸与制度」「自己負担金免除制度」、生活保護による「医療扶助」といった公的制度を説明している。

【③ 仕事】

仕事の探し方や、職業訓練、雇用保険・労災保険を受けるための手続きを紹介している。特に仕事の探し方の項目では、東京・大阪ハローワーク内に設置されている外国人雇用サービスセンターに英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語の通訳員が常時配置され職業紹介を行っていることを紹介している。



アジア友好の家発行生活ハンドブック 左ページが日本語、右ページが中国語繁体字

さて、①～③にあげるような行政・生活情報を集録した冊子であるが、情報の更新性と流通性といった点から問題が指摘されている。アジア友好の家が、こうした生活ハンドブック（生活便利帳）を作成したのは、今から10年以上前の1990年代前半のことであったが、当時のものと、今回、主に参照した難民事業本部が2005年に作成したものを比較すると、その内容に時代的なズレがあったり、ショッピング、郵便、銀行、ランドリー、銭湯の利用方法など、はじめて日本に来たものにとって役立つ生活に便利な情報が掲載されていないかたりしている。

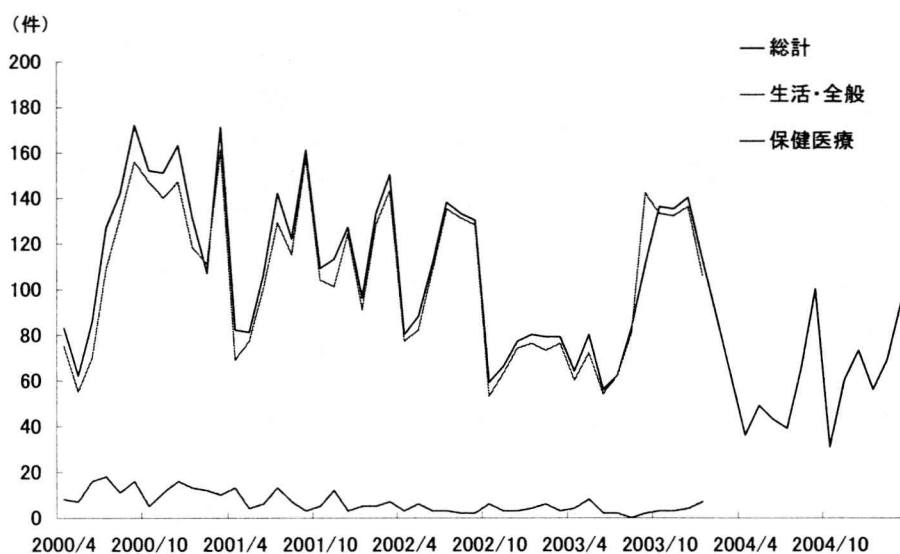
また、2005年2月、東京都に設置されている地域国際化推進検討委員会によってなされた「外国人への効果的な情報提供」という中間答申でも指摘されているように、外国籍住民が実際に定期的に訪れるような、各市区町村の外国人登録窓口といった場所に設置しな

ければ、彼らの目に留まることも少ないだろうし、せっかく情報を更新しても、いつまでも古い情報を持ったままということになってしまうだろう。アジア友好の家に相談にやってきたケースの中には、現在は独立行政法人化の際に統廃合でなくなった内外学生センターに設置されたパンフレットを見てやってきたというものや、92年に作成した生活便利帳が、長い間コミュニティの中で受け継がれ、それを見てやってきたというものが今も絶えないという。

3.1.2. 電話対応

次に、電話対応の利用状況についてであるが、まず全体の相談件数の推移から見てみよう。表2-3は、アジア友好の家提供のデータから2000年から2005年4月までの変化を生活・全般に関する相談と病人取扱いに関する相談に分け、作成したものである。

表2-3：電話対応件数の推移



(注：FAH 提供データより筆者作成)

電話対応の件数は、月に少ない時で60件、多い時で170件となっており、平均して110件程度であった。相談件数の多くは、生活・全般的な問題に関するものが多く、保健医療に関する相談は、月に2・3件から18件と全体の1割に満たない程度である。

生活・全般的な問題に関する電話対応の多くは、実際に対面的な相談が必要となる前の段階で終わる内容で、前述した生活ハンドブックの②すまいと暮らし・③仕事に記載され

た情報で対応可能なものが多い。支援記録からその内容について見ると、「授業についていけない」、「粗大ゴミの始末方法を教えてくれ」、「アルバイト・仕事を紹介してもらえないか」といったような相談内容が見られた。

その他には、生活・全般に含めて集計されていた、在留資格（更新・変更・取得）の相談や入管・警察による摘発・検挙に関する相談、たとえば、「入管提出の書類の書き方を教えて欲しい」、「入管・警察につかまったが、どうすればよいか」といったものが、多くみられた。また、たしかに保健医療に関する相談の電話対応全体に占める割合は、それほど大きなものではないが、実際の支援の記録の量を見てみると多くのスペースがその記述にさかれており、いかに保健医療の問題にアジア友好の家の人々が苦心してきたかがわかる。

日本における外国人の医療保険制度は、1982年「難民の地位に関する国際条約」への批准と、それに伴う国内法の改正やその後の86年の「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行及びこれに伴う国民健康保険条例準則の一部改正について」によって、その国籍にかかわらず医療保険制度への適用・加入が認められるようになった。けれども、「外国人受け入れ問題に関する中間とりまとめ」で指摘されているように、豊田市事例でも外国籍住民の半数弱が無保険であり、その背景に現行の医療保険制度が定住を前提としない彼らの実情に合っていないことが明らかにされている。

また、緊急医療については、明治32年に施行された「行旅病人及行旅死亡人取扱法」を適用してきたが、昭和61年に「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」が公布、翌62年に施行されることで、団体事務化され、市町村と都道府県の役割が明確化されている。ただし、前述の中間答申でも指摘されていることだが、現行の行旅病人及行旅死亡人取扱法では適用範囲が狭く、地方自治体のなかには、外国人の未払い医療費を一部補填しているところもある。さらに、国の制度としては、指定を受けている病院（救命救急センター）は限られてはいるが、1996年度に外国人の未払い緊急医療費への補填制度がつくられている（社団法人日本経済団体連合会、産業問題委員会・雇用委員会 2003）。

次節では、電話対応だけでは対処できず、実際に対面的に相談・情報を提供した在留資格関連や保健医療に関する相談内容について、事例を挙げながら見ていくことにしたい。

3.2. 支援事例

ここでは、電話対応だけでは対処できず、実際に対面的に相談・情報提供した在留資格

関連や保健医療に関する事例について、問題の経過・対応を整理し関係を図示、また対応する法令通知の条文箇所を提示する。

表2 - 4 : 支援事例一覧

事例	属性（国籍・性別）	内容
事例 1	ミャンマー人男性 MA	「行旅病人及行旅死亡人取扱法」が適用された例
事例 2	ミャンマー人男性 MB	「結核予防法」の適用、「外国人医療費未払い分補填」「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の非適用例
事例 3	ミャンマー人男性 MC	「外国人医療費未払い分補填」の非適用例
事例 4	ミャンマー人男性 MD	遺体の埋葬
事例 5	ベトナム人男性 ME	精神病になった留学生
事例 6	ミャンマー人女性 FA	彼女がすぐに帰国出来ない理由

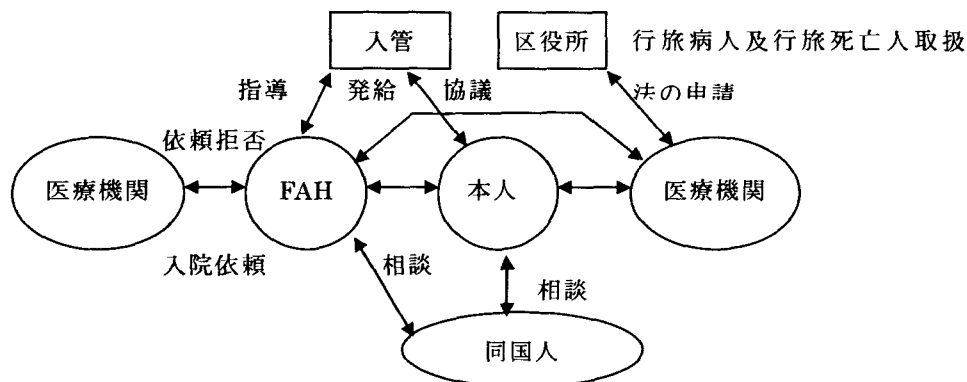
【事例1：ミャンマー人男性 MA - 「行旅病人及行旅死亡人取扱法」が適用された例】

MAさんは、1972年生まれで、アジア友好の家の支援の結果、1996年ミャンマーに帰国している。MAさんへの支援は、木村家に知人のミャンマー人から連絡があったことから始まっている。事務所で面談した後、明らかに衰弱していると判断されたため、事務所付近の総合病院へ行くも混雑のため診察まで時間がかかる。高熱であるが、もちあわせがないために、最低限の検査のみを依頼する。その間、会計窓口にて東京都で実施している「外国人医療費未払い分補てん」の適用を受けることが出来るか、問い合わせたものの窓口担当者が制度に明るくなく手間取ったのち、当院では扱わない方針と応答される。検査の結果、肺炎を起こしており入院が必要な状況を担当医も認めていたものの、空ベッドがないという理由で入院を断られる。その後、受け入れ病院をアジア友好の家で探し、移動。

旅券を確認したところ短期ビザで入国していたが、1ヶ月前に在留資格が切れているこ

とが判明したため、入管・短期滞在担当官や警備担当官に相談し指導を受けることで、帰国を前提に短期間の在留資格を取得した。また、行旅病人及行旅死亡人取扱法の申請を入院先医療機関より S 区に行った結果、適用されることになる。病状の安定後、直行便にて同国人同伴者とともに帰国した。

図 2 - 1



【関連法令通知等：「行旅病人及行旅死亡人取扱法」「行旅病人の救護等の事務の団体事務化について」】

「第十七条 外国人タル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱イニ関シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」

「市町村は、外国人である行旅病人、行旅死亡人又はそれらの同伴者に対し救護等を行った場合には、その所属国領事に通知を行い、引取等についての協力を求めるものとする」

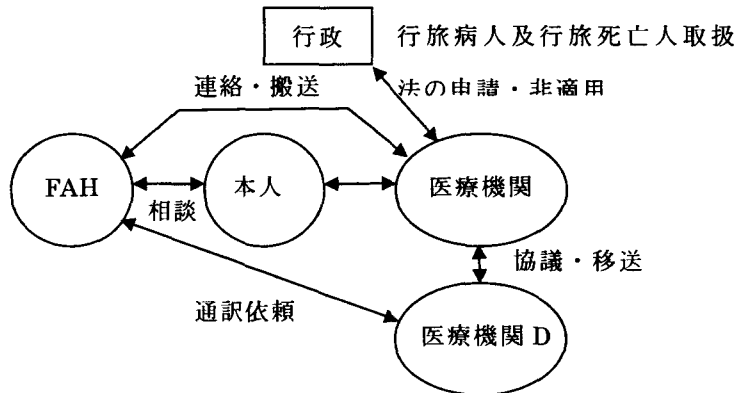
【事例 2：ミャンマー人男性 MB - 「結核予防法」の適用、「外国人医療費未払い分補填」「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の非適用例】

MB（年齢不明）さんは、2003 年 9 月高熱の中、不法滞在者が摘発・取り締まられることによって、同国人同士の助け合いもなかったのか 1 人でアジア友好の家に来訪。医療機関 C の診察券を所持していたので同病院と連絡をとった結果、救急搬送。病院側によると、エイズ発症後、外来で通院中とのこと。診断の結果、結核の合併症であったため他医療機関 D に転院したところ、同医療機関より通訳の依頼を受ける。

MB さんは、結核を合併して発症したため結核予防法が適用され、強制入院・費用の公

費負担となるが、その一方で、行旅病人及行旅死亡人取扱法については、予算枠の関係上、非適用となった。その後、病状が落ち着き退院可能となったところで、帰国している。

図 2 - 2



【関連法令通知等：「結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」】

「外国人の結核患者の発生が多い地域においては、保健所等の窓口到我国の結核対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組みを行うことが重要である。また、地域における外国人の結核の発生動向に照らし、市町村が特に必要と認める場合には、外国人に対する定期的健康診断の体制に特別の配慮が必要である。その際、人権の保護には十分に配慮するべきである」

【事例 3：ミャンマー人男性 MC - 「外国人医療費未払い分補填」の非適用例】

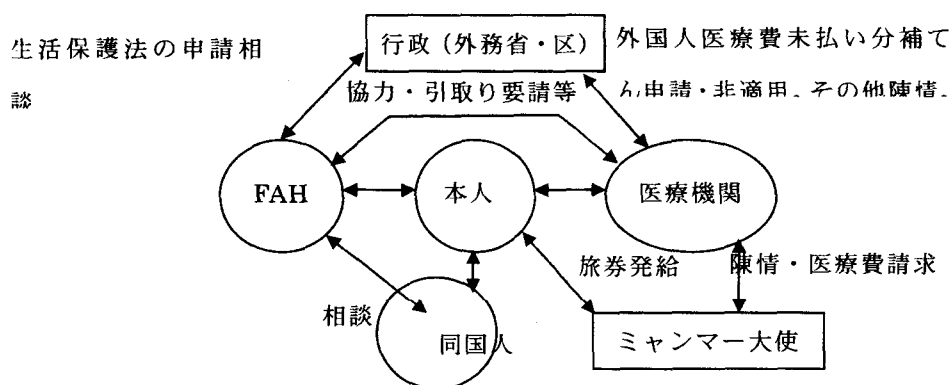
MC（年齢不明）さんは、1989 年、単身で来日し飲食店で働いていた。その後、妻子を日本に呼び寄せている。MC さんのケースは、2003 年、あるミャンマー人から「病気で倒れた男性について、どうすればよいか」という形でアジア友好の家に相談が持ちかけられた。診断は、脳溢血で E 医療機関に入院してからすでに 5 ヶ月が経っていた。すでに治療を終え、後は安静に病状の回復を待つのみとなっていたが、退院後の目途がたたく医療機関側も対処に困惑していた。医療機関でも早期退院のため、外務省や入管、都庁、大使館などへ、陳情するも解決しないまま医療費が数百万円に増大した。

S 区役所に退院後の受け皿づくりのために生活保護の申請を行うことを検討したが、以

前一度申請不受理となっており、また、担当官からも適用は難しいと打診される⁽⁵⁾。2ヶ月ほど経ってからミャンマー政府より旅券が発給されることになったため、帰国へ向けて関係者の調整が行われた。

最終的に帰国費用や医療費を、E 医療機関が負担することになった（このケースは、後に各医療機関に伝わり、無保険の外国人の受け入れ拒否につながり、また、医療関係者からは、『2度と持ち込んで欲しくない』といった雰囲気を感じられたという）。それから3ヵ月後、MCさんは、自国で死亡している。

図2-3



【関連法令通知等：「外国人医療費未払い分補てん事業」】

「外国人登録法（昭和27年法律第125号）第2条第1項に定義する外国人のうち、都内に居住し、又は勤務する者で、公的医療保険が適用されないもの、又は公的医療扶助の給付を受けないものです。すなわち、オーバーステイや不法入国の外国人で、健康保険法や生活保護法、行旅病人及行旅死亡人取扱法などの適用がないものを対象としています。…上記により算定された医療費補てん額は、同一医療機関の同一患者につき200万円を上限とします。…なお、この算定方法により求めた額が東京都の予算額を超えた場合は、予算額の範囲内に一律に減額のうえ医療機関に支払います。

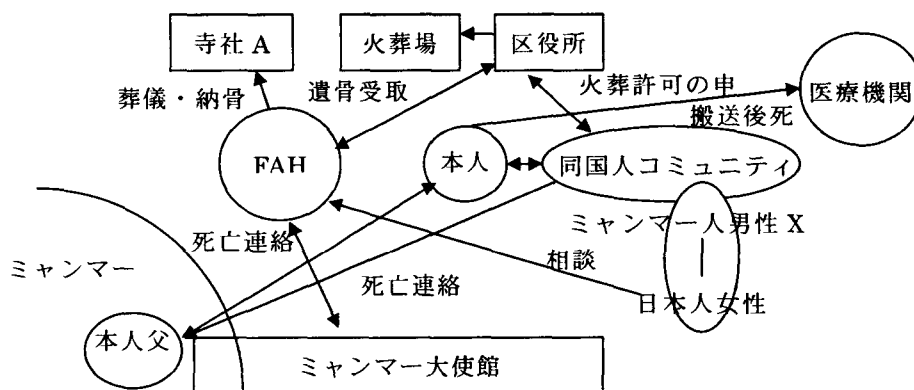
【事例4：ミャンマー人男性MD - 遺体の埋葬】

MDさんは、仕事先の寮で倒れI区内の病院へ搬送されたが、その後間もなく死亡した。

エイズであった。本人の身内は、日本国内におらず遺体の埋葬その他の手続きするものが不在。同国人から本国に連絡がとられ、父親が来日するも滞在費不足や言葉が通じないことなどに疲れ遺体を火葬した後、埋葬などをせずに帰国してしまった。

その後、遺骨の処理に困った同国人コミュニティの中で、アジア友好の家の噂を同国人男性 X が聞きつけ、知り合いの日本人女性に相談し、彼女からアジア友好の家に相談の電話が入った。連絡を受けたアジア友好の家は、協議の上、外国人無縁仏の遺骨受け入れを行っている寺社 A に連絡を取り、受け入れてもらえるか相談。受け入れが可能となり、葬儀・納骨を行った。その際、ミャンマーでのしきたりにのっとり、法要を執り行う。

図 2-4



【関連法令通知等：「墓地、埋葬等に関する法律の疑義について」】

「法第九条を厳密に解釈すれば、埋葬又は火葬する者がいないことになる。然しながら、法第一条の趣旨よりしても死体を放置することはできないから、死体発見地の市町村長が法第九条を準用して措置すべきである。」

【事例 5：ベトナム人男性 ME - 精神病になった留学生】

ME さんとの出会いは、ベトナム料理を何度か食べに行く中で仲良くなったベトナム人女性のオーナーからの相談であった。彼女の経営する店に来るのだが、お金がなく料理を注文することも出来ずに、食べているお客さんの前でじっと座っているという。1度様子を見に店に行き、2度目に店に行ったときに声をかけてみたが、それでも、返事はなかつ

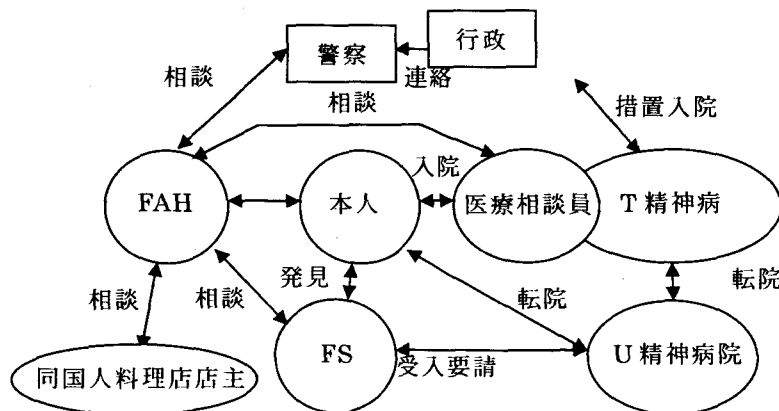
た。何度も声をかけることを繰り返していた後、話の糸口をつかむことができた。「留学生ですか?」「研究生です」「どこに住んでいるんですか?」「H 県です」「遠いですね」「今はどこに住んでいるのですか?」「T 市です」「T 市はここから遠いですか?」「高田馬場から歩きます」、こんなやりとりをした後、彼は外国人登録証を見せてくれたようだ。

それから何日かして ME さんの家を訪れると、今にも壊れそうなアパートの中、書籍の山とゴミの山の間で ME さんがうずくまって寝ていた。話をする中で「今、大変な研究をしているので、毎日が忙しくて寝ることも出来ない」「沢山の人が死んでいる」とどこか精神的におかしな様子であった。その足で T 警察署に相談に行ったところ、福祉課に連絡が行き明らかな精神障害が認められたため、そのまま T 精神病院に措置入院となった。

精神病院に行くのははじめてであったため、難民支援の際に親しくなったフランス人女性の FS さんに同行を依頼して面会に行く。FS さんを紹介すると、「家では英語のほかに仏語で話していたので」と言って楽しそうに話し始めた。面会の中、フランスの医療機関で働いていたことのある FS さんが、ME さんのおかしな様子に気がついた。常用されない強力な薬を飲まされているということが後に判明した。

FS さんと話し合った末、ME さんを転院させることに決め、T 精神病院の医療相談員に連絡をとる。医療相談員は、T 精神病院が身寄りのない福祉関係から回されてきた患者が多く、面会に来るものもほとんどいないところだと教えてくれた。医療相談員と話し合った結果、転院可能ならばすぐに別の病院に転院した方がよいということになり、面会の手続きをとって外に連れ出し、そのまま別の U 精神病院へと移した。

図 2 - 5



[関連法令通知等：精神衛生法第三十二条の規定による通院医療費公費負担制度の運用について]「第二、通院医療費公費負担の実施に関する事項 1. 公費負担の対象について
(問一) 外国人は、公費負担の対象となるか。(答) 対象となる。」

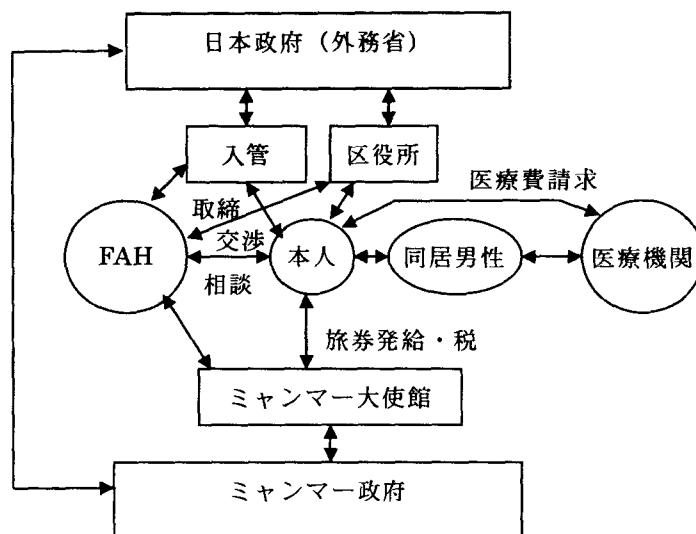
【事例6：ミャンマー人女性 FA - 彼女がすぐに帰国出来ない理由】

FAさんは、軍事政権によってビルマからミャンマーと国名が改められた1989年に29歳の時、来日した。ミャンマーでは、大学で歴史学を専攻し卒業してからは、地方で歴史の教師をしていたという。家族は、両親と大学院卒業後エンジニアをしている姉がミャンマーに、医師をしている兄がドイツにいる。

1990年来日してからは、飲食店などの洗い場などでアルバイトをしていたそうだ。来日してから何年か経ったある時、親しくなった日本人男性と同居を始めた。2004年、内縁関係にあった同男性が、病気のため入院。入院後は、男性に付き添い、めんどろを見ていたが男性は死亡。入院によって発生した多額の費用のうち男性の貯金で不足した部分については、彼女が負担した。医療関係者や行政職員も、入院以前から長い間、ねたきりになっていた男性の介護を行っていたことから同情的であったようだ。葬儀後、アジア友好の家に相談が持ち込まれてからは、男性に他に身寄りがなかったため、男性の居住地であるT区役所に戸籍抹消届けを提出する。

つぎに、FAさんは、年金生活者であった男性の「遺族」にあたるため、近隣の住民や行政職員の協力などを得て同棲関係を証明することで、遺族年金を受給できるようになった。男性が死亡したこともあって日本にいる理由もさしてなくなったFAさんは、両親のいるミャンマーに帰国することに決めたが、在留期限が何年も前にすぎており入管法違反であった。またパスポート自体も旧ビルマ政府発給のものであり手続きが難航した。そして来日後の15年の間、ミャンマー政府へ税金を納めていなかったため、帰国の許可がなかなかミャンマー政府よりおりない⁽⁶⁾。さらに、受給できることになった遺族年金の受取りについても帰国後の送金について問題が発生している。

図 2 - 6



〔関係法令通知等：「外国人に対する遺族年金裁定の疑義について」〕

「厚生年金保険法（以下「法」という。）に規定する保険給付の受給権の発生要件を充たしている者は、国籍の如何にかかわらず保険給付の受給権を取得するものであるから、御照会の事例における外国人も、死亡した被保険者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものと認められ、かつ、法第五十八条及び第五十九条に規定する遺族年金受給権の発生要件を充たしている限り、遺族年金受給権を取得するものがある」

4. まとめと分析課題

以下では、これまで見てきたアジア友好の家の活動と事例をまとめ、今後の外国籍住民への情報提供のあり方について課題となる事柄について指摘する。

4.1. 外国籍住民支援の質的な変化

アジア友好の家の活動が、木村夫妻の居住する地域の中での日常的な近所づきあいの中での隣保相扶的な関係性の中から、留学生へ部屋を格安で賃貸することになったことを契機に自然発生的に起こったものであったことは、これまで述べてきたとおりである。ここでは、こうしたキッカケで始まったアジア友好の家の支援活動の変化について質的な特徴

を簡単にまとめておくことにしよう。

4.1.1. 人の変化 - 難民問題から国際労働力移動問題へ

まず、支援してきた人々の特質が大きく変化したことが指摘できる。五島文雄は、ベトナム難民の発生原因について「出る論理」「出す論理」「受け入れる論理」という3つの視点から、その発生原因の変化を6期に分け分析し、「難民」の性質の変化を指摘している。そこでは、「出る論理」「出す論理」に着目し、1975～1979年の1～2期を、戦争の終結・民族的な差別によって難民条約に適合した「難民」が、来日した時期。3期以降（1980～）を、経済的理由から国外へ脱出する人々が増大した時期としている。

一方で、「受け入れる論理」に着目し、1989年を境に、それまで難民条約における「難民」の定義とは異なったより広い解釈でインドシナ難民を規定してきたのに対し、彼らが本当に「難民」として扱われるべきものなのかどうかをスクリーニングする論理と流出してきたものを自主的に「帰還させる」論理へと、それが変化していることを指摘している（五島 1994）。つまり、難民条約に適合した「難民」から、豊かさを求めて流出する「経済難民」へと支援してきた人々の性質が変わったのだ。

事例でも挙げたように、豊かさを求めて日本に「労働力」としてやってきた彼らの中には、自国では教員や医師をしていたものもいる。けれども、日本社会においては、不法滞在であるがために、あるいは、合法な場合であっても、彼らが働く職場は、単純労働や肉体労働といったものになりやすい。また、諸外国とのEPA・FTAに関する交渉の結果、看護・介護分野における外国人労働者の受け入れが決定しているが、フィリピンにおいて養成されているケア・ワーカーも多様な人々で構成されていることが伊藤らによって指摘されている。それによれば、「近年、看護学生が課程終了まえにケアギバーの訓練プログラムに切り替えたり医師が看護師やケアギバーとなって海外雇用を求めたりするケースがめずらしくないという…技能・専門的知識の高い者が海外の専門性の低い雇用に就くというねじれ現象（伊藤 2004, p.276）」が、起きているという。

こうした人々を単に労働力として受け入れる側にある医療・福祉の現場の人々との間に何が起こるのかは、これからの課題である。しかし、彼らの中には、事例でも挙げたような、休むことなく劣悪な生活環境の中で病になっていくものもいるだろうし、精神的に不安定になるものも現れるだろう。あるいは、生活者としての側面から、慣れない社会・文化環境に適合しそこなうものもあらわれるだろう。そして、「技能・専門的知識の高い外国

人労働者」と「技能・専門的知識が高くないと評価される日本の介護労働者たち」との関係性が、問題を生みだすことはないと言い切ることはできない。

4.1.2. 支援の内容の変化 - 司法化から医療化へ

第2に、支援してきた人々の特質が変化するとともに、支援の中心的な内容そのものも、在留特別許可の取得といった法の陥穽に対する抵抗といったものから、保健医療・年金制度といった外国人労働者の実情に対する法の不適合や、エイズ・結核といった保健医療の問題へと変化したことが指摘できる。

アジア友好の家の支援した保健医療に関する事例の多くは、こうした公的な医療保険制度に加入することなく、病に倒れたものである。「彼らは違反であることを承知して働いています。もし、警察や入管に捕まった場合のことを考えて、短期間で少しでも高収入になるほうに走ったり、まとまったお金を得るために休みなしで仕事をしています。1日に14時間から18時間働く人は珍しくなく、その日々の生活が正常ではありません」、「彼らが住んでいる住宅事情が決してよい環境になっていません。最近、都内では賃貸の安い木造アパートが激減しているのです、彼らは4～5人でマンションを借り、万年床の中で空いている場所に潜り込んで寝るといった生活をしています。精神的にも肉体的にも落ち着かない状況の中で、無理をして働くことは病気になる最大の原因ともなっています」とアジア友好の家の人々は指摘している。

つまり、単に医療保険制度の網から抜け落ちているということが問題なのではなく、そもそも、在留資格に問題を抱えたり、生活環境に問題を抱えたりしながら、自ら過剰な労働に埋没していく構造が問題なのである⁽⁷⁾。

4.2. 相談・情報提供の体制

相談・情報提供の体制については、「何を伝えるか」、「ことば・通訳の運用」、「情報の共有」の3点から、つぎのようなことが指摘できる。

4.2.1. 何を伝えるか - 生きられた経験であることの必要性

アジア友好の家が作成したハンドブックの特徴は、その内容が、法的な内容だけではなく、実際に留学生たちが経験する中で気のついた、日本人では気のつかないような何気ない生活上の暗黙のルールといったものや、日本独特の慣行について掲載している点にあ

る。つまり、個々人によってその都度その都度、異なってくるような法律的な情報だけではなく、すべての人に共通に必要なとされる暮らしの中で実際に役立つ情報を、留学生たちの「生きられた経験」の中から抽出し、掲載したのである。

このような点は、在留資格の審査をするものや、法律相談にのるもの、医療相談にのるもの、といったように彼らと一面的に関わるだけでは見えてくるものではなく、生活全体に関わってきたからこそ、見えてきたものの見方であるし、実際に留学生たちが企画の段階から関わってきたからこそ可能になったものであった。企画を立て実際に実施するという場面では、こうした点に学ぶべきことは多いだろう。

4.2.2. ことば・通訳の運用 - 人的資本としての留学生

アジア友好の家へ持ち込まれる通訳・翻訳の依頼の事例を支援記録からみると、英語以外の言語、特にアジア系の言語に関する通訳・翻訳の依頼が多いことがわかる。また、こうした通訳の依頼は、在留資格に関する相談や保健医療に関する相談と同時になされる場合や、各行政の相談コーナーなどに人員が確保され独自に対応可能な言語であっても制度的な問題で対応できないといった理由でなされたものなどがあつた。

前者のケースの場合、通訳者には、単に言葉を翻訳して伝えるだけではなく、同国人の通訳者を介在させることによって、なかなか自らのことを話そうとしない者に対して接近することで、コミュニケーションの円滑化を図っていることが指摘されていた。また、後者のケースの場合、各自治体の中に通訳者がいても、雇用時間や所属する行政組織を超え派遣されないなどが見られた⁽⁸⁾。

現在、アジア友好の家の場合、常勤のスタッフだけでは、これら持ち込まれる通訳・翻訳のすべてに対応することができない。けれども、これまで関わってきた支援をする中で関わってきた外国籍住民たちとの間に築き上げてきた人間関係を活用することによって依頼に答えてきた。その際、アジア友好の家の人々が、もっとも通訳の「お願い」をしたのが、言葉を理解し日本社会で数年間にわたって生活することで暗黙の文化・規範に慣れ親しんだ留学生たちであった。

4.2.3. 情報の共有 - ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の活用

アジア友好の家の強みは、こうした過去の援助関係の中から生まれてきた対人関係のネットワークを「資源」として持っているということだ。わたしたちは、3.2.支援事例でそ

それぞれの行為主体の関係を図示した。事例の中の関係を整理することで見えることは、外国籍住民の支援活動に関する情報が、それぞれの分野に分かれたクリーク（ノード）ごとに滞留し、他のクリーク（ノード）と共有されていない場合があるということである。

たとえば、事例1の場合のように、外国人医療費未払い補てん制度に関して会計担当者が、制度の存在自体を知らない場合でも、対応マニュアルのようなものが整備されていれば、すぐに回答できただろうし、もし入院受け入れが出来ない場合でも、他の制度に対応した医療機関を紹介することも可能だったろう。あるいは、事例4の場合のように、寺社で遺骨の受け入れを行っているという情報を積極的に明らかにしないようにしている場合もみられた。というのも一度、受け入れを行っていることが明らかになると、その後に受け入れが不可能になってしまうほどに依頼が舞い込んできたりしてしまうからだという。

もちろん、アジア友好の家もこうした社会関係資本を最初から活用できていたわけではない。いくつもの支援事例を積み重ねる中で、徐々に活用の方途を蓄積していったのである。その中には、あまりにも、頼りすぎてしまったために関係が悪化してしまったり、関わった人達をバーンアウトさせてしまったりといった事例3のようなケースも見られた。その一方で、事例5の精神障害になってしまったMEさんの支援の中では、精神医療の知識をもったFSさんが、支援に関わったことで重度化することを避けられたケースもあった。

このような人間同士のつながり、ネットワークを利用することについて木村妙子は、次のように述べている。「大学生、ボランティアなんかは、私たちは20何カ国語を持っていますとかって言われるけども、私は今、何カ国語を持っているか言えない。本当に必要なときには、人材が与えられてその輪が広がっていくから。私たちのやり方は、探す能力を持っているに過ぎない。でも、必ず解決していくには、誰かが必死になって動く人材が要るということよ。それは何かと言ったら、私たちが、アジア友好の家として育ててきた人たちが、恩を私たちに返して下さるから。だから私は、一方通行のボランティアはやめたほうが良いと言っているのは、そのことなの。彼らたちにも、恩を売りながら、彼らたちの持っている情報、人材、これを私たちに提供してもらいましょうよということなの」と。

この言葉から、私たちはつぎのことを学び取ることが出来るのではないだろうか。ネットワークの中に個別に存在する点である誰かの人的資本を活用するためには、それを運用することが出来るだけの行為主体が必要である。ただし、これがブリッジ機能を果たす特定の誰か・個人というだけなら、それは、最良の運用者にも最悪のプロローカーにもなりう

る可能性を持っている点に注意しなくてはならない。

5. おわりに

本稿ではアジア友好の家による外国籍住民への支援活動に焦点をあて、そこでの情報提供のあり方について検討してきた。今回、わたしたちは、相談・情報提供が、どのようなネットワークの中で行われているのかを整理し、人間関係を可視化することを試みた。けれども、そこでは、それぞれの関係図の中にある他の支援組織、各行政組織、医療機関などとの協議や指導といった具体的なやりとりの内容については検討しなかった。また、通訳者の位置について整理していない。これらについては、今後の課題としたい。さらに、今回は、保健医療について6つの事例を紹介したが、これだけでは、関係者が現場で手軽に参照することの出来るものにはならない。今後、外国籍住民の支援活動の事例を積み重ね、関係者間で共有していくことが必要である。

注

(1) 2005年3月公開フォーラム『『韓流』から新しい日韓関係へ』での発言より。

(2) アジア友好の家の木村吉男・妙子・一男以外のインフォーマントの個人名については、男女別にアルファベットをふり、性別については、女性はF、男性はMで表記している。

(3) 詳しくは、五島 1994 を参照されたい。

(4) 阿部・中野 2001 では、相談内容をより細かく「入管手続」「結婚・離婚」「労働」「医療」「育児・教育」「住居」「自然災害」「社会保障」「交通事故」に分類して分析している。また、それぞれの事例を状況の説明と対応という形で紹介している。本稿で扱っていないような事例については、こちらを参照されたい。

(5) 社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門部会では、外国人の生活保護適用について議論されている。2004年6月に開かれた第12回部会では、岡部卓委員より以下のような資料が提出されている。同年12月に提出された報告書をみるとこの点は、その他の指摘事項として今後検討が必要な課題としてあげられており、最終的な結論は、出されていない。「生活保護法は第一条において『すべての国民』を対象とすると規定しています。このことは、同法において日本国籍を有さない外国人に対し保護を適用し

ないことを意味しています。そこで厚生省（現厚生労働省）は、昭和 29 年に通知を出し、『一般国民に準じて』保護の適用を行うことを決めました（昭和 29 年 5 月 8 日付、社発第 382 号厚生省社会局通知『生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について』）。同通知では、一定の外国人について生活保護に準じた取扱いをする際の手続を定めたものであり、原則として外国人登録証明書の呈示を求めています。また、例外的に『急迫な状況』にある場合その呈示がなくても、保護の適用を認めています。しかし、『急迫な状況』にある場合であっても、観光ビザや就労ビザで入国した外国人、さらにはオーバーステイの外国人には、保護の適用は認められていません。人道的見地から『急迫な状況』にある場合は、こうした者に保護を適用すべきであると考えます（厚生労働省 2004a）」

（6） ミャンマーの税金問題については、「ミャンマーの民主化を支援する議員連盟ニュースレター月刊第 5 号 2001 年 11 月を参照されたい。

（7） この点は先行研究でも指摘されており、外国籍住民の受診行動の阻害要因として次の 4 点が指摘されている。①コミュニケーション問題、②経済問題、③病気を含む医療に関する情報不足、④入管に対する恐れ、がそれである（山村・沢田 2000）。

（8） 同国人同士の通訳の場合も、通訳者が自己の利益にならない場合や、かかわることで、面倒に巻き込まれるのを恐れ、「通訳をしたら後のことは知らない」といった態度をとる場合が見られたという。

参考文献・資料

アジア友好の家 1993, 「これは便利!!日本の生活手引き 東京編」.

阿部敦・中野克彦 2001, 『外国人住民の生活相談とボランティア』ぎょうせい.

アグネス・チャン 1992, 「アグネスのハートフルトーク 17」『パンプキン』9月号潮出版社 58-59.

五島文雄 1994, 「ベトナム難民の発生原因について 『出る論理』『出ず論理』『受け入れる論理』の変化を中心に」宮島編『難民』東京大学出版会 53-80.

伊藤りり・小ヶ谷千穂・ブレンダ・テネグラ・稲葉奈々子 2004, 「いかにして『ケア上手なフィリピン人』はつくられるか? - ケアギバーと再生産労働の『国際商品』化」F-GENESJournal (3) 269-278.

平野（小野）裕子 2003, 「定住外国人の健康問題と保健・医療・福祉」駒井監修・石井編

著『講座グローバル化する日本と移民問題 第Ⅱ期 第4巻 移民の居住と生活』明石書店
90-132.

Liebow, Elliot. 1967, *TALLY'S CORNER, A Study of Negro Streetcorner Men* (=2001,
吉川・松河訳『タリーズコーナー』東信堂.)

木村妙子 1996, 「活動レポート・外国人医療関係費の問題と関連周辺の諸問題」『ボラン
ティア・センター研究年報 '96』東京ボランティア・センター 94-108.

厚生労働省生活保護制度の在り方に関する専門委員会 2004 「生活保護制度の在り方に
関する専門委員会報告書」.

毎日新聞 2005/6/2 朝刊大阪版.

難民事業本部 2005, 「生活ハンドブック (日本語版)」.

社団法人日本経済団体連合会, 産業問題委員会・雇用委員会 2003, 「外国人受け入れ問題
に関する中間とりまとめー多様性のダイナミズムを実現するために『人材開国』をー」.

高木修・西川正之 2000, 『援助とサポートの社会心理学』北大路書房.

東京都地域国際化推進検討委員会 2005, 「外国人への効果的な情報提供 中間答申」.

東京都労政事務所 2003, 「日本で働く外国人労働者のハンドブック」.

東京都知事本部, 「東京都区市町村の国際政策の状況」各年度版.

東京都知事本部, 「国際化に関する各局の取組み状況」各年度版.

山村淳平・沢田貴志 2000, 「超過滞在外国人の結核症例検討」『結核』75巻2号 79-88.

山村淳平・沢田貴志 2002 「超過滞在外国人の HIV 感染者の実態と問題点」『日本エイズ
学会誌』Vol. 4 No. 2 53-61.

吉岡忍 1992, 「グローバルに、女たち。新宿・大久保界限アジアの肝っ玉母さん奮闘記」
『潮』3, 潮出版 292-302.

吉岡忍 1994, 「エイズ患者 P 君の見た夢」『現代』(1) 260-271.

財団法人新宿文化・国際交流財団 2004, 『平成 15 年度新宿区における外国籍住民との共
生に関する調査』.

関連法令通達

明治 32 年 03 月 28 日 法律第 93 号 「行旅病人及行旅死亡人取扱法」

明治 32 年 07 月 地甲第 55 号 「外国人タル行旅病人死亡人等取扱い方ノ件」

昭和 23 年 05 月 31 日 法律第 48 号「墓地、埋葬等に関する法律」

昭和 25 年 07 月 06 日 発児第 61 号「外国人の妊娠届出に関する件」

昭和 26 年 03 月 31 日 法律第 96 号「結核予防法」

昭和 26 年 12 月 10 日「第三人の結核予防法の適用について」

昭和 27 年 06 月 30 日 衛環第 66 号「墓地、埋葬等に関する法律の疑義について」

昭和 29 年 05 月 08 日 社発第 382 号「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」

昭和 31 年 09 月 26 日 保文発第 7544 号「外国人に対する遺族年金裁定の疑義について」

昭和 38 年 05 月 28 日 社保第 40 号「生活保護法関係不服申立ての取扱いに係る質疑応答について」

昭和 38 年 08 月 01 日 社施第 27 号「老人福祉法施行事務に係る質疑応答について」

昭和 41 年 02 月 08 日 衛精第 7 号「精神衛生法第 3 2 条の規定による通院医療費公費負担制度の運用について」

昭和 43 年 08 月 03 日 衛精第 37 号「精神衛生法の運用上の疑義について」

昭和 44 年 07 月 25 日 社第 169 号「生活保護法による国庫負担金の取扱いについて」

昭和 51 年 02 月 24 日 条約第 4 号「社会保障の最低基準に関する条約（第百二号）」

昭和 54 年 08 月 02 日 児福第 20 号「母子・寡婦福祉資金貸付制度等の運用上の疑義回答集について」

昭和 54 年 08 月 04 日 条約第 6 号「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」

昭和 56 年 06 月 12 日 児発第 490 号「児童扶養手当法等の外国人適用について」

昭和 56 年 09 月 07 日 庁保険発第 13 号「外国人適用にかかる事務取扱について」

昭和 56 年 10 月 15 日 条約第 21 号「難民の地位に関する条約」

昭和 56 年 11 月 25 日 児企第 41 号「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の外国人適用に伴う事務取扱について」

昭和 56 年 11 月 25 日 児手第 33 号「児童手当法の外国人適用に伴う事務取扱について」

昭和 56 年 11 月 25 日 保発第 85 号「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

昭和 57 年 01 月 04 日 社保第 2 号「難民等に対する生活保護の措置について」

昭和 57 年 02 月 04 日 児手第 5 号「児童手当法の外国人適用に伴う関係法令上の疑義について」

昭和 61 年 03 月 07 日 保発第 27 号「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行及びこれに伴う国民健康保険条例準則の一部改正について」

昭和 61 年 12 月法律第 109 号「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」

昭和 62 年 01 月 26 日 健政発第 34 号「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律の施行について（抄）」

昭和 62 年 03 月 02 日 健医発第 207 号「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律の施行について」

昭和 62 年 02 月 12 日 社保第 14 号「行旅病人の救護等の事務の団体事務化について」

昭和 62 年 03 月 27 日 社保第 28 号「行旅病人、行旅死亡人及同伴者ノ救護並ニ取扱いニ関スル件及び外国人タル行旅病人、行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱いニ関スル特例ノ件の廃止について」

昭和 63 年 01 月 26 日 基発第 50 号・職発第 31 号「外国人の不法就労等に係る対応について」

昭和 63 年 06 月 22 日 健医発第 743 号「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 3 3 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」

平成 02 年 06 月 28 日 健政発第 390 号「地域保健活動の充実強化について」別添 6「在日外国人保健サービス支援事業実施要綱」

平成 04 年 03 月 31 日 保険発第 41 号「外国人に対する国民健康保険の適用について」

平成 09 年 08 月 01 日 発健医第 240 号「平成 9 年度結核予防週間の主催について」

平成 09 年 08 月 22 日 発健医第 251 号「平成 9 年度結核予防週間の実施について」

平成 10 年 05 月 13 日 保険発第 83 号「外国人に係る国民健康保険の適用促進について」

平成 10 年 06 月 12 日 発社援第 177 号「生活保護費補助金の国庫補助について」

平成 10 年 12 月 28 日 厚生省令第 99 号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」

平成 11 年 04 月 01 日 厚生省告示第 115 号「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」

平成 11 年 10 月 04 日 厚生省告示第 217 号「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」

平成 12 年 03 月 30 日 障精第 22 号「精神病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退

院の届出等について」

平成 13 年 10 月 15 日 社援保発第 51 号「生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて（通知）」

平成 16 年 10 月 18 日 厚生労働省告示第 375 号「結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」

参考URL

DreamWorks SKG , <http://www.terminal-movie.jp/>, 2005/08/01.

厚生労働省, 「社会保障審議会福祉部会, 生活保護制度の在り方に関する専門委員会第 12 回審議会議事録, 岡部委員提出資料」<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0608-6.html>, 2005/09/01.

まきの聖修後援会事務所, 「ミャンマーの民主化を支援する議員連盟ニュースレター月刊第 5 号 2001 年 11 月」<http://www.seishu.org/contents/katsudo/01111002.html>, 2005/09/01.

社会実情データ図録, <http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/3820.html>, 2005/06/01.

多文化共生センター, <http://www.tabunka.jp/>, 2005/08/01.

東京都国際交流委員会, <http://www.tokyo-icc.jp/index.html>, 2005/08/01.

東京外国人雇用サービスセンター, <http://www.tfemploy.go.jp/>, 2005/09/20.

総務省, 「外国人の在留に関する行政監察の勧告に伴う改善措置状況の概要」
http://www.soumu.go.jp/hyouka/kohyo_020731.htm, 2005/08/25.

財団法人東京都保健医療公社, 「外国人未払医療費補てん事業概要」
<http://www6.ocn.ne.jp/~iryo-hp/>, 2005/09/01.

資料

資料2 - 1 : インドシナ難民を巡る動き

1975	4	サイゴン(現ホーチミン)陥落。ベトナム戦争終結
	5	米国船に救助されたボートピープル9人が千葉港に上陸
1976	7	南北ベトナム統一
1977	9	閣議了解「ベトナム難民対策について」に基づき関係省庁に連絡会議
1978	4	閣議了解でベトナム難民の定住を認める方針
	9	ベトナム難民3人に初の定住許可
1979	4	閣議了解で、初の定住枠(500人)
		海外キャンプの難民受け入れ
		インドシナ3国の元留学生の定住実現などを掲げる
	6	東京サミットでインドシナ難民に関する特別声明
	7	「インドシナ難民対策連絡調整会議」設置
		ジュネーブで「インドシナ難民問題国際会議」開催
	11	アジア福祉教育財団の難民事業本部(RHQ)発足
		政府が日本語教育、職業訓練などを委託
	12	姫路定住促進センター(兵庫県)開設
1980	1	アジア諸国の難民キャンプに受け入れのための調査団派遣
	2	大和定住促進センター(神奈川県)開設
	6	定住枠1000人に拡大
		ベトナムからの家族呼び寄せ(ODP)許可
1981	4	定住枠3000人に拡大
		元留学生らを定住枠に
1982	1	難民条約発効
		出入国管理及び難民認定法施行
	2	大村難民一時レセプションセンター(長崎県)開設
1983	4	国際救援センター(東京都品川区)開設
	8	ハワイでインドシナ難民問題に関する先進国会議
	11	定住枠5000人に拡大
1984		定住者3814人に(12月末)
1985	7	定住枠10000人に拡大
1987		定住者5421人(12月末)
1988		偽装難民を含むボートピープル急増
1989	9	ボートピープルに対する難民資格審査認定制度実施
1990		偽装難民の中国向け送還が始まる
1996	3	姫路定住促進センター(兵庫県)閉所
		インドシナ難民の定住者が10000人を突破
1998	3	大和定住促進センター(神奈川県)閉所
2003	3	家族呼び寄せ(ODP)の申請受付を2004年3月末で終了することを決定
	7	国際救援センター(東京都品川区)閉所決定(2006年3月末予定)
2005		特別枠での最後の呼び寄せ家族が入国(9月予定)

(出典：毎日新聞 2005/6/2 朝刊大阪版)

第3章 外国人学生が快く暮らせる社会の構築に向けて

1. はじめに

1.1. 課題

中曽根康弘元首相が1983年に提唱した「留学生受け入れ10万人計画」から20年が経過した2003年、留学生の数は10万人を超えた。2004年5月1日現在、学生支援機構がとりまとめた統計によれば、117,302人が「留学」の在留資格をもち、日本の各種教育機関で学んでいる。また、法務省によれば、「就学」の在留資格を持つ者は2004年末現在で43,208人であり、そのうちの多くの人日本語学校で学んでいる。本稿においては、そのような彼ら／彼女らのことを「外国人学生」とよぶこととする。

中央教育審議会が2003年12月に発表した『新たな留学生政策の展開について（答申）』では、留学生交流の意義（理念）を①諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、②国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現、③我が国の大学等の国際化、国際競争力の強化、④国際社会に対する知的国際貢献であるとしている。このうち、①諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、②国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現について、以下に引用したい。

諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成

「留学生の受入れ・派遣を通じた留学生交流は、グローバル化する経済・社会の中でますます重要となる我が国と諸外国との間の親密な人的ネットワークを形成するとともに、相互理解の増進や友好関係の深化を図る上で、非常に効果的である。特に、我が国から帰国した留学生は、政治・経済・学術等様々な分野で相手国と我が国との懸け橋として対日理解、友好関係の促進に貢献することが期待される貴重な人材であり、こうした人的ネットワークは、我が国が安定した国際関係を築く上での基礎となるものである（中央教育審議会 2003）」。

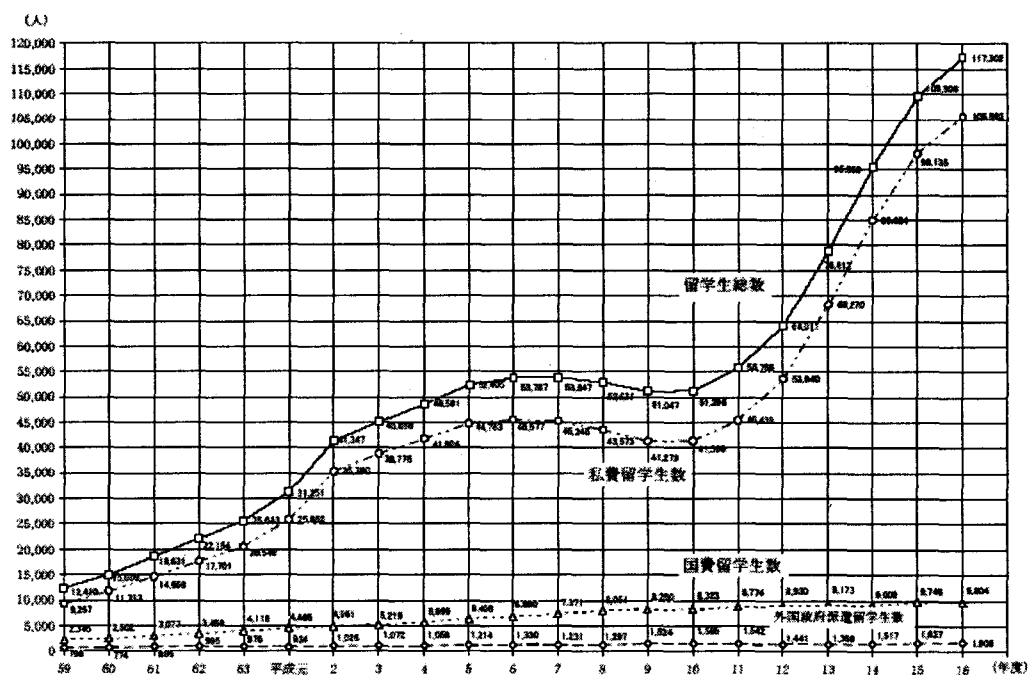
国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現

「多くの日本人が我が国に受け入れた留学生との交流を通じて、多様な価値観、発想、習慣等に触れる機会を日常的に持つことや、留学後も引き続き我が国において就職した留学生が活躍することなどにより、国際的に開かれた活力ある社会の実現が期待される

(前掲 2003)。

全体の7割が日本の高等教育機関に進学する就学生に対して、この答申では「多くの留
 学生にとって日本での留学生活の第一段階は日本語教育機関における学習である。したが
 って、留学生政策の一環として日本語教育機関の質的向上や学生への支援を着実に
 行うべきである」としている。あわせて「交通機関における学生割引の適用や学習奨励費の給
 付の充実、医療に関する支援など、日本語教育機関の学生に対する施策が一層拡充され
 るよう、関係機関への働き掛けや検討を行うべきである」とし、「日本語教育機関におい
 ても、教育指導の充実や学生の学籍管理の徹底など、さらなる質的向上を図る必要があ
 る」としている(前掲 2003)。

図3-1



出所：日本学生支援機構ホームページ

http://www.jasso.go.jp/kikaku_chosa/ryugaku_chosa/16004.pdf (2005年9月30日)

東京都においては、外国人学生の質的向上を意図していると思われる規制強化が近年、目に見えて進んできている。

法務省入国管理局、東京入国管理局、東京都、警視庁は2003年10月17日に連名で「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」を発表し、不法滞在を助長する環境の改善と悪質事案の徹底取締りとして、「留学生・就学生が関与する事件が増加傾向にあることから、これらを受け入れている教育機関に対する指導強化を図るため、東京都、警視庁、東京入国管理局、等で構成された留学生・就学生の違法活動防止のための連絡協議会を設置し留学生・就学生による違法活動防止の徹底を図る」とした（法務省・他2003）。

2004年11月24日には、東京都生活文化局が「留学生・就学生の違法活動防止のための学校調査結果について」を発表した。この調査は、東京入国管理局、東京都生活文化局私学部、新宿区・渋谷区・豊島区の私立学校主管課区の合同調査チームによるものであり、専門学校14校に対して実施された。2005年4月1日には「専門学校・各種学校における留学生・就学生の適正管理のための管理指針」が施行された。

浅野は、外国人学生をめぐる昨今の状況について、以下のような見解を述べている。

「留学生・就学生をめぐる多様な問題発生の主な原因は、日本側の受け入れ体制（奨学金・経済支援等）の不備にある。（中略）支援策の整備なしに規制だけを強化すれば、留学政策に対する日本政府の見識が疑われるだろう。（中略）たしかに、日本の留学制度は、さまざまな困難・歪みを抱えている。特に留学制度の枠内に視野を閉ざして欧米のそれと比較すると、偽装書類、経済的困難、不法就労等、問題ばかりが立つ。しかし、これらの問題は根本的には世界的な南北格差・経済格差から派生したものであり、留学制度の枠内で解決しうるものではない。留学制度の枠内を欧米的に『クリーニング』しても、問題を複雑化させるだけである（浅野 2004, p. 8）」。

確かに、外国人学生にたいする規制強化を目に見えるような形でおこなうことによって、「治安に不安を持つ人々」の不安は軽減できるかもしれない。しかし、規制はするが支援(1)は不十分という現在の状況が続けば、彼ら／彼女らも、いつ、締め出される対象に転落するかわからない。そうまではならずとも、日々、不満と不安に苛まれながらの生活から、反日意識が芽生えてしまい、政府の留学生政策が意図する理念から大きく外れてしま

う可能性は否めない。まさに、自分の夢や目標を実現させるために、異国の地からはるばる日本にやって来た外国人学生の多くの夢や目標の実現に水をさすことになりかねない。そのようなことを回避するためには、規制と並行した支援が必要である。そのひとつの方法として、地方行政が外国人学生に十分な情報提供をおこなうことによって、彼ら／彼女らの生活をより良いものとしていくサポートをすることがあげられると筆者は考える。

前章の石田論文は、民間ボランティア団体である「アジア友好の家」の事例検討から、外国籍住民をめぐる情報提供のあり方について考察するものであった。本章では、東京都内で学ぶ外国人学生を対象にした聞き取り調査から、彼ら／彼女らの日常生活の一端に触れ、外国人学生のより良い生活の構築のために、地方行政はどのような情報提供ができるのかについて考察し、具体的な解決策を提示することを目的とする。

1.2. 本稿の構成

上記の目的を果たすために、本稿ではまず、外国人学生に対するインタビューを通じて、彼ら／彼女らが、どのような生活を送っているのかについて、簡単に紹介する。このインタビューは、「外国籍住民をめぐる情報提供のあり方について」の政策提言をおこなうための基礎的資料のひとつとして本報告書では位置づけられている。(2.インタビュー)

次に、外国人学生のインタビューから得られたこと、日本人の外国人学生支援者へのインタビュー、先行研究などをもとに、留学生が直面する課題とその解決策について触れる。(3.外国人学生が抱えている問題と解決案)

2. インタビュー

2.1. インタビュー概要

このインタビューは 2005 年 5 月～9 月にかけておこなわれた。日本語学校に在籍している人、もしくは日本語学校を経て現在は他の教育機関で学んでいる人を対象にした。インフォーマントの総数は 16 人である。

インフォーマントの選定方法は、「スノーボール・サンプリング」による。この方法は、少数のインフォーマントから始まって、つぎつぎとインフォーマントの数を「雪だるま」式に増やしていく方法のことをさす。

インタビューは、基本的にインフォーマント個人に対し、筆者が半構造化インタビュー

をおこなった。ただし、「Cさん、Eさん、Fさん、Gさん」についてのみ、インフォーマントであるCさんのたつての希望で4人同時にインタビューをおこなった。その際は、補足的に質問紙法を併用した。

次に次節にある各インタビューのまとめ方について説明をする。

インタビュー内容はすべて、インフォーマントの了承を得て録音した。それを全て筆者がテープ起こしをした後、編集を加え、一人称の形でトピックごとに分けた。基本的なトピックは、【日本で学ぶ理由】【アルバイト】【トラブル】【日本人の友人】【同国人の友人】【同国人・日本人以外の友人】【情報媒体との接触】【生活情報】【外国籍住民向け行政サービスの把握】【外国人学生に効果的な情報の伝達法】【欲しい行政サービス】で、以上の項目に当てはまらないものについては適宜設定し、トピックの末尾に配した。

各ケースの末尾には、筆者による補足を配した。ここでは、インフォーマントとしてインタビューに協力して下さるに至った経緯などを記した。

2.2. インタビューの結果

Aさん

中国国籍・26歳・男性・滞日1年4ヶ月・横浜市在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：北京語・インタビュー使用言語：日本語

【日本で学ぶ理由】

日本で大学に進学し、建築家になりたいと思っているため。

【アルバイト】

日本人が経営しているラーメン屋で働いている。その求人情報は私鉄沿線で発行されている日本語で書かれた情報誌で見つけた。洗い場やホールなどで働いているが、環境が良く、今のアルバイトに対して満足している。ただ、日本語がわからなくて困る時もある。

以前、アルバイトをしていた中華料理店では、店長は日本人だったが、働いている人のほとんどは中国人だったため、中では北京語でしか話さなかった。そのような環境のところではアルバイトをしても日本語の勉強が全然進まないと思い、辞めた。

アルバイトを探す際に、外国人だからという理由で断られたことが何回もある。あまりきつい言葉を浴びせられたことは無いが、「外国人はちょっと」などと言われた。

【トラブル】

日本で生活している上で困ったことはあまりない。日本語を話す場合は少々時間がかかるが、日本語を聞き取ることは全く問題ないと思う。

【日本人の友人】

日本人の友人は 10 人くらい。アルバイト先や、月に 3 回くらい行くフットサルを通じて知り合った。

週に 6 日間、1 日 4 時間アルバイトをしているので、日本人にはよく会う。彼らにはわからない言葉など、困った話を相談することがある。日本人の友達がいるということは恵まれていると思う。

【同国人の友人】

中国人の友人は少ない。今通っている日本語学校で勉強している人と、アルバイト先で出会った人の 2 人のみ。

【日本人・同国人以外の友人】

今働いているアルバイト先の同僚であるマレーシア人たちと北京語で話すことがあるが、彼らと一緒に遊びに行ったりすることはない。

今通っている日本語学校は 3 カ月 1 学期制で、3 カ月ごとに学生のメンバーが変わるため、友人は比較的多い。

友人たちとの会話では、「アルバイトをしすぎて勉強の時間がない」「寝る時間がなくてとても体がきつい」「言葉があまり通じないので楽な仕事を見つけるのは大変難しい」「アルバイトをしないと生活ができない」などアルバイトに関する文句が話題にあがる。私の友人のほとんどは、洗い場、引越し屋、その他体力が必要な仕事など、きつい仕事をしている。多くの友人はまず自分でアルバイトを探そうとするが、なかなか見つからず、先に働いている友人（非・日本人）を頼って、働き口を紹介してもらうことが多い。

【情報媒体との接触】

北京語で書かれた情報誌は、日本語学校に時々置いてあるものや、アジア食品店の外に常に置いてあるものなど色々なものがあるが、そのうちの無料のものひとつを毎週のように見ている。

また、インターネットで、留学生のためのサイトを良く見る。そこには、日本の留学生政策の解説、留学生の紹介をするコーナーなどがある。

日本語で放送されるテレビを見ることも多い。

【生活情報】

普段生活していくうえでの情報はテレビから得ている。ビザなどについては学校で調べる。今通っている日本語学校には生活相談系の先生がいるため、もしも何かあったらすぐ相談できる。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

何か問題があったら相談するところを知っているが、利用したことはない。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

基本的に学校から伝えるのが良いと思うが、インターネットを用いるのも良いと思う。行政が知らせるべき情報は、もし知らないと問題が起こるかもしれない法律の変更点や、ビザに関することについてなどだと思う。

【欲しい行政サービス】

(回答無し)

【町内会について】

初めて、横浜市役所に行ったときに資料をもらった。町内会の祭りに参加したことはないが、見に行ったことがある。

補足：

Aさんは、Z日本語学校が筆者に紹介してくれた人である。インタビュー当時まで、1回も会ったことはなかった。終始緊張している様子であったが、Aさんの口ぶりからは、まじめな人柄がしのばれた。

このインタビューは日本語学校終業時刻と、Aさんが現在、普通自動車免許取得のために通っている自動車学校の予約の時間の中に、Z日本語学校の中でおこなわれた。インタビューをすることが出来た時間は、30分程度しかなく、あわただしくインタビューを進行せざるを得なかった。

筆者はAさんの連絡先をZ日本語学校から聞かされていなかったため、インタビュー終了時に、今後追加インタビューが出来ればと思い筆者の連絡先が書いてある紙を渡したが、連絡は来なかった。

Bさん

中国国籍・24歳・男性・滞日1年11ヶ月・三鷹市在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：北京語・インタビュー使用言語：日本語

【日本で学ぶ理由】

日本に住んでいる叔母から日本の話をよく耳にしていたため、興味が湧き、来日した。来日前は北京の高級ホテルで菓子職人をしていた。将来は有名な菓子職人になりたいと思っているが、日本語学校を修了してからのことは、現段階ではあまり考えていない。

【アルバイト】

叔母から紹介してもらった弁当工場で、来日当初から働き続けている。ここの労働者のほとんどは、日本人の中年層以上（もっとも若い人で45歳）である。そこでは敬語はあまり使われず、乱雑な言葉遣いが目立つ。いわゆる正しい日本語を使う機会がないため、日本語の上達に寄与しない。

以前、中国人のアルバイト（女性）に嫌がらせをされた経験がある。当初は何も言わないで我慢したが、結局、我慢できずに抗議した。ただ、抗議はしたもののその女性には梨の礫だった。

他の場所では働いたことは無いが、最初は面接を受けられるはずだったのに、外国人であることが先方に知られた途端、一方的に断られたことがある。

接客する仕事であれば日本語が不自由な外国人の場合は難しいだろうが、たとえばキッチンで料理を作ることなど日本語能力をあまり必要としないものであれば出来ると思う。単に日本語ができないという理由で外国人を雇用しないようにしているわけではないのではないか。

【トラブル】

病気の治療のために病院に行ったことがあるが、受付をしたのは午前中だったのに、午後1時まで待たされた。待ち時間が長すぎると思った。

面識のない日本人に嫌がらせをされたことがある。ある日、ひとりで電車に乗っていると、中年男性から突然罵声を浴びせられ、車両と車両の間の連結部分に閉じ込められた。

【日本人の友人】

日本人の友人は結構いる。ただ、その中で信用できる人はおらず、そんなに親しい

とはいえない。皆、ただの遊び友達である。

友人の多くは現在アルバイトをしている弁当工場にいる。仕事が終わったあと、一緒に飲みに行くこともある。

今通っている日本語学校は、夏・冬にパーティーを開いている。そこでは、たくさん若い日本人と出会う機会があるが、なかなか友人はできない。

何か困ったことがあっても、あまり日本人には相談しない。

【同国人の友人】

中国人の友人は日本に10人くらいいる。中国で知り合った人も、日本で知り合った人もいる。日本で知り合った人の多くは、今通っている日本語学校で出会ったが、路上で出会った人もいる。

中国人の友人とはあまり会わない。皆忙しいため、メールや電話での連絡が中心で、「最近元気ですか」とか、「何か困ったことがありましたか」などと交わす。彼らと北京語でコミュニケーションすることによって、日本での生活から生じる悩みやストレスが、軽減されることを感じている。中国人の友人からは、アルバイトにまつわる苦勞話を良く聞かされる。

中国人の友人には中国人の友人がそれぞれたくさんいる。逆に中国人の友人が少ない中国人というのはあまりいないと思う。

ただ、台湾出身者と中国大陸出身者は相反する政治観を持っていることが多いため、様子が違って来る。私はこのことで今通っている日本語学校にいる台湾出身者との間でトラブルを抱えたことがある。

【日本人・同国人以外の友人】

日本人でも中国人でもない友人は十数人くらいで、皆、今通っている日本語学校で知り合った。日本語学校の友人（非・日本人）から紹介された人もいる。一緒に遊びに行ったり、飲みに行ったりすることもある。そういう場では、それぞれの出身国のことについて、日本語で会話することが多い。

何か困ったことや、トラブルが生じた場合は、友人とよく相談しあう。同じ外国人同士だから、自己解決するためのいい経験を持っているだろうと思っている。

【情報媒体との接触】

定期的ではないが、何か欲しい情報があった時に、北京語で書かれている無料の情報誌を読むことがある。情報誌の名前は知らないが、それらは道に置いてあり、アル

バイト情報や格安不動産情報が載っている。

留学にかかわる情報を得るためではないが、インターネットもよく見る。その際には中国の情報について調べることが多い。

【生活情報】

面倒臭いので、誰にも聞かず、全て自分で考えるようにしている。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

三鷹市には外国人向けのサービスが用意されていることを知っている。私の部屋に来た市職員もいる。ただ、この場合は私に会うために来たのではなく、隣の老人宅に定期的に見回りに来ている市職員が、見回っている人の不在を私に尋ねてきたためである。その市職員は、私の日本語の発声から私が外国人だと知るや否や私を三鷹市のイベントに参加させようとしてきた。私は「ありがとうございます」とだけ言って行きはしなかった。

私の叔父（叔母の配偶者）は日本人なので、私は、叔母や叔父に、叔父の養子になることを勧められ、市役所で相談したことがある。私は5回相談に行かされ、その度に市役所の職員は私に対して、色々と質問してきた。とても面倒だったのにもかかわらず、何の問題解決にもならなかった。もう市役所には行きたくない。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

（回答なし）

【欲しい行政サービス】

今後、日本の健康保険制度や、ビザを延長するために必要なことなど、色々気を付けなければならないことは教えてもらいたい。

補足：

Bさんは筆者がY日本語学校のオリエンテーションの際、今回のインタビューのインフォーマントを募集するピラを配ったところ、その場で名乗り出てくれた。

Bさんは、大変大きな体躯であり、風貌にもかなりの迫力がある。急に名乗り出られた時、正直、筆者は少々おびえてしまった。しかし実際のBさんはそのような恐怖で語られるような人物ではなく、警戒心が大変強いが、一旦警戒心を解けば大変明るい人物である。インタビュー以後、筆者とBさんは連絡を取るようになった。筆者がBさんと関わる中で見てきたことには、Bさんは、Y日本語学校においては、その明るいキャラクターで教

職員や他の学生に愛されており、Bさん自身も、Y日本語学校を愛している。

インタビューの際は筆者の質問に対し、Bさんは当初、かなりの部分でお茶を濁そうとしてきたが、次第に緊張感が解け、素直に答えてくれるようになった。

インタビューのまとめにも記述がされているが、Bさんは、行政に対して、敵愾心を抱いている。おそらく、養子縁組の件が尾を引いてしまっているのだろう。また、インタビュー以後にわかったことなのでインタビューのまとめには記載していないが、Bさんは特に警察に対して敵愾心を抱いている。

Cさん

韓国国籍・29歳・女性・滞日4ヶ月・新宿区在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：韓国語・インタビュー使用言語：日本語と韓国語の併用

【日本で学ぶ理由】

韓国の大学で日本語を専攻していた。合計で7年間くらい日本語を勉強している。将来、韓国に戻って、日本語と韓国語を使う仕事に就職したいと思い、日本語学校で学んでいる。

【アルバイト】

日本人が経営している居酒屋で働いており、仕事にはだいたい満足している。その仕事は、歌舞伎町にある外国人雇用サービスセンターで見つけた。ここの存在は韓国で見たインターネットの掲示板で知った。そこには「日本でアルバイトを探すにはハローワークが良い」と書いてあった。

以前、外国人であるという理由でアルバイトを断られたことがあるが、就学生にはアルバイトは週20時間以内という規定がありそれが原因で採用されないこともあるため、外国人に対する差別だったかどうかは一概には言えない。

【トラブル】

警察官に外国人登録証の提示を求められた時、ただでさえ怖かったのに、その時の警察官の話し方に更に恐怖感を駆り立てられた。初めて会った人には丁寧な言葉を使うのが良いと思う。

【日本人の友人】

日本人の友人は5～6人いる。そのうち、信用できる友人は2人いる。今通っている日本語学校や、ある国際交流団体を通じて知り合った。

【同国人の友人】

韓国人の友人は8人くらい。今通っている日本語学校で知り合った。

【同国人・日本人以外の友人】

日本人でも韓国人でもない友達は4人くらい。今通っている日本語学校で知り合った。

【情報媒体との接触】

韓国語で書かれた新聞も日本語で書かれた新聞も読まないが、留学情報に関するインターネットサイトを見ることがある。その中には東京に留学している人のためのウェブサイトもある。

日本語のテレビ番組を見ることも多い。

【生活情報】

W杯の影響で、韓国語で書かれた看板が増えたという話を聞いたことがあるが、一般的に、生活するための情報は本当に得にくい。特に学校に行っていない人は一層探しにくいと思う。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

新宿区が外国人のためにおこなっていることは何もわからない。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

行政からの情報を、就学ビザを持つ人々に行き渡らせようとする場合は、日本語学校に情報を置けばいいと思う。それ以外の人のためには区役所に置くとよいのではないだろうか。とくに区役所で外国人登録している間に、生活情報を見ることができれば便利だと思う。

【欲しい行政サービス】

私は外国人のための旅行の情報が欲しい。

【公共機関への一言】

警察官や駅員が丁寧な言葉を使わないのは問題だと思う。都営地下鉄の運賃はとても高い。郵便局は外国人もよく行くところなので、外国人に対するサービスの向上に努めてほしい。

補足：

Cさんは筆者がY日本語学校の授業の際、今回のインタビューのインフォーマントを募

集するピラを配ってから数日後、筆者に連絡をくれた。その際、Cさんのたっでの希望で、同じ学校に通っているEさん・Gさん、X日本語学校に通うFさんとともに、同時にインタビューをおこなうことになった。

Cさんは大学で日本語を専攻していたということもあり、この4人の中ではいちばん日本語能力が高く、筆者の質問事項を他の人に対して通訳してくれた。

インタビューが終わった現在でも、筆者とは連絡が取れる関係にある。インタビューに協力してくれたお礼もかねて、Cさんが居住している地域が主催するお神輿担ぎに担ぎ手として誘ったところ、大変、喜んでた。この喜びように気をよくした筆者は、他の町内のお神輿担ぎにも誘ったところ、再び喜んで参加してくれた。普段、まちに暮らす日本人と交流する機会はないと語っていたCさんだったが、これらの経験が、まちの人々との相互的な交流の契機になることを筆者は強く望んでいる。

Dさん

韓国国籍・28歳・女性・滞日4ヶ月・東村山市在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：韓国語・インタビュー言語：日本語

【日本で学ぶ理由】

将来は日本語教師か観光ガイドになりたいため、日本で学んでいる。韓国では語学学校に通って日本語を学んでいた。

日本語学校を修了した後に専門学校や大学に進学する予定がある。

【アルバイト】

アルバイトは、現在所有しているピザでは働いてはいけないことになっているのでしたことが無い。

【トラブル】

一人暮らしが初めてなので、何もわからなくて困ることだらけだった。今、一人暮らしをしている場所は姉と一緒に探したが、外国人だからという理由で不動産屋に断られたことはなかった。

わからないことや困ったことは姉に聞く。他に相談する相手はいない。姉は日本に4年間居住している。

【日本人の友人】

日本人の友人はいない。一般的に日本人は態度がすごく冷たい。例えば「金髪の人」

など、明らかに外国人だと分かるような人たちに対してはやさしいけれども、私に対しては全然態度が違う。

【同国人の友人】

韓国人の友人はいない。今、私が住んでいるところは西武線沿線で、日本語学校は高田馬場駅周辺にある。新大久保駅は山手線で反対方向であるため、大久保地域にもあまり行かない。

【日本人・同国人以外の友人】

日本人でも韓国人でもない友人はいない。ただ、日本語学校の中で、違う国の人と話すことはある。

【情報媒体との接触】

韓国語で書かれた情報誌などを目にしたことはあるが、日常的に読んでいるわけではない。日本語学校のパソコンでは、韓国で見ていたサイトを閲覧したり、ウェブメールのチェックをする。日本のニュースはテレビを通じて知る。また、韓国語で流されているテレビ番組を自宅で受信している。

【生活情報】

日本で生活していくうえで必要な情報は、基本的には学校やクラスメートから得ている。市役所でもらった冊子を参考にすることもある。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

法律的な問題などが起きたときに行く外国人相談窓口の存在を、東村山市からもらった資料で知った。国際交流のイベントのようなものには今まで参加したことは無い。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

「ゴミの出し方」「町内会」「スポーツセンター」などの情報が書かれた冊子を、東村山市役所で外国人登録をする際にもらった。その冊子は日本語と英語と韓国語で書かれており、言葉ではよく説明してあったが、翻訳の位置がずれていた。文章を翻訳するならば、同じ内容を指す文章を、隣の場所に配置すべきである。また、ゴミの分別については、ゴミの分別の線引きが具体的にはどちらかがわからなかった。

【欲しい行政サービス】

東村山市に越してきた当初に、市役所で地図をもらったが、それには、病院や学校などの位置は示してあるものの、リサイクルショップやスーパーなどの情報は皆無だった。そのため、買い物をしようと思ってどこに行けばよいのかわからず、自分で

探した。生活をするために便利な地図があればいいと思う。

補足：

DさんはX日本語学校の紹介による。X日本語学校の授業の始業前にX日本語学校の中でインタビューをおこなった。30分程度のインタビューだった。

Dさんは大変な孤独感を抱いているように思われた。インタビュー中に筆者がDさんに対し、「友人関係」について聞いたところ、たいそう不機嫌だった。もしかしたら、最近、友人関係でトラブルがあったのかもしれない。Dさんに今後の追加インタビューのため、筆者の連絡先を教えたが、二度と連絡は来なかった。

Eさん

韓国国籍・22歳・女性・滞日4ヶ月・新宿在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：日本語・インタビュー使用言語：日本語と韓国語の併用

【日本で学ぶ理由】

将来、韓国に戻って、日本語と韓国語を使う仕事に就職したいと思い、来日した。

日本語は韓国にいたときも含め、合計で7カ月間勉強している。

【アルバイト】

「在日韓国人」が経営している韓国料理店でアルバイトをしている。この仕事は、歌舞伎町にある外国人雇用サービスセンターで見つけた。現在の仕事には満足していない。周りに会社が多いので、日にちや天気などの都合によって定時より早く終わることが多く、月給も基本給以下で生活がきつい。やるべき仕事がたくさんあり、通勤時間もかかるし、働いている人も親切でない人が多い。

外国人だからという理由でアルバイトを断られたことはない。1回目の応募で今の仕事が決まった。

【トラブル】

ある日、友人（韓国人）が働いている美容院に遊びに行き、その日働いている人たちと一緒に店内で食事をしながら酒を少しだけ飲んでいたら、現場を経営者に押さえられた。そして、そのことを問題にされて、そこに居合わせた従業員は全員解雇され、給料は総額の40%くらいしか支払われなかった。1滴も酒を飲んでいなかったのにも関わらず友人も同様に処された。解雇された人たちの一部に不法就労の人がいたため、

誰も異議を申し立てることができなかった。この経営者は同じような弱みに付け込み、同じようなことを以前もしたことがあるそうだ。

【日本人の友人】

日本人の友人は5人で、そのうち、信用できる人は2人いる。ある国際交流団体、YWCA、今通っている日本語学校のフリートーキングの時間などを通じて知り合った。

【同国人の友人】

韓国人の友人は8人くらいで、そのうち信用できる人は5人くらい。皆、今通っている日本語学校で知り合った。

【同国人・日本人以外の友人】

日本人でも韓国人でもない友人は、4人くらい。今通っている日本語学校で知り合った。

【情報媒体との接触】

韓国語で書かれた新聞も日本語で書かれた新聞も読まないが、日本語で放送されるテレビは見る。インターネットはあまり見ない。

【生活情報】

韓国人の友人を通じて得ることが多い。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

新宿区が外国人のためにやっていることは何も知らない。ただ、都庁にしろ、新宿区役所にしろ、仕事が遅いイメージがある。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

行政が情報を外国人に伝えるとき、学校に通っている人の場合は学校に情報を伝えるのが一番わかりやすい。駅など、外国人がよく利用するところに情報誌などを置くのも良いと思う。外国人登録をする際にパンフレットなどを渡すのもいいし、外国人のためのサイトを作るのもいいと思う。

【欲しい行政サービス】

日本語がわからない外国人に何か困ったことが起きた時に、手伝ってくれるサービスがあれば良いと思う。例えば病気になった時に、電話をすれば、相談に乗ってくれる人がいたり、また、一緒に病院に行ってくれたり、病院で複雑な手続きを代行してくれれば良いと思う。家を探すときの敷金や礼金のことなどについても、相談できる

ところが欲しい。

私自身としては、日本の観光地情報や、外国人と参加する集まりなどの情報が欲しい。ホームステイ、キャンプなど、色々なところに行ける機会があればいい。そうすれば、外国人は日本のことを詳しく知ることができるし、自分の国の人々にも日本を紹介できるので、日本に大勢の観光客を誘致できると思う。

【一言】

自由に運動したり、ジョギングができる街がそんなに多くない。交通費や食費が高い。道路が狭い。

補足：

Eさんは筆者がY日本語学校の授業の際、今回のインタビューのインフォーマントを募集するピラを配ってから数日後に筆者に連絡をくれたCさんの紹介でこのインタビューのインフォーマントになってくれた。同じ学校に通っているCさん、Gさん、X日本語学校に通うFさんとともに、4人同時にインタビューをおこなうことになった。

Eさんはインタビュー開始前のアイスブレイキングの段階で他の3人と比べて、口数が少ないタイプであるように筆者には感じられた。事実、インタビューの時は、他の3人に気兼ねしてか、口数が少なかった。個別にインタビューできればより深い内容を引き出すことが出来たと考えられる。

筆者はインタビュー以後、直接的にはEさんと連絡を取っていないが、CさんとFさんがゲートキーパーになっており、連絡を取ることは可能である。実際に筆者がCさんを通じてお神輿担ぎへの参加を呼びかけたところ、喜んで参加していたようだった。

Fさん

韓国国籍・28歳・女性・滞日4ヶ月・新宿在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：日本語・インタビュー使用言語：日本語と韓国語の併用

【日本で学ぶ理由】

将来、韓国に戻って、日本語と韓国語を使う仕事に就職したいと思い、来日した。

日本語は韓国にいたときも含め、合計で7カ月間勉強している。

【アルバイト】

日本人が経営している中華料理屋でアルバイトをしている。この仕事は韓国語で書

かれたインターネットの掲示板で見つけた。当時この店で働いていた人が妊娠し、次のアルバイトを探していたのである。

外国人だという理由でアルバイトを断られたことは無いが、アルバイト採用担当者の態度からここで働くのは無理だと感じ、自ら応募の電話を切ったことがある。

【トラブル】

最近では遭遇する機会がないが、街を行く街宣車の存在が非常に不愉快。内容が差別的だし、音もうるさい。他には特に不愉快なことは無い。大久保は、まちの雰囲気は韓国とほとんど同じなので、住みやすい。

郵便局の職員と意思疎通ができず、困ったことがある。その当時は日本語がおぼつかなかったため、かわりに英語で話したところ、職員はずっと固まっていた。他の地域では必要ではないかもしれないが、新宿のまわりは外国人が多いので職員には外国語能力が必要だと思う。

【日本人の友人】

日本人の友人は5人くらい。その中には、ある国際交流団体で知り合った人もいる。仲が良い友人は現在アルバイトをしているところで知り合った2人。

【同国人の友人】

今通っている日本語学校のクラスメートと、今住んでいるところのルームメートを合せて15人くらい友人がいる。今通っている日本語学校には韓国人の在籍者が多い。

ある友人は日本人にいじめられたという理由で、アルバイトをやめたという。しかし、その人はその職場における韓国人の同僚との人間関係も悪かったため、このケースの場合は単なる対人関係が理由だろうが、やはり外国人が働くことには何らかの難しいことがあると思う。

【同国人・日本人以外の友人】

日本人でも韓国人でもない友達は3人で、皆、今通っている日本語学校で知り合った。

そのうちの1人のスリランカ人の友人は、なかなか休みがもらえないため、今のアルバイトをやめようかと思っているそうだ。休みの日は日曜日だけだという。彼はムスリムであるため、お祈りの時間が必要だが、ままならない。今年は12月にラマダン（断食月）になるが、その時に休みが取れなければアルバイトをやめようと思っているらしい。彼の日常生活での不満は他の人よりも多く警察に尋問されることで、韓国

人なら1回尋問されるところを、彼は10回くらい尋問されているようだ。また、彼には自国語で書かれた情報媒体がまったくないため、文字による情報を得るためには英語の新聞を読むしかないという。自国語で書かれたインターネットサイトでは、日本の情報は得られないため、彼は、ひたすら回りの友人から生活情報を得ているようだ。

レバノン人の友人は本当に何も知らない。彼は日本語も下手だから本当に何もできない。日本語学校の友人と会話する際には日本語を用いるが、レバノン人は意味がわからないため、いつも笑顔を振りまいているだけ。ただ彼は、メキシコ人の女性と親しい関係にあるので、わからないことは彼女が英語に通訳してくれているようだ。

【情報媒体との接触】

韓国語で書かれた留学生向けの、ある雑誌をよく見る。この雑誌の問題点は、韓国人の留学生のみをとりあげ、他の国の留学生を記事にとりあげられないことである。

インターネットサイトから情報を得ることも多い。

【生活情報】

日本人の友人から情報を得ることもあるが、基本的に教えてくれる人が周りにいないため、本当に細かい部分については知らない。本当に守らなければならないことも抜け落ちていると思う。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

新宿区が生活者として暮らす外国人のためにやっていることは全くわからない。ただ、韓国人の登録人口が非常に多い新宿区ならではのこともなかもしれないが、新宿区役所に韓国人の職員がいることは韓国人にとって非常に心強いと思う。

東京都庁の下で配られているクーポン券を使って割引を受けたり、韓国語で書かれた東京都内の観光スポットについて書かれたパンフレットを見て、実際に散歩したことがある。これらのパンフレット類にはすごくお金がかかっている印象があったが、この手のパンフレットを持っている人を見たことはあまりない。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

基本的に外国人学生に行政の情報を行き渡らせるためには、日本語学校のオリエンテーションで、パンフレットを渡せばいいと思う。

また、外国人登録をする際には非常に時間がかかり、暇をもてあますことになる。外国人登録をするときに係員は在留資格に応じて、有用なパンフレットを外国人に配ればいいと思う。もっとも私は、外国人登録をするときにはとても時間がかかること

をあらかじめ知っているから、友達と一緒にいったり、本を持っていくようにしている。

【欲しい行政サービス】

自分自身は、教育、文化交流に関する情報が一番知りたい。また、ビザの種類が変わる時(就学→就労など)に行政的にどのような変化があるのかも具体的に知りたい。

【満ち溢れる韓国語】

私が7年前に日本に旅行した時、繁華街で、当時日本に住んでいた友人に歩きながら韓国語で話しかけたところ、「まちなかで韓国語を話すのは本当に危ない」と言われた。今はそのようなことはない。当時と比べ、韓国への眼差しが少し変わったと思う。

また、7年前に日本に旅行に来たときには街の中に韓国語の標識が全く見えなかったが、今ではいろんな街に満ち溢れている。

補足：

X日本語学校に通っているFさんはY日本語学校に通っているCさんの紹介でこのインタビューのインフォーマントになってくれた。そして、Y日本語学校に通っているCさん・Eさん・Gさんとともに、4人同時にインタビューをおこなうことになった。

Fさんは、普段、日本人と長い間話す機会が少ないからだろうか、インタビューが始まるや否や堰を切ったように語りだした。

Fさんは同じX日本語学校に通っているLさんをインフォーマントとして紹介してくれた。なお、このインタビューに出ている友人のスリランカ人というのはLさんのことである。

Gさん

韓国国籍・22歳・女性・滞日7ヶ月・新宿区在住・新宿区在学（日本語学校学生）

第一言語：韓国語・インタビュー使用言語：日本語と韓国語の併用

【日本で学ぶ理由】

以前は韓国の大学で英語を専攻していたが、2年前から専攻を替え、日本語を勉強している。今は、大学を休学している。日本語学校を修了した後は、韓国に戻る。将来、韓国で日本語と韓国語を使う仕事に就きたいと思っている。

【アルバイト】

日本人が経営しているうどん屋で働いている。そのアルバイト情報は歌舞伎町にある外国人雇用サービスセンターで知った。ここの存在は今通っている日本語学校の友人（韓国人）から聞いた。

今の仕事には満足していない。これは私だけに限ったことではなく、採用面接の時に先に言われたことではあるが、日本人と同じ仕事をしているのに日本人よりも賃金が低いことが特に不満で、休憩室が狭い上に非常に汚く、常にゴキブリがいることも不満である。

この仕事が決まる前、外国人だという理由でアルバイトすることを断られたことがある。前述の外国人雇用サービスセンターで情報を探して電話をしたのにもかかわらず、「外国人はちょっと」と言われて断られた。

【トラブル】

職安通りにある郵便局の対応がとても悪いので、いつも気分を害する。外国人が嫌いという理由かどうかはわからないが、表情もあまり良くないし、質問をしても答えてくれないし、とにかくサービスがいつも悪い。

【日本人の友人】

日本人の友達は10人くらいで、その内、相談をできる人は3人くらい。学校のイベントを通じて知り合った人もいれば、個人的な集まりを通じて知り合った人もいる。

【同国人の友人】

韓国人の友人は20人以上いる。今通っている日本語学校、今住んでいる寮などで知り合った。来日からの友人もいる。今住んでいる寮は、日本に留学する前に韓国の語学学校で申し込んだ。

【日本人・同国人以外の友人】

日本人でも韓国人でもない友達は、今通っている日本語学校にいてだけで、4人くらい。食事だけ、一緒にすることがあるが、飲みに行ったり遊びに行ったりすることはない。

【情報媒体との接触】

韓国語で書かれた日本の留学情報に関するインターネットサイトを見ることがある。

【生活情報】

主に口コミ、インターネットサイト、学校から得る。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

新宿区が外国人のためにやっていることは何もわからない。外国人にとって生活するための情報は本当に探しにくい。

窓口の処理速度が遅すぎる。外国人登録関係のための仕事は時間が本当にかかる。資格外活動証明書をもらうために区役所に行った際には2時間もかかった。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

行政が情報を周知するためには、学校にパンフレットなどを置くのがいいと思う。実際、私にとっては学校で情報を得るのが最も便利である。外国人登録をする際に窓口で情報提供を徹底したり、バスの中や電車の中の車内広告を利用したり、郵便局にパンフレットを置くのもいいのではないかと思う。

【欲しい行政サービス】

私が行政からもらいたい情報は、日本人に会える集まりや、アルバイトに関する情報である。また、外国人相談窓口に関しては、形式的な相談役ではなく実際に助けになる相談員が必要であると思う。

補足：

Gさんは、筆者がY日本語学校の授業の際、今回のインタビューのインフォーマントを募集するピラを配ってから数日後に筆者に連絡をくれたCさんの紹介で、このインタビューのインフォーマントになってくれた。同じ学校に通っているCさん、Dさん、X日本語学校に通うFさんとともに、4人同時にインタビューをおこなうことになった。

Gさんはとにかく、郵便局の対応と、アルバイトの現状に強い不満を抱いていた。筆者はインタビュー以後、直接的にはGさんと連絡を取っていないが、CさんとFさんがゲートキーパーになっており、連絡を取ることは可能である。実際に筆者がCさんを通じてお神輿担ぎへの参加を呼びかけたところ、喜んで参加していた。

Hさん

韓国国籍・20歳・女性・滞日1年7ヶ月・板橋区在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：韓国語・インタビュー使用言語：日本語

【日本で学ぶ理由】

韓国の大学では英語を専攻している。韓国で勉強しても学べないことを日本で学びたい、いろいろな経験をしたいと思い、大学を休学して来日した。将来は、日本語教師か韓国語教師、もしくは、映像分野で翻訳家になりたいと思っている。

【アルバイト】

ラーメン屋で働いている。店の前の張り紙を見て、自分から電話し、今の店で働くことになった。仕事はあまり大変ではないし、一緒に働いている人たちが親切であるため、満足している。そこは日本人が経営している店で、他のアルバイトは中国人1人を除いて皆日本人である。

今まで、外国人だからという理由でアルバイトを断られたことは無い。

【トラブル】

日本で生活していくうえで困ったことは特にない。ただ、来日当初は寂しかった。日本人は冷たい感じがする。外国人だと知った途端に態度を変えることがある。私の場合は、見かけだけでは外国人だとわからないが、日本語が稚拙であるために、私が外国人だと気づかれて、態度を変えられたことがある。

【日本人の友人】

そもそも日本人の友人があまりいない。信頼できるといえる人はいない。日本人と会う機会が少なく、日常的に飲みに行ったり遊びに行ったりはしていない。日本語学校とアルバイト先の往復で毎日が過ぎてゆく。アルバイト先は日本人が多いが、働き始めてからまだ10日しかたっていない。

今通っている日本語学校でもフリートークなどで日本人と知り合う会があるが、一般的に日本人は忙しいからか消極的で、私も何かと忙しい。お互いに消極的になってしまっていると思うが、日本人の友人は必要だし欲しいと思う。

【同国人の友人】

韓国人の友人は4～5人ぐらいいる。今通っている日本語学校で出会った人もいれば、寮のルームメイトやルームメイトの知り合いもいる。お互いにそういった経験があるだろうと、日本生活での困ったことを話すことが多い。韓国人同士で固まる韓国

人は多いが、それは日本では韓国人がたくさんいるために自然にそうなってしまっているだけだと思う。

基本的に、アルバイトのトラブルについての話を聞くことはあまりないが、あまり日本語が理解できないと思われて、後ろで悪口らしきことを言われた経験がある人の話を聞いたことがある。

【日本人・同国人以外の友人】

日本人でも韓国人でもない友人は5人くらいで、日本語で会話する。今通っている日本語学校で知り合った。ただ、皆忙しいため、学校以外ではあまり会わない。

日本人の友人ができにくいという話をよく耳にする。皆、日本に住んでいるにもかかわらず、私のように日本人に会う機会がない。

【情報媒体との接触】

韓国語で書かれた情報誌は全く見ない。そこに書かれている情報は、あまり必要ではない。

日本の留学にかかわるようなインターネットサイトを閲覧することも無い。

【生活情報】

地震の時の対処法は学校で教わった。ゴミの分別については、私が住んでいる寮の管理人が教えてくれた。不便なことはあまりない。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

板橋区が外国人のために何かサービスをしていることは全然知らない。私があまり知らないだけなのかもしれないが、多分他の人も全然知らないと思う。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

行政サービスを外国人に伝えるためのアイデアは思いつかない。私の友人（非・日本人）を見ても、生活するうえで困っていることもあまりない。病院に行きたいときに日本語があまりできなくても、今通っている日本語学校には様々な国の出身の先生がおり、同行してくれる。今は、困ったことがあっても学校で解決してもらえそうなので、行政から情報をもらわなくても平気だと思う。

【欲しい行政サービス】

日本に住んでいるのに、あまり日本人と会えない。日本人と外国人が出会えるイベントなどの情報が欲しい。ただし役所に行くのは面倒なので、そのような情報を具体的にチラシなどに記載して、駅などで配るといいと思う。

補足：

Hさんは筆者がY日本語学校のオリエンテーションの際、今回のインタビューのインフォーマントを募集するピラを配ったところ、その場で名乗り出てくれた。HさんとBさんはY日本語学校のクラスメイトである。

Hさんは12月に韓国に帰ることが決まっているからか、あまり日本での生活には積極的ではない様子うかがわれた。Hさんは、求める行政サービスとして、「日本人と外国人が出会えるイベントの情報」を挙げたため、インタビューのあと筆者が、具体的に東京都内で行われているものの情報を伝えたが、「面倒なのでいくつもりはない」と答えた。

インタビューの終了後も、BさんらとともにHさんと会う機会が筆者に何回かあったが、Hさんはいつも疲れているようだった。

後から明らかになったことだが、Hさんはインタビューの終了後間もなく、アルバイトしていたラーメン屋を一方向的に解雇されたそうである。

Iさん

韓国国籍・23歳・女性・滞日2年5ヶ月・八王子市在住・八王子市在学（専門学校）
第一言語：韓国語・インタビュー使用言語：日本語

【日本で学ぶ理由】

新宿区にある日本語学校を経て、今は八王子市内の専門学校で舞台技術を学んでいる。以前在籍していた日本語学校は韓国で学んでいた日本語塾の勧めと、インターネットで収集した情報に基づいて決めた。

韓国には、私が学びたいことを教えてくれる塾みたいなものはあるが、日本のように専門的に学べる専門学校はないため日本で学びたいと思い、日本に来た。日本と韓国は距離的に近いというのも日本を留学先にした理由のひとつである。

将来の夢は、演出やイベントに携わりながら自分の舞台を作ること。イベントやコンサートが好きだから、そういうことに関する仕事がしたい。

卒業後はまず日本で働き、その後は韓国でも日本でもない別の国でも働きたい。決して韓国にこだわって働きたいという気持ちはない。

【アルバイト】

今はアルバイトをしていない。以前、日本人が経営しているパスタ屋と焼肉屋でアルバイトをしていた。それらの仕事は韓国人の友人の紹介で見つけた。

外国人だという理由で2度、アルバイトの採用を断られたことがある。来日当初は日本語ができないという理由で断られた。2度目に断られた時の理由は、その店のお客さんが90%以上日本人だからという理由だった。2度目に断られた当時、自分の日本語能力に幾ばくか自信を持っていたので、採用されないとは思っていなかった。本当は自分の日本語能力が不十分だったのではないかと思ひ、自分のことを責めたが、すぐに立ち直り、韓国人が経営している店が多い新大久保や新宿で働けばいいと思うようになった。

初めに働いたパスタ屋では、私は外国人だからという理由で時給が安かった。ただ、私をこの職場に紹介した韓国人の友人は、日本語が大変上手で、かつ、チーフの彼女だったために優遇されており、日本人と同じ時給をもらっていた。私のように他のアルバイトから無視されることもなかった。私は就業開始時刻の30分前や就業終了時刻の30分後までサービス労働をするなどして状況の打開に努めたが、その甲斐は見られなかった。私と同期のアルバイトである日本人は、私よりも仕事のスピードが遅かったのにもかかわらず、私よりも時給が高いことに私は到底納得が出来なかった。また、私の場合、希望している労働時間より実際の労働時間が削られていたが、その人は、ほぼ希望通り働かせてもらっていた。結局私は心身に変調をきたして4ヶ月で辞めた。

焼き肉屋の場合は中国人など、一緒に働く人は日本人よりも外国人のほうが多く、店長も韓国人で、外国人に対して寛容だった。この店では9カ月働いた。

【トラブル】

基本的には日本で生活しているうえで困ったことはあまりないが、不動産を探す時には保証人の問題で困った。外国人だという理由で何度も断られた。不動産屋で物件をあたるたびに不動産屋が大家にかけた電話の「外国人だけど大丈夫ですか」という言葉が本当に嫌だった。今まで何度も引越した。最初は新大久保にある寮を自力で探し、住んでいた。その後、東伏見に越し、現在は八王子に住んでいる。

私の友人が通っていた日本語学校の場合は、学校が保証人になってくれたそうだが、私が通っていた日本語学校には、そのようなサービスが無かったので、保証人の権利を業者から2万円で購入した。

私はいつも何か困ったことがあっても誰にも相談しない。ただ、解決してから、その経過を話すことはある。そもそも私の周りには韓国人の友人は私と同時期に来日した人ばかりなので、何か問題が起きても役に立たない。

【日本人の友人】

日本人の友人は全部で20人くらい。現在通っている専門学校のクラスメート、日本語学校の先生、以前のアルバイト先で知り合った人、韓国人の友人から紹介された人などがある。お酒を飲む席があれば一緒に行くし、会ったりもするが、そのなかで信用できる友人と言える人は誰もいない。留学生が困る問題はビザや就職などであり、結局、自分の力にかかっている。誰も私を助けられない。

ただ、私の周りの韓国人のことを考えると、私は日本人と出会う場が多いという点で幸運だったのかもしれない。私が現在通っている専門学校の学生のうち、私だけが外国人である。私だけが外国人だということで、入学前は不安だったが、入学後はすんなりと日本人の学生の中に溶け込むことが出来た。

【同国人の友人】

韓国人の友人は、今日本にいる人で10人くらい。その人の中で信用できる人は3人。日本語学校で知り合った人が多いが、高校生の時からの友人もいる。彼女は私よりも先に日本に来ていて、多くの場面で、私の力になってくれた。

日本語学校に通っていたときは、毎日のように会ってお酒を飲んだりしていた。韓国の料理が懐かしいと思ったとき、自然と友達も懐かしいと思っていたりして、よく一緒に韓国料理を食べにいった。音楽を聴いても「あれ、私たちが高校生の時の音楽だね」などといって懐かしさを共有することがよくあった。皆、近くに住んでいた。日本語学校を卒業してからは、みんなばらばらになり、会う頻度が月に1度くらいになった。その多くは、韓国人などの外国人が多い学校に入学したため、入学前の不安はなかったものの、入学後には外国人だけでグループ化することになり、日本人の友人が出来にくい状況に陥ったようだ。

日本人から嫌がらせを受けたり、嫌な思いをしたことがあるという話を耳にしたことがある。たとえば、「外国人だから分からない」という決めつけ。しかしその裏には、外国人は日本語をあまり解さないため、他のアルバイトがきちんと説明してくれないことがある。しかし、そういう事情を理解してくれる上司は少ない。また、仲間外れにされることも多いそうだ。そのような雰囲気は我慢できず辞める友人は多いが、生活するために我慢する人も多い。

【同国人・日本人以外の友人】

日本人でも韓国人でもない友人は3人いる。その中で信用できる人はいない。その

3人とは日本語学校で出会った。その中の朝鮮族の友人とは今でも時々会うが、他の人とは会わなくなった。

【情報媒体との接触】

韓国語で書かれた情報誌は、新宿に来たとき、帰りの電車の中で読むために持っていく。2～3の情報誌を読む。ただ、今の生活圏である八王子周辺にはないため、読みたくても新宿まで来ないと読めない。

昔、インターネットを用いて、生活情報を集めていたことがある。日本で暮らす韓国人の多くに認知されている便利なサイトがあり、そこで様々な情報を得た。ビザの問題、安価な中古家具など、様々な情報があった。

基本的に、韓国に関する情報はインターネットで得る。日本語の新聞は読んでいないが、日本に関する情報はテレビのニュースで知ることが多い。

【生活情報】

私が現在調べる生活情報は旅行の情報のみである。それ以外には、調べたりするものはない。ただ、学校でレポートを課されたときには、インターネットで調べることはある。基本的な生活情報については、なんとなく分かる。地震が起きたらどうするか、ゴミの分別をどうするか、などといった情報は、引っ越しするたびに大家がまとめて渡してくれるため、その通りにやる。韓国語で書いていないものの中にわからない言葉があれば、辞書で調べる。

来日当初は、私より先に日本にきている高校時代からの友人から生活情報を聞いた。また、法律的なものに関しては日本語学校で教えてくれた。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

日本語ができなければ、まったく情報が得られないことを痛感する。八王子市役所はなかなか優しい人が多く、けっこう下手な日本語でも聞いてくれる人もいる。

新宿区役所の職員はまったく笑わないという印象が強い。とてもこわい顔をしており、話しかけにくい。来日当初、下手な日本語で聞いたところ、無視されたこともあった。新宿区の職員は、外国人の対応ばかりで疲れているのかもしれないが、丁寧な対応をするべきだと思う。

どこの役所でもそうだが、職員が丁寧な言葉を使わないことが非常に気になる。日本語学校で、「役所ではお互いに丁寧語で話す」と習ったから、丁寧な言葉で話しているのに、丁寧な言葉を使わないなんておかしい。ただ、本当に丁寧で「ありがたい」

と思うくらいの人もいるので一概には言えない。

八王子市役所で住所変更した時に、外国人のための生活情報誌をもらった。韓国語でも書いてあった。実際に読んでみると、わけのわからない韓国語があったり、翻訳が日本語の原文とずれているところもあった。それ以前に分厚くて読もうとおもわない。

八王子市内で国際交流会があることを知っているが、行ったことはない。行こうとは思いますが、まったく知らない人のところに行くというのは少々気まずい。また、行っても同年代の人がおらず、年配者ばかりで「二度と行く気が失せた」という話を韓国人の友人から聞いたことがあることも国際交流会への参加を躊躇する理由である。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

行政からの情報を流す場として一番良いのは、駅だと思う。駅のホームにポスターや情報カレンダーを貼ると良い。学校に情報伝達するのも有効だと思われる。学生にとっては、学校のお薦めがもっとも信用できる。

【欲しい行政サービス】

奨学金の情報が欲しい。専門学校は大学よりも奨学金がとても少ないのにもかかわらず、大学よりも学費が高い。留学生にとって本当に必要なのはお金だと思う。日本よりも物価が安い国から来ている人も多い。普通の生活の情報は普通に流れていく。ゴミの分別の仕方などの基本的な情報を知るのは、1カ月で終わりだと思う。

補足：

Iさんは以前、W日本語学校に通っていた。Jさんと直接面識はないが、共通の友人Qさんがいる。筆者は、Qさんを通じてIさんと1年前に知り合った。Iさんが八王子市に引っ越したということもあり、最近はまったく連絡を取っていなかったが今回のインタビューのインフォーマントをお願いしたところ、快く応じてくれた。

半年以上は会わない間に、Iさんの日本語能力は驚くほど向上していた。ただ、専門学校の回りの友人の影響だろうか、若者が話すような言葉が混合して、筆者はテープを起す時に大変戸惑った。

Iさんがほかに用事のない日にインタビューを設定してくれたということもあり、65分間、インタビューをおこなうことができた。

Jさん

韓国国籍・27歳・男性・滞日2年4ヶ月・新宿区在住・千代田区在学（専門学校）

第一言語：韓国語・インタビュー使用言語：日本語

【日本で学ぶ理由】

日本でアニメーション技術について学びたいと思い、来日した。2年間日本語学校で学び、現在は専門学校でアニメーションを学んでいる。将来は日本のアニメ会社に就職したいと思っている。

【アルバイト】

ファーストフード店で働いている。YWCAの集まりで知り合った韓国籍の友人（現在は帰国）の紹介で働きだした。待遇などには一応満足している。自分が入りたい日に働けるし、時給もなかなか良い。外国人だからといった差別的待遇もない。昔は韓国人が1人しかなかったので、少々差別的な待遇があったらしいが、私はそのようなことを感じたことは今までない。

コンビニエンスストアでアルバイトを申し込んだ時に、はっきりと「外国人だからダメ」だといわれたことがある。その時は、自分の日本語能力が低いからだと思ってあきらめた。

【トラブル】

生活するうえでは、言葉以外にはそんなに困らなかった。

仮に困ったことがあったときは、日本人の友人に相談したり、今通っている専門学校の先生に相談すると思う。

【日本人の友人】

日本人の友人は、今通っている専門学校のクラスメートを含めて10人。学校のクラスメート以外の人とは、「国際交流サロン」などの集まりや、空手道場で知り合った。学校のクラスメートも含めると、毎日のように日本人と会っている。

ただ、アルバイト先に日本人がいても、働いている時に世間話をするための時間はないし、仕事先以外で会う機会もあまりない。アルバイトをやっていても、そこで働いている日本人と友人になることは本当に難しい。実際に私はアルバイト先で友人を作るのに半年かかった。

日本人の友人ができない人たちは、「国際交流サロン」など、日本人と外国人が集まる場所などに積極的に参加して、そこで話が合う人を見つけて友人となり、更にその

人の友人を紹介してもらって、というように増やすのが良いではないかと思う。私は日本語学校に在籍していた当時、日本語学校から「国際交流サロン」についての情報を得、参加した。その後、毎月のように参加している。連鎖するように友人が出来て、いろいろな集まりに参加するようになった。いろいろな人と話をしたからこそ、日本人の友人がたくさんできたと思う。

留学生の中には、アルバイト中心になってしまう人がとても多いが、せっかく日本まで来たのだから、いろいろなことに参加するのがいいと思う。外国人なのだから言葉が通じにくいのは当たり前のことで、そんなことを恥ずかしいと思わずに日本人と話したり、いろんな情報を集めてもらったりするのが良いと思う。

【韓国人の友人】

韓国人の友人は5人くらい。以前日本語学校に通っていたときに知り合った人と、空手教室で知り合った人がいる。彼らと会う頻度は週に2～3回くらい。韓国人の友人から、「日本人の友達があまりいない」ということを聞いたことがある。

【日本人・同国人以外の友人】

日本人や韓国人以外の友人は中国人が多く、アルバイト先に3人いる。彼らとは日本語で会話する。アルバイト先の友人とはアルバイトしているときだけの付き合いで、個人的には会わない。

【情報媒体との接触】

韓国語で書かれた情報誌に触れる機会はある。その中のある雑誌は、日本語で書かれている欄の隣に韓国語で書いてあり、とても見やすい。いま日本で流行っているものや、簡単な日本語会話、旅行するのにお勧めの場所などを紹介している。総量としては大変少ないが東京都や入国管理局、新宿区などに関連する情報が掲載されることもある。それらの情報は、私が日本語学校に在籍していた時によく聞かされたような内容が多いが、この手の情報についてまったく知らない人には有意義ではないかと思う。アルバイト情報は少ない。

【生活情報】

普段の生活情報は友人（日本人、非・日本人の双方）から聞いたりすることが多い。又聞きの情報も多い。その情報が正しいかどうか疑問が生じてしまうかもしれないが、意味はあると思う。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

行政がおこなっているサービスはまったく知らない。どこに行けば話が聞けるのか、困ったときはどこに行けばいいかなど、全く分からない。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

日本語学校などで、パンフレットを配ったり、掲示板に情報を掲示しておくのはいいのではないだろうか。ただ、掲示される場所や情報誌がたくさん積んであるところについては、知っている人は知っているけれども、知らない人は全く知らないということが多いため留意すべきだろう。

学校に行っていない外国人に対しては、すべての住居は把握できないだろうが一軒一軒ポスティングしたり、多くの外国人が訪れる店に配ったりするのが良いのではないかな。

しかし、実際に突然自分のもとの行政からの情報誌が来たとしても、正直、読まないだろう。他の人も同様であると思う。配布したものを強制的に読ませることは出来ないが、一読させるような文を書いて読ませ、その読者が他者に対して口コミなどで伝えるように仕掛けることは無駄ではない。

健康保険について、もう少しわかりやすく発信すべきだと思う。私が国民健康保険に加入した際には、わかりづらい部分が相当多かったので、翻訳して伝えるのが良いと思う。私が知っている限りでは翻訳されていない。

【欲しい行政サービス】

(回答なし)

【今までの日本生活を振り返って】

日本で勉強することが、昔からの夢だった。頭の中で考えていた日本と、現実の日本とは、違うことが多かったが、日本にきたことは後悔していない。もちろん生活する上でつらいことがあった時には「このまま韓国に帰ろう」と考えることもあるが、それは一時的な感情である。

友人(非・日本人)の中には、日本での生活に嫌気が差し、「祖国に帰りたい」と常々言っている人も何人かいる。「日本は嫌だ」「帰りたい」と言っている人たちは、アルバイト先で外国人として差別された影響が大きいと思う。難解な語彙力を要求するような伝えにくいことをわざと早く話す人、いやがらせ的な言葉を投げかける人、「この人は、この国の人だからこうだよ」というような偏見。

しかし、留学してきている人にも多くの問題がある。まず、別の国で暮らしている外国人は皆、受入国の文化に慣れないと暮らせない。

本国から逃避するために日本に留学に来ている人も多い。そのような人々は、「何とか日本でやり遂げよう」と思わずに来てしまっている人々なので、結局辛い思い出を抱えたまま帰るという道を選ぶことになる。

補足：

Jさんは以前、W日本語学校に通っていた。Iさんと直接面識はないが、共通の友人Qさんがいる。

Jさんと筆者は、2年半前に都内の国際交流財団が主催する「国際交流サロン」で知り合った。筆者は、Jさんにとって、初めての日本人の友達である。当初、日本語能力が低く伏し目がちだった彼は、現在では日本人と見まがうほど弁が立つ。

彼と筆者はことあるごとに、ぶつかり合いながら、また、協力し合ってきた。今回の調査においても彼は、翻訳や質問項目の設計などにおいて、筆者の力になってくれた。

Kさん

スリランカ国籍・27歳・女性・滞日1年7ヶ月・新宿区在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：シンハラ語・インタビュー言語：日本語と英語の併用

【日本で学ぶ理由】

日本の大学で教員として勤務しているスリランカ人が夫である。彼とこれから15年くらい日本に住もうと思っている。その間は私も日本で仕事をしたいと思っているため、現在、日本語学校で学んでいる。

【アルバイト】

今まで日本でアルバイトをしたことは無い。アルバイト雑誌を買ってきては、応募しているが断られ続けている。私は1時まで日本語学校があり、また、結婚しているのであまり遅くまで働くことができない。勤務時間が限定されていることが今まで不採用が続いている理由だと思う。外国人だという理由でいきなり断られたこともある。

夫から「日本人は仕事に厳しいが、外国人だともっと厳しくなる」と聞いたことがある。夫は「外国人が日本で仕事をすることはとても大変。簡単な仕事が見つければ

それでいい」と常々言っている。また、「日本でもスリランカと同じように誰か知っている人を通して仕事を探すのがもっとも簡単」ともいう。しかし私には仕事を紹介してくれるよう人はいない。夫は、大学の恩師を通して今の仕事を見つけたが、私はそのうはいかない。そもそも、夫は私がアルバイトすることをあまり好まないようではある。

【トラブル】

今は少し慣れたが、最初は日本語ができなかったため、買い物へ行っても、何が何だか全く分からなかった。意図しない食べ物を買ってきてしまったこともある。

アパートを見つけるときに不動産屋で嫌なことを言われたことがある。外国人は駄目と言われたときには、どうしてかわからなかった。私の姉がアパートを探した際には1歳の子どもがいたために断られた。国籍によって対応が違うと感じている。

ただ、スリランカと比べると日本は本当に安心だと思う。とくに夜道が安全なので、全体的には、あまり不満なことはない。

【日本人の友人】

信頼できる日本人の知り合いは夫の恩師の一家。特に奥さんが大変優しい。私は本当の娘であるかのように彼女のことを「ママ」と呼び、いろいろなことを聞く。だいたい、あう頻度は月に2度くらいだが、電話では良く話す。ほかに信頼できる友人はいない。

【同国人の友人】

スリランカ人の友人は日本に40人くらいいる。その中で信頼できるのは12人（6カップル）。暇な時に誰かの家に行ったり、みんなで旅行に行ったりする。その人々とは、スリランカ大使館で出会ったり、スリランカデーというフェスティバルで知り合った。人から人へと繋がっていった。また、スリランカ人が経営しているお寺に行くと、いろいろ料理を持ち寄りもしている。

【日本人・同国人以外の友人】

日本人でもスリランカ人でもない友人は20人くらいいる。その多くは今通っている日本語学校で出会った。主に日本語で会話する。学校の外で時々一緒に食事することがある。

【情報媒体との接触】

シンハラ語で書かれている雑誌などは見ない。ただ、英語で書かれた留学生のため

のサイトを見ることがある。そのサイトは私が在籍していたスリランカの大学で、スリランカの大学の先生から教えてもらった。ただ、日本のことについて書かれているものについては探したことはない。日本語で書かれた新聞を取っているが、私は理解するだけの日本語能力は無いため、分からない。夫が暇な時には、時々、新聞記事の内容について解説してくれる。

【生活情報】

スリランカ人の間で、日本の生活情報を交換する事がある。例えばアルバイト探しをする時「自分の希望をはっきり言ったら落ちる」「日本語がさらに上達すれば良い」といったアドバイスを受けたことがある。

夫は17年間日本に住んでいるため、相談しに来るスリランカ人が多い。ただ、彼は18歳からずっと日本に住んでいるため、シンハラ語を時々忘れることがある。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

新宿区のサービスは利用した事がない。ただ、持ってはいないが、英語、韓国語、中国語などで書かれた「新宿区外国籍住民のための生活情報」を新宿区が出したことは知っている。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

皆が集まるような場所で情報誌を配るのも良いし、インターネットサイトを作るのも良い。

【欲しい行政サービス】

私は外国人のためのアルバイト情報が欲しい。

補足：

Kさんは筆者がY日本語学校のオリエンテーションの際に配った、今回のインタビューのインフォーマントを募集するピラを配ったピラを見て、筆者が別の日にY日本語学校に行った折に今回のインタビューのインフォーマントとして志願してくれた。

非常に物腰が柔らかい人で、上品さが感じられた。インタビューのまとめにも記されているが、Kさんにとって、夫の恩師の一家の存在が非常に大きなものであることが筆者には強く感じられた。

Lさん

スリランカ国籍・24歳・男性・滞日1年5ヶ月・江東区在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：タミル語・インタビュー使用言語：日本語

【日本で学ぶ理由】

スリランカでは大学に入るのが難しいため、日本の大学で電子工学を学びたいと思い、11年間にわたって日本に住んでいる32歳の従兄を頼って来日した。なお、彼は、日本の大学を卒業し、今は日本の会社でエンジニアをしている。

大学卒業後はエンジニアとして日本で2年程度働いた後、アメリカやヨーロッパで働きたい。エンジニアになったら、スリランカで仕事を探すのは難しいと思うため、スリランカには戻りたくない。

【アルバイト】

現在は、日本人が経営している居酒屋で働いている。前に働いていたラーメン屋の人員整理で、当時雇用していたアルバイト全員（3人）を全員解雇することとなり、その代わりに社長から今のアルバイトを紹介してもらった。アルバイトとして雇われているのは私だけで、私はウェ이터の仕事とキッチンの仕事を交互にしている。寮も用意されており、現在、私はそこに住んでいる。みんな親切にしてくれるため、今のアルバイトには満足している。

以前働いていたラーメン屋は日本人が経営していた。スリランカ人の友人の紹介によって働き出した。ラーメン屋で初めてアルバイトをした日、初めて豚肉を切った。私はムスリムなので、豚肉を触ったことなどなかった。とても気持ちが悪かった。しかし、次第に慣れていった。

さらに前は、神奈川県にあるアメリカ人が経営しているレストランで仕事をしてきた。そこもスリランカ人からの紹介だった。紹介を受ける前には、アルバイト情報雑誌などを見て応募していたが、「外国人はいらない」と2～3回言われ、嫌気が差していた。そのことをスリランカ人の友人に相談したところ、紹介してくれた。

【トラブル】

住んでいるところの近くにある交番を通るたびに、特定の警察官に「外国人登録証を見せろ」と言われていた頃がある。ある日、堪忍袋の緒が切れて、私はその人と徹底的に議論した。議論を通じてお互いに納得し、その警察官は私の友人になった。今

では交番を通るたびに挨拶を交わす。

【日本人の友人】

日本人の友人は15人くらいいる。そのうち、信用できる人は3人。その1人は従兄の友人で、もう2人は昔アルバイトした神奈川県友達である。

【同国人の友人】

スリランカ人の友人はたくさんいて数えられないほどだが、その中でよく会う人は15人くらい。宗教を通じてのつながりもあるが、今通っている日本語学校を通じて出会った仏教徒もいる。

スリランカ人には強力なネットワークがある。その理由は日常の孤独感にあると思う。

私が日本で生活しているうえで困ることはあまりないのは、何か困ったことがあれば従兄に相談することが出来たからだと思う。また、スリランカ人の友人にもよく相談するし、相談されたりもする。

【同国人・日本人以外の友人】

スリランカ人でも日本人でもない友人は50人位いる。その多くは、今通っている日本語学校とモスクで出会った。プライベートな話はあまりしない。

今、私が通っているモスクは、ミャンマー人が設置したモスクで、ミャンマー人、スリランカ人以外に、アフリカ人、インド人、アラビア人が来る。以前、私は代々木上原のモスクに行っていたが、今通っている日本語学校から遠く、お祈りの時間に合わなかったため、インターネットで探し、このモスクを知った。

私が通っている日本語学校の学生であるネパール人が病気になって、病院に入院していたことがある。何の病気かは分からなかったが、日本語学校の皆で千羽鶴を折った。募金箱を置いて治療費も集めた。入院の手続きは日本語学校がやったようである。

【情報媒体との接触】

日本で発行されている英字雑誌や英字新聞をよく読む。インターネットからは実に様々な情報を得る。スリランカのニュースを調べたり、日本での情報を得るためには日本語の検索エンジンを使う。夜遅くまで働いているため、テレビはあまり見ない。パソコンは一万五千円で、従兄がインターネットのオークションサイトで競り落としてくれた。タミル語で書かれた雑誌を国から送ってもらうこともある。

【生活情報】

顔を見たこともないスリランカ人の友人がたくさんいる。大阪、名古屋、長野など津々浦々に住んでいる。調べたいことがあったら、このようなルートで情報を得ることが多い。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

行政サービスは、基本的にパスポートコントロール以外は知らない。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

行政が何をしているのかが外国人に伝わりにくいのは、情報を媒介してくれる日本人がなかなかいないからだと思う。日本人の友人が多ければ多いほど、その人々を通じて、流れてくる確率が多くなると思う。

また、日本の行政がインターネットで情報を流してくれればいいと思う。スリランカでは日本に留学する人よりもアメリカやヨーロッパに留学する人のほうが多い。アメリカやヨーロッパに関する情報を提供してくれるウェブサイトはたくさんあるが、日本で留学するためのウェブサイトは見たことがない。だから、日本でアルバイトや、アパートを探すのが大変困難な状況にあるのだと思う。例えば韓国人は、韓国からウェブサイトを見て不動産を予約すると聞いた。私たちはそれができない。今、日本に留学しているスリランカ人の多くは、日本に誰かしら頼れる人がいる。換言すれば、頼れる人がいない人は日本には留学できない状況にある。だから皆、アメリカやヨーロッパに行ってしまうと思う。もし、スリランカ人を対象とした日本で留学するためのウェブサイトがあれば、もっと日本に来る人が増えると思う。

【欲しい行政サービス】

日本人と交流できる機会があれば良いと思うが耳にしたことはない。

【日本語学校】

今通っている日本語学校のサービスには満足していない。今の日本語学校は従兄と一緒に選んだ。

従兄は別の日本語学校に行っていたが、その日本語学校は本当に質の低い教育をしていた。従兄はその学校を1年で出たあと、大学で勉強して日本語がうまくなったという。

ある日本語学校は、生徒数の90%がスリランカ人で占められている。中国人のビザが出にくくなった影響で、スリランカ人の入学者が増えたらしい。私にはその学校に

通っているスリランカ人の友人がたくさんいるが、皆、日本語が上手にならないと言っている。ただ、スリランカ人以外の10%の人は皆スリランカの言葉が上手になっていくのだと思う。

補足：

Lさんは同じX日本語学校に通っているFさんからの紹介でインフォーマントになってくれた。

彼はインタビューの最中、話すときにはいつも筆者の目をまじまじと見てきた。まっすぐなまなざしに筆者は好感を覚えた。

Fさんの話によれば、Lさんはいつもアルバイトについての文句を言っているとのことだったが（Fさんのインタビューに記述あり）、Lさんはこのインタビュー中に、アルバイトのことについては一切触れようとはしなかった。

Mさん

マレーシア国籍・23歳・男性・滞日7ヶ月・国立市在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：英語・インタビュー使用言語：日本語

【日本で学ぶ理由】

ロンドンで6年間学んでいたが、経済学に興味を持てず、大学を中退した。日本語は去年の1月から学んでいたが、更に日本語を学びたいと思い、来日した。今通っている日本語学校は友人からの口コミで選んだ。

将来は翻訳家（日本語－英語）になりたいと思っている。日本語能力試験とジェトロテストを受けた後に帰国する予定で、日本の大学や専門学校に入学しようとは考えていない。

【アルバイト】

短期ビザを使っているため、アルバイトをする資格がなく、アルバイトはしていない。

【トラブル】

不動産屋で部屋を借りるときに嫌な思いをした。私は、敷金・礼金は大変馬鹿げた仕組みだと思っており、絶対に払いたくない。今の住居は、今通っている日本語学校から紹介された。来日してからずっとそこに住んでいる。今の住居には敷金・礼金は

無く、カギの権利金も求められなかった。

ほかの事では日本で生活している上で特に困ったことはない。6年間イギリスに住んでいたので、1人で生活するのは、どこの国でも問題ではない。また、日本に来る前から日本語が話せたことも困らない要因だと思う。

【日本人の友人】

日本人の友人のうち、とりわけ信用のできる人が3～4人いる。その日本人とは私のルームメイトがパーティーをした際に知り合った。平均して週に1度程度の頻度で会う。私が日本で生活していくうえでの相談を日本人の友人にすることは無いが、日本についての文句はよく言う。それに日本人の友人は答えてくれることはないが、聞いてはくれる。

【同国人の友人】

マレーシア人の友人は全くいないが必要ない。

【日本人・同国人以外の友人】

日本人とマレーシア人以外の友人は、たくさんいる。その中で生活の相談などをすることができる友人が5人以上いる。私のルームメイトは、スコットランド人、オーストラリア人、アメリカ人、ドイツ人で、皆英語が話せる。

私は毎晩ルームメイトとともに日本についての文句を言いあう。そのトピックとしては、政治家の収賄問題や、日本企業のあり方、中国と韓国の関係、靖国神社、竹島問題などがあげられる。

友人は皆、現在定められている週20時間のアルバイトでは到底足りないと言っている。大久保界限では多くの店先に求人情報が張ってあるため、アルバイト自体は比較的探しやすいようではある。

スリランカ人の友人（日本語学校の友人で、今は専門学校に通っている）はとても困っている。この2年間で40回くらい、警察官に止められ、外国人登録証の提示を求められている。彼は不当逮捕された経験もある。自転車を持っているわけではないのに自転車盗みの容疑をかけられ、突然逮捕されて、連行されたのである。そして、取調室で警察官に日本語で何か書かれている紙を突きつけられ、「これにサインして」と一方的に言われたのである。彼は「これは何ですか」と尋ねたが、「いいえ、構わない。サインして」といった具合にしか対応してくれなかったそうだ。彼は当時、日本語を十分に読めなかったので通訳を要求したが、それに警察官が応えなかったため、

彼は書類にはいっさいサインしなかった。逮捕されて6時間、ようやくスリランカ人の友人を呼ぶことができ、その友達がその紙を翻訳したところ、。実際に彼は自転車を盗んでいないのにも関わらず、その紙には「私は自転車を盗みました」といったことが書かれていた。その場で警察官に抗議したが、そのまま帰され、その後もいっさい謝って来なかった。もし逮捕された場合は、通訳を呼ぶ権利を持っているはずだ。でもそれはあまり知られていない。通訳を要求しても今回のケースのようになかなか応じてもらえないこともある。だから日本では同じような人権侵害のケースがたくさんあると思う。

【情報媒体との接触】

毎日、衛星放送で英語のニュースを見ている。英語で書かれたウェブサイトも見る。本屋で英語の雑誌を立ち読みすることもある。日本のローカルニュースについては英字新聞から得る。日本語で書かれた新聞や、日本語で書かれた雑誌はあまり見ない。大久保通りにあるようなフリーペーパーは読んだことがない。

【生活情報】

地震の情報については、母から転送されたE-mailを日本に来る前にロンドンで見っていたので、ある程度は知っていた。最近、地震が起きた時にはそこに書かれていたことを参考にして行動した。

短期ビザを使っているので健康保険は申し込んでいない。病気がどんなにひどい状態になっても、私は薬を飲まず、病気は自分で治す。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

国立市が外国人に対してやっているサービスは一切知らない。ルームメイトもそういうものを使ったことはないし、そういう話をした事もない。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

まったくわからない。そもそも私は短期ビザで日本に滞在しているので、住民登録もしていない。ただ、ひとつ言えることは、日本人・外国人ともに、言葉が通じないことは問題だということである。

【欲しい行政サービス】

(回答なし)

【集団化】

今通っている学校では、韓国人が韓国人同士で固まっている印象がある。ただ、イ

ギリスでも同じようなことがあった。ちなみに、イギリス留学当時、私自身はアジア人のグループに固まらず、イギリス人の友達や様々な外国人の友達と一緒にいた。

補足：

Mさんは筆者がY日本語学校のオリエンテーションの際、今回のインタビューのインフォーマントを募集するピラを配ったところ、その場で名乗り出てくれた。

Mさんは第一言語の英語と、今学んでいる日本語のほかにマレー語と北京語ができるという。発する言葉の端々に知性が感じられた。日本のニュースに大変造詣が深く、筆者がたじろぐほどであった。

Nさん

デンマーク国籍・26歳・男性・滞日7ヶ月・新宿区在住・新宿区在学（日本語学校）

第一言語：デンマーク語・インタビュー言語：日本語と英語の併用

【日本で学ぶ理由】

デンマークでは、グラフィックデザイナーとしてテレビ局で働いていた。大変忙しく、大変疲れる仕事だった。何か新しいことをやりたいと思うようになり、日本に来た。

日本のグラフィックデザインには触発されるアイデアが多い。デンマークにいるときから日本のグラフィックデザインは最高だと思っていた。将来は、デンマークと日本を行き来するようなグラフィックデザイナーになりたい。

【アルバイト】

デンマーク資本の会社でフリーランスのグラフィックデザイナーとして仕事をしている。原宿のギャラリー（日本人が経営）でも働いている。ギャラリーの仕事は自分で見つけた。いままで外国人だという理由でアルバイトを断られたことはない。とても幸運だったと思う。

ギャラリーでの仕事には、大変満足している。そこでは、日本語と英語を織り交ぜてコミュニケーションを図っている。ただ、日本語の上達のために働いているため、日本語で話すことを心がけている

【トラブル】

日本に来たばかりのとき、韓国人ばかりが住んでいる寮に住んでいた。まったくコミュニケーションを図ることが出来ず、ストレスばかりがたまった。程なくしてその

寮を出、現在ではマンションで、一人で暮らしている。

病気になった時に、今通っている日本語学校がサポートしてくれた。相談したところ、学校の事務員が医者に電話してくれた。本当にやさしいと思った。

肌にアレルギーを持っているのだが、私は日本語で書かれた表記を理解することが出来ないし、店員は全然英語が話せないため、原料のアレルギー表記がわからない。だから、デンマークからアレルゲンが入っていないシャンプーや石鹸などを送ってもらっている。

【日本人の友人】

日本人の友人は 10 人いて、そのうち、本当に信用ができる人は 3 人。そのなかでもっとも信用できる日本人とは日本語学校の友人の関係者のパーティーで知り合った。彼はサラリーマンで、2 週間に 1 回くらいのペースで会う。全体的に見れば日本人と話す時間は短いため、改善しなくてはと思っている。

【同国人の友人】

デンマーク人の友人はいない。そもそも、東京都内に居住している絶対数が少ない。

【日本人・同国人以外の友人】

英語を母語にしている友人が大勢いる。同じような文化的背景があるため安心することができる。彼らとは日本語学校で知り合った。

【情報媒体との接触】

英字新聞を日本語学校で毎日読む。ウェブサイトではデンマークの新聞を読んでいる。

【生活情報】

普段生活するための情報は、主に学校と友人から手に入れる困ったことがあれば、いつも日本語学校に相談する。

公共料金の請求書が全部日本語であるような状況は、外国人に対して優しいものではないと思う。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

新宿区がまとめた生活情報に関する冊子を持っている。それは全て英語で書かれており、ゴミの出し方や病院のいき方などが書かれていた。これは今のマンションに引っ越ししてきたときに部屋に置いてあった。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

行政サービスの向上のために行政がどのようなことをすれば良いかはあまりわからないが、新宿区役所の外国人登録係ではあまり英語が通じないので、職員のうち英語を話せる人を増やしたほうが良いと思う。また、新宿区役所の外国人向けのウェブサイトは見にくい。きちんとしたウェブサイトを作ったほうがいい。

【欲しい行政サービス】

(回答なし)

補足：

Nさんは筆者がY日本語学校のオリエンテーションの際、今回のインタビューのインフォーマントを募集するピラを配ったところ、その場で名乗り出てくれた。

話し方が大変やさしく、非常に好感が持てる。彼は友人関係で大変恵まれているようで、日本での生活を満喫し、羽を伸ばしているように感じられた。

彼は大学時代、ドイツ語を専攻しており、ネイティブレベルのドイツ語が話せる。

〇さん

インドネシア国籍・24歳・女性・滞日6年・渋谷区在住・千代田区在学（大学院）

第一言語：インドネシア語・インタビュー使用言語：日本語

【日本で学ぶ理由】

インドネシアでは日本語を話せる人が多くないため、日本語を話せるようになればいい仕事に就けるのではないかと思い、日本語を学ぶために来日した。

日本語学校に1年半通ったあと、神奈川県内の女子大学に進学した。現在は東京都内の大学の大学院の修士課程に籍を置いている。NGOに興味があり、将来はそういう活動の中で働きたいと思っている。

【トラブル】

私が日本に来たばかりのとき、入学した日本語学校が、取るべき手続きをすべてやってくれたため、困ることはあまり無かった。

ただ、保険証を作るときに漢字がわからなくて困った。私自身は中華系だが、中国の言葉は話せないし、漢字もわからなかった。日本に来てから漢字を勉強して読めるようになった。

大学入学の手続きも、日本語学校がほとんどやってくれた。だから、大学院入学に際して自分で手続きをやったとき、初めてビザの手続きがややこしいことを知った。

外国人の多くが不動産屋で嫌な思いをすることが多いと聞いたことがあるが、私が今まで住んだところは全て寮なので不動産屋には行ったことがない。ただ、寮に入るためには書類を用意したり、面接を受けたりしなければならないので厳しい。また、寮にはプライバシーがないというデメリットもある。

日常生活でのトラブルが起きた際には寮の友人（非・日本人）が助けてくれることが多い。

自転車の置き場がどこにあるのか、どうやって手続きするのもわからなかった時は、台湾人の友人と一緒に手続きをしてくれた。また、私の自転車が持っていかれた時にも彼女が助けてくれた。

財布をなくした時にも、その台湾人が警察に届け出てくれたり、銀行に電話してキャッシュカードを利用停止にしてくれた。結局、定期券しか戻ってこなかったが、非常に助かった。

税金の還付方法について困っていたときには、中国人の友人が教えてくれた。

とにかく、何か困ったことが起きたときには、同じ経験があるのかもしれないからまずは留学生の友人に聞く。解決ができない場合は日本人の友人に聞く。さらには、寮の管理人に聞いている。学校に関することで困ったことが生じた時には大学院の先生に聞く。

【アルバイト】

今アルバイトはやっていない。卒業するまで2年間、月20万円の奨学金をもらえることになっている。今までは、日本に来たインドネシア人のガイド、ウエイトレス、レジ、事務補助など、色々なアルバイトをしてきた。

アルバイトの探し方としては、近所を回ってバイト募集しているところを探す方法、友達から紹介してもらう方法、住んでいた寮に張ってあった求人票を見て応募する方法、アルバイト情報雑誌を見て電話する方法をとったことがある。

外国人だからという理由でバイトを断られた経験は数多い。外国人だという理由で断る場合というのは、アルバイト応募者の言語能力に不安で断る場合と、差別的な意味で断られる場合があると思うが、差別的な意味で断られたと思うこともあった。

とにかく、友人（非・日本人）もそうだが、アルバイトができるかどうかは運次第。

運がいいとすぐ採用されるし、運が悪いと1カ月でも2カ月でも3カ月でも失敗し続ける。

【日本人の友人】

日本人の友人は、普通の友人なら大勢いるが、親友といえる人は少なく2～3人ほど。その人たちとは、以前住んでいた寮で知り合った。今はお互い忙しいのでメールのやりとりのみとなっている。

【同国人の友人】

インドネシア人の友人は、7人くらい。その人たちとは日本語学校、寮、インドネシア料理屋で知り合った。彼ら彼女らのほとんどは中華系ではない。

【同国人・日本人以外の友人】

日本人でもインドネシア人でもない友人がたくさんいる。とくに寮生活で得た友人が多く、いろいろと助けてもらっている。

昔いた女子大学は日本人と留学生、留学生は留学生という壁があった。更に留学生は、中国人、韓国人、朝鮮族というグループに分かれて固まっていた。インドネシア出身は私だけだった。固まる相手がいない私は、積極的にいろいろな人に話しかけた。

【情報媒体との接触】

日本語で伝えられているものも含めて、多くの情報媒体に触れる機会があるが、インドネシア語で書かれているものを見ることは非常に少ない。

【生活情報】

基本的にはインターネットや口コミから得ることが多い。今通っている大学には留学生ハンドブックがある。そこには、ビザの延長の手続法、保険、寮の申し込み法などが書いてある。生活情報の取得については、私は日本語をある程度話せるためあまり困ってない。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

行政が外国人のためにおこなっているサービスについては知らない。友人（非・日本人）からも聞いたことがない。私が知らないのは、自分で知ろうとしないから。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

学校を通じて情報提供をおこなうのが一番良いと思う。学校に通っていない人に情報提供をおこなうのは難しいと思う。

【欲しい行政サービス】

友人（非・日本人）の多くは、日本人の友人ができにくいと言っている。国際交流のイベントなどをおこない、日本人と交流を図れるようにサポートするのはどうだろうか。しかし、今まで寮で行われたイベントから思ったことだが、イベントがたくさんあっても、参加する人はいつも同じ。参加する人をいかに増やしていけるかということ、いかに一般の人々に伝えていけるのかということだと思う。

また奨学金の情報が少ないため充実させてほしい。そもそも私は、奨学金はどこから調べ、どこから探すのかわからなかった。なお、今の奨学金は学校から紹介してもらった。

最初は日本が好きだから留学してきたのに、日本の生活が嫌で帰って、日本が嫌いになるという留学生の話をよく聞く。今、世間に流布して入る情報のうち留学生に関するものは、ネガティブなものは多いが、ポジティブなものは少ない。ポジティブな情報を流し、留学生のイメージを変えていってほしいと思う。

補足：

〇さんは、筆者の友人であるRさん（日本人）の紹介によってインフォーマントになってくれた。6年間も日本にいるということもあり、日本語能力が非常に高いことが感じられた。

このインタビューに対して非常に協力的で、現在暮らしている寮の後輩であるPさんを紹介してくれた。

〇さんは寮生活を満喫されているようで、寮で多くの素晴らしい出会いを持てたことに対して誇りを抱いているようだった。

Pさん

ミャンマー国籍・21歳・女性・滞日2年5ヶ月・杉並区在住・三鷹市在学（大学）

第一言語：ミャンマー語・インタビュー使用言語：日本語

【日本で学ぶ理由】

将来、親が経営している貿易会社を手伝いたいと思っている。その会社は、まだ日本とは取引をやっていないが、来年あたりに日本の中古車部品の輸入をする予定で、やりとりは始めている。

将来、日本との貿易をおこなう際の手紙を作成したりなど、家業の手伝いをしたいと思ったため、今、日本で学んでいる。

東京都内の日本語学校に1年通った後、東京都内の私立大学の聴講生を1年間やり、現在は聴講生をしていた大学で経済学を学んでいる。今通っている大学は、以前通っていた日本語学校の教師の母校でもある。

【アルバイト】

今、2つのアルバイトに従事している。一方は日本人が経営しているレストランのホール係で、日本に来たばかりのとき、ミャンマー人の先輩に紹介してもらった。他方は、ゴルフ場のキャディで、今通っている大学の部活の先輩たちに紹介してもらった。今まで自分でアルバイトを探したことはなく、外国人だという理由で断られたことはない。

【トラブル】

今まで困ったことは特にない。来日当初は環境にあまり慣れていない緊張感があったが、3カ月くらいで緊張感や違和感はなくなった。

日本語学校に通っているときは、心配性な父親のたつての希望で千葉県の子供の家の家に住んでいたが、その親戚とはあまりうまくいかず、学校までの通学時間も長かった。そのような経緯で、日本語学校を卒業してからは、現在の寮で暮らしている。なお、不動産屋に行ったことはない。

学生の友人（非・日本人）は学費の支払いを負担に感じている人が多い。私自身はミャンマーの親からの仕送りは一切受けておらず、奨学金をもらったり、アルバイトをしたりして、生活を成り立たせている。

【日本人の友人】

日本人の友人はたくさんいる。小さいときに親にゴルフを教えてもらっていた影響で、大学ではゴルフ部に所属している。国際交流イベントで知り合った友人や、部活の関係で知り合った他の大学の友人もいる。どちらかというとなんか学生時代の友人が多い。

それら友人の中で、困ったことが起きたときなどに詳しく相談できるのは、アルバイト先の先輩、以前通っていた日本語学校の先生、部活の先輩である。

【同国人の友人】

ミャンマー人と触れ合う機会はそんなに多くない。友人とはいえないが、日本国内に親戚も入れて20人くらい面識のある人がある。そのうち、信頼できて相談できる人

はいない。

ただ、ミャンマー人の中で、月に1度くらい食事会というのがあって、それには参加する。食事会では高田馬場のミャンマー料理屋にご飯を食べに行ったりする。参加者は7～8人の場合もあれば、15人くらいの場合もある。

日本に住むミャンマー人と言っても、いろんな目的で来ている人がいる。勉強だけではなくて、政治運動をやっているグループもある。私はそのようなグループとは全く関わっていない。もっと暇があれば、そのようなみんなと会って話したいと思うが、そんなに暇がない。さらに言えば、申し訳ないが面倒臭い。

まわりのミャンマー人の多くは、日本人の友人が少ないことを嘆くが、私には理解できない。性格にもよるだろうが、毎日、日本で生活しているのに友人ができないなんておかしいと思う。

【同国人・日本人以外の友人】

以前通っていた日本語学校に在籍していたときに友人となった人のうち関係が継続している人、聴講生だったときに知り合った留学生など、ミャンマー人でも日本人でもない友人は5人くらいおり、そのうち、信頼できる人は2人いる。こちらから困った時に相談することはないが、向こうから相談を持ちかけられる。

【情報媒体との接触】

日本で発行されているミャンマー語で書かれている雑誌については、有料であるものを3つくらい認識している。これらは、時々見るが買わない。周りのミャンマー人はこの手の雑誌を読む人が多い。日本で生活しているミャンマー人のことも載っているが、政治的な記事が多い。そのような情報よりも生活している皆のためには生活するための情報を載せた方がいいと思う。

このような雑誌に出てきた内容がミャンマー人の中の日常会話に出てくることもある。もっとも私はミャンマー語で書かれた雑誌を読んでないため、その手の会話には参加できない。私も来日当初は読んだものがあるが、あまり面白い記事が無いと思って、読み続けなかった。

どちらかというと私はミャンマー語で書かれたインターネットサイトでミャンマーに関する情報を読んだり、自分で読みたい本があれば親にお願いして送ってもらう。また母から本が一方的に送られてくる場合もある。

日本に関する情報については、日本語で流されているニュースを見たり、日本語で

書かれている新聞を読んで手に入れる。英字新聞はたまに英語の勉強のために読むことがあるが最近あまり読んでいない。新聞は寮や学校で読む。新聞記事の中にはわけのわからない表現もあるが、それを考えるのも楽しいし、新聞記事について友人同士で会話をしたりするのも楽しい。

【生活情報】

部活などの先輩や先生に聞くことが多い。特に、去年日本語の授業を担当してくれた先生にはとくにお世話になっている。

【外国籍住民向け行政サービスの把握】

外国人相談窓口や、国際交流イベントなど、ある程度は知っているが、詳しくは知らない。まわりの友人（非・日本人）が利用したという話も聞かない。

【外国人学生に効果的な情報の伝達法】

インターネットを使える人に対してはインターネットを使って広報するのがいいと思う。インターネットを使えない人に対しては、色々な雑誌で、もっと幅広く、情報が簡単に皆の手に入るようにすればいいと思う。

外国人にとって必要な情報は、まず生活の基本的なこと。たとえば、アルバイトなどの仕事の情報、健康の情報、保険の情報。また、学生だったら奨学金の情報などだと思う。

【欲しい行政サービス】

（回答なし）

【オーバーステイの人々】

オーバーステイしている人を2～3人知っている。連絡はあまりとっていない。最近、取締りが厳しいことに対し、恐怖心を抱いている人もいれば、「もし捕まったら帰るしかない」と言っている人もいる。

私がアルバイトをしている店を営んでいる会社は、いろいろな所に店舗をもっているが、他の店舗では、オーバーステイの人々をオーバーステイと認知した上で雇っている。その人は日本語があまりできないため、ホールではなく、キッチンの中で働いている。

補足：

Pさんは、Oさんの紹介によってインフォーマントになってくれた。

大変明るく、初対面であるにもかかわらず、多くのことを筆者に語ってくれた。現在の大学には大変満足しているようである。

2.3. 小括

全体のサンプル数、インタビューが主に日本語でおこなわれたことによりインフォーマントの日本語能力によって回答にばらつきが生じていることなど、本インタビューには課題も多いが、外国人学生の声を多少なりとも得ることが出来た。これらの声のひとつひとつは大きな意味を持っており、おのおののテーマにおいて議論を喚起するのに資するものであると考えられる。

今後、特に地方行政関係団体などによって、それぞれのテーマごとに詳細なインタビュー調査がおこなわれ、施策に生かされることを強く望む。

次節では、外国人学生が抱えている問題と解決策について述べる。

3. 外国人学生が抱えている問題と解決案

3.1. アルバイト

外国人学生の多くは、アルバイトをしているが、外国籍だという理由で外国人学生が採用を見送られるというケースが多々ある。無論、雇用者側の論理もあるだろう。しかし、雇用者側の論理が正しいにせよ、そうでないにせよ、外国籍であるという理由で不当な扱いを受けたと感じる人は、感情を害することが多い。このような悪感情の蓄積が反日意識の萌芽になり得るであろうことは十分に予想できる。逆を言うと、外国籍だという理由で不利益を被る機会を減らしていけば、反日感情を抑えることもでき、結果的に「我が国が安定した国際関係を築く上での基礎となるもの」を築く助けにもなると考えられる。

外国人学生が最も必要としている情報のひとつはアルバイト情報であろう。ただ、アルバイト情報が欲しいのではなく、外国人だという理由で断られないアルバイト情報を彼ら／彼女らが欲しているということは、今回、筆者がおこなったインタビューからも垣間見られた。

アルバイト情報がいわゆる「エスニック・メディア」に掲載されている場合は、応募するのが非・日本人であるという前提がある。そのため、雇用者が外国人学生を採用する際に、国籍を理由に不利益を被ることは少ないと考えられるが、一般的なアルバイト雑誌

に比べると、いわゆる「エスニック・メディア」に掲載されるアルバイト情報の量は圧倒的に少ない。また、各日本語学校や寮などでアルバイト情報が掲示板などに張られている場合もあるが、これも情報量としては少ないことが多い。

そこで、外国人学生を対象にしたアルバイト紹介機関を、地方行政が構築することを提案したい。ここは彼らの生活や経済上の問題について相談することもできるようにすれば、なお良い。このような機関の構築することによって、以下に挙げるような多くのメリットが考えられる。

- ① 外国人学生は、外国人だからという理由で一方向的に雇用を断られることが減少する。
- ② 労働条件が地方行政に把握されることから、外国人学生の労働条件の改善につながる。
- ③ アルバイト紹介を受けに来た外国人学生に地方行政からの情報を周知することが出来る。
- ④ 地方行政としては外国人学生がどのようなアルバイトに従事しているのかについて把握することができる。
- ⑤ 雇用者側にビザに応じた法令の遵守を徹底させることができる。

ただ、このような性格をもつ機関はかつて東京都に存在していた。内外学生センター東京学生生活相談所留学生相談コーナーがそれである。しかし、国がおこなっている特殊・公益法人改革によって、日本育英会などと統合され、独立行政法人学生支援機構となった結果、内外学生センター東京学生生活相談所留学生相談コーナーは廃止された。

筆者は2001年に一度、その機関を訪れたことがあるが、多くの外国人学生がそこを利用していた。内外学生センターの職員に連れられ、留学生相談コーナーに足を踏み入れると、予想外に多くの留学生がその場に居たことに圧倒された。私を留学生相談コーナーまで連れて行ってくれた職員と、そこに集まっていた留学生たちは顔見知りだったらしく、お互い笑顔で挨拶を交わしていた。私はその場にその後、3回ほど足を運んだが、留学生たちは、いつもそこに居た。

内外学生センター東京学生生活相談所留学生相談コーナーは、アルバイトに関する相談の場としてのみならず、彼ら／彼女らの安心できる居場所として、存在していることが感じられた機関であった。

中央教育審議会が2003年12月に発表した『新たな留学生政策の展開について（答申）』では、「日本学生支援機構設立等による支援体制の強化」として、

「留学生に対する各種の支援業務は、今後、日本学生支援機構を中核として総合的に実施する体制が確立されることになり、留学生に対するきめ細やかで充実した支援が行われることが期待される。また、各大学等の留学生関連業務に対する支援・協力も強化されるべきである。文部科学省においては、日本学生支援機構との連携協力を図りつつ、留学生政策の企画調整機能の充実を図るとともに、外務省をはじめとする関係省庁との一層の連携の下、政府一体となった留学生政策を展開すべきである。さらに、企業、地方公共団体、各種民間団体等とも連携し、社会全体として国際的に開かれ、留学生を暖かく迎え入れるような環境を構築すべきである（中央教育審議会2003）」。

としているが、上に挙げた事実から鑑みると、現状は、その理念に逆行しているように思われる。

現在、東京都内において、外国人学生にアルバイトを紹介する機関としては、外国人雇用サービスセンターがあげられる。今回、筆者がおこなったインタビューのインフォーマントのうち、この機関を利用した人が3人（C、E、G）いるが、これはこのインタビュー調査のインフォーマントの選定がスノーボール式であるためである。この3人はそれぞれ面識があり、外国人雇用サービスセンターを利用すればスムーズにアルバイトを見つけることができるという情報を共有していた。そもそも、外国人雇用サービスセンターの存在については、自国にいるときにインターネットの掲示板で「日本でアルバイトを探すにはハローワークが良い」（C）と書いてあったのを見たことが知ったきっかけであるという。

外国人雇用サービスセンターの発表によれば、2004年度に外国人雇用サービスセンターを利用した一般外国人枠での求職者のうち、「留学」の在留資格を持つ者は1990人で、「就学」の在留資格を持つ者は1504人だった。これは、かなり利用者が少ないと判断して差し支えあるまい。

石原慎太郎東京都知事は、平成15年第2回都議会定例会知事所信表明において、ハローワークが縦割り行政の弊害に阻まれていることを指摘し、多様な情報を一元的に提供するとともに、職業能力の開発と連動して就業の場を確保していく「しごとセンター」の開

設を謳った。

東京都雇用・就業対策審議会答申である「東京を再生させる雇用就業施策について」では、「外国人の出入国及び就労に関する問題は、第一義的には国の専管事項であるが、高度・専門的な人材により東京の産業を活性化していくことは意義があり、都としても、滞在しやすい環境整備など、外国人労働者の増加に伴う様々な課題について検討していくべきである」としている（東京都 2003）。

以上のような状況のなか、外国人学生を対象としたアルバイト紹介機関の設立は、時宜にかなっていないと考えられる。

図 3 - 3



出所：日本国際教育支援協会ホームページ

<http://www.jees.or.jp/about/index.htm> (2005年9月30日)

3.2. 多重に張り巡らされた情報の網

『外国人への効果的な情報提供 中間答申』に見られるように、東京都はいわゆる「エスニック・メディア」を用いて、外国籍住民に対して情報提供をおこなおうとしており、2005年2月には「東京都在住外国人向けメディア連絡会」の設置が決定された。「エスニック・メディア」を通じて情報伝達をおこなうことはひとつの伝達手段として有意であり、数値化することが出来ない、「口コミ」という未知数の可能性が秘められていると考えられる。なかなか地方行政からの情報が得にくい外国籍住民にとって、口コミは一つの有力なツールである。ある情報が有用なものであったと判断された場合、それは、人から人へ伝播し、広まっていく。そのため、東京都が「エスニック・メディア」を通じて情報を提供することは、「エスニック・メディア」に普段から接触している人のみならず、外国人学生を含めた、より多くの外国籍住民にとって大きな効力を発揮すると考えられる。



「大久保通り沿いにある、フリーペーパーの山」

しかし、口コミに対する意見としては、「又聞きの情報も多い。その情報が正しいかどうか疑問が生じてしまうかもしれないが、意味はあると思う」(J) というものもある。実

際に、口コミの伝達手段を持たない人は、おそらくほとんどいないと思われるが、口コミによって得られる情報の精度には非常にばらつきがあり、必ずしも正しいものばかりとは限らない。口コミのルートを沢山もっている場合には、多くの情報の中から取捨選択をすることができるが、逆に、口コミのルートをほとんど持たず、非常に限られた情報の中からしか判断できない人もいる。そのような人にとっては、その情報が間違っていた場合に、不利益を被ってしまうこともありえるだろう。そのような不利益が生じないようにするためには、多くの方法を用い、情報の網を多重に張り巡らせることが考えられる。

K県で留学生宿舍の管理や留学生相談業務をおこなっているUさんは、筆者に次のように語った。少々長いが引用しよう。

「口コミ情報ってね、最近ブログとかで注目されてはいるけど、口コミ情報って、へたするとただの体の悪いうわさっていうのもかなりあるから。意外に留学生ってみんな人間づきあいが、大体留学生の交流っていうと、じいちゃん、ばあちゃんしか出てこないし。あとは大学のゼミとバイト先と、それぐらいしか人間関係ってないんだよね。だから伝わる情報っていうのもかなり狭い範囲でしか伝わっていかない。

(中略) 情報の伝達って言っても、やっぱりこのエスニックメディアも、もちろん1つのルートだとは思うし。それが果たす役割っていうのは非常に大きいとは思うけど。もうね、結局はやっぱりかなりの量口コミ情報でもらっていて、今のところ留学生関係の口コミ情報っていうのは、情報っていうよりかはうわさが多くて。やっぱりそのうわさから本当の口コミ、いい口コミ情報を変えていくっていうのは、やっぱりその情報の伝達は、スタート地点がどれだけ信頼性があるって、信用される情報をその口コミルートにつなげていくことができるのかっていう、そこがね、ないんだよね。

いろいろ情報提供します、情報あります、でもそれが情報ってあの置いとけば流れていくわけじゃなくて、大体こういうところもそうだけど、ごみになっちゃうんだよね。情報伝達していくっていうの、やっぱり結局人が果たしていく役割って非常に多くて。やっぱり一番最初さ、何かあの何々載っていたからっていうよりかは、誰々が教えてくれたからっていうほうが、そっちのほうが情報って遠くまで流れていく。やっぱりその情報に信頼性があるっていうか、情報に力があるからで。やっぱりその力っていうの、だんだん流れていくうちに弱くなっていったりするけれども。そのスタート地点での、人と人とのつながりの中での持つ力っていうのは、別に留学生、就学生に関わらず、外

国籍の市民への情報伝達、キーワードになっているかなと思っていて。

結局はね、やっぱり紙ベースのものっていうよりかは、人間づきあいの中でどうやって伝達していくのかって。情報のデパートがあって、一冊何かあの××市ガイドみたいなやつがあって、普段さ、俺たちも読まないじゃない。何か必要があるとき、差し迫ってようやく開いてみて、ああ、ここに電話するんだ。電話してみると、ああここじゃないのか面倒くせえな、どこ行ったら教えてくれるんだ、みたいな。意外に、普段僕たちって役所行かないじゃん。行ってみるとね、とっても嫌な思いするね。

例えば自分が結婚した時の結婚の届出のやり方も、最終的に婚姻届が受理されるまでに、3回役所行ったかな。非常に面倒くさかった。その後また住民票の移転の手続きだ何だって。いろんな手続きをやっていくっていうの、もう嫌気がさしたね。何かそういうの、結局ね、一番てっとり早いよね、実際結婚した友達に聞いて、『ああこうやればいいんだ』っていうのが。ただね、友達・友達どおしでパターンが多少違ったりするから、完ぺきではないんだけど。何かそっちの方がリアリティあるよ、情報としては。

結局、だから人と人とのつながりの中で、情報をどこまで伝えていくことができるのかっていう。普段から情報のデパートが必要っていう人間絶対いないし。何か必要なときに調べてっていうことになるんだけど。調べてっていったってわかんないし。じゃあ誰々聞いてみようって、そっちの方に流れていっちゃうよね（原文ママ、斜字は筆者による修正）。

本稿における検討対象である外国人学生への情報提供のあり方に則していえば、例えば、地方行政と学校が提携することで、外国人学生に正確な情報を伝えやすくするしくみをつくったり、外国人学生がよく利用する施設に地方行政が情報提供をおこなうことによって、情報の精度を高めるなど、「エスニック・メディア」以外にもさまざまな方法を用いて、情報提供をおこなっていくことが肝要であると思われる。

そのひとつとして筆者は、地域を通じた情報提供網の整備を提言したい。

2003年12月に発表された中央教育審議会『新たな留学生政策の展開について（答申）』の「留学生と地域社会との交流」という部分においては以下のように述べられている。

「留学生の日本の社会や文化に対する理解を深めるためには、日本人学生や地域社会との交流が重要である。また、こうした交流により日本人との交友関係を広げることは、

留学生に精神的な安らぎを与え、留学生生活を実り豊かにするものである。全国の各都道府県に設置している「留学生交流推進会議」には、大学等をはじめ地方公共団体、企業、各種の民間団体など幅広く関係者が参画しており、これらを通じて、地域社会との交流の促進が期待される。その際、ホームステイによる交流や我が国の文化に触れる機会を設けることなどが望まれる。地域社会との交流を進めるに当たっては、特に民間団体が果たす役割が大きいことから、民間の活動を奨励する方策を検討すべきである（中央教育審議会 2003）。

地域住民を通じた外国人学生に対する情報提供システムの整備がすすめば、副産物として、外国人学生と地域住民との間に親交が生まれることが予想される。そうすれば、外国人学生にとっては疎外感を軽減することができるし、地方行政から流された情報以外の生活のルールなどを直接、地域住民に聞くこともできる。また、地域住民にとっても、地域社会における国際的な相互理解のひとつとして、学ぶべきことは多いだろう。なお、地域による外国人学生への支援の好例としては、東京都国立地域における実践があげられる。ただ、

「国立地域の留学生支援活動は、大学が依頼したものではなく、会が自分たちの独立した運動として行ってきたものである。それでも、いまやこの支援活動は留学生にとってなくてはならないものとなっている（横田 2001）」。

と横田が述べているように、国立地域における実践は、公民館を中心として連携してきたものの、民間主導でおこなわれてきた。

では、地域社会と外国人学生を地方行政がコーディネートするかたちでは、どのように連帯していくことが想定されるだろうか。筆者は、様々な困難はあるにせよ、町内会を活用することが最も良いのではないかと考える。

その理由は、2つある。ひとつ目は、閉鎖的な傾向が指摘されることの多い町内会に、外国人学生という「町内会の流儀」を知らない者が積極的に関わることにより、町内会に関する客観的な判断材料を供することができると思われるからである。このことは、より発展的な町内会運営の推進に資すると思われる。

ふたつ目の理由としては、持ち合わせている機能については町内会ごとにばらつきがあ

るものの、ほぼ全域をカバーしているからである。もちろん、町内会と外国人学生が積極的に関わりあう場合には、意思疎通をはかることの困難が様々な点において生じるであろう。そこで地方行政は、通訳などを派遣して相互理解の手助けをしたり、大学や日本語学校などの各種教育機関とさまざまな連携をとりながら、町内会を巻き込んだ実践を重ねていき、徐々に外国人学生と町内会との相互理解を獲得できるように仕掛けていくことが求められる。



「新宿区大久保地区の祭りの風景」

3.3. セーフティー・ネット

何かあったときに助けてくれるセーフティー・ネットの存在を知っているということは、外国人学生にとって大きな力になる。中央教育審議会が2003年12月に発表した『新たな留学生政策の展開について（答申）』の「セーフティー・ネットの充実」にも、以下のように記されている。

「留学生が我が国での留学生生活を送る上で、様々な不測の事態に直面しても、安心して留学生生活を送ることができるよう、医療費補助制度や緊急時の一時的な資金援助など

支援の充実を図ることが必要である。その際、出産の場合など女性の留学生に配慮した支援の在り方について、検討すべきである（中央教育審議会 2003）。

しかし、現段階では、外国人学生のセーフティー・ネットとして行政サービスが機能しようとするのにあたっては多くの解決すべき問題があげられる。

現存している行政サービスのうち、外国人学生のセイフティー・ネットとなりえる代表的な存在は、外国人相談窓口であろう。窓口とコンタクトを取ることができれば、コンタクトをとらない場合と比べて、問題解決に繋がるサービスに出会える可能性が格段に高まると考えられる。

しかし栖原は「国にせよ自治体にせよ、留学生との直接的かかわりとなると限界がある。行政機関が開設する外国人相談コーナーには、多くの相談が寄せられるものの、『解決機能』に欠けるため、ほとんどが電話による単なる情報提供に終わってしまうという。もちろんそれも大切なことではあるが、留学生は、日本社会の『壁』に阻まれた時に、具体的手助けが欲しくて相談してくる。その場合は、程度の差こそあれ、何らかの形で本人になり代わって対応する要請に迫られる。例えば在留上のトラブル、宿舍やアルバイト探し、あるいは事故などへの対応がそうである。実際、国や自治体の相談機関から紹介されたといつて、民間団体に助けを求めてくる留学生が少なくない」と指摘している。（栖原 1996, p. 227.）

外国人相談窓口に対してではなく、地方行政の部門間での連携を問題にする人もいる。K県で留学生宿舍の管理や留学生相談業務をおこなっているUさんは以下のように筆者に語った。

「何なんだろうね。やっぱり、もしいろんな形で関与している人たちが、自分たちの領分領分で、やっぱり縦割りになりすぎちゃってるっていうのがあって。それはもううちなんか仕事じゃないですよ、それはうちの課の仕事じゃないですよっていう、何かそういういろんな機関がある分、あるように見えるんだけど、その機関と機関が縦割りになっていて、縦割りがどんどんできていったっていう、だからその狭間っていうのができやすくなっているっていうか。結局ね、何かあのいろんな情報の伝達にしても、いろいろセイフティー・ネットって言われているものも、何かの仕組みを作るっていうのも1つの大切なことなんだけど。結局やっぱり仕組みをどれだけ作っていても、しくみとしくみの狭

問っていうのができちゃうだけで。そこの間埋めるっていうのは、結局それこそそれに携わる者の資質というか、それに携わる者の本当にソフト面でのケアっていうか。そういったところでクリアしていくしか、ないんだよね」(原文ママ)。

地方行政と日本語学校との連携を問題にする人もいる。日本語学校関係者のTさんは、次のように語った。

「日本語学校というのは、法的根拠が入管の中の省令の中の一部にちょっと、日振協(日本語教育振興協会)の認める日本語学校っていうところしか法的根拠がないんです、今。っていうことは、行政のネットワークの中に、そこしか引っかかってないってことなんです。だから、例えば、文部省は日振協まですらつながらない。日振協も直轄じゃないんですよね。それは財団だから、あくまでも。だから正式に言えば、別に関連はしているけど違うものですから。

例えば、去年 SARS の問題があったときに、文部省全ての国公立の学校にパッと通達出したんですよね。あの時に日本語学校に来なかった。

日振協にも行かなかったんですよ。それはその東京地方で何とかしなきゃって、パッと私たちが動きましたけど。そういう国のシステムの中に入っていないんです」(原文ママ、斜字は筆者註)。

筆者が今回おこなったインタビューにおいては、「日本語がわからない外国人に何か困ったことが起きた時に、手伝ってくれるサービスがあれば良いと思う。例えば病気になった時に、電話をすれば、相談に乗ってくれる人がいたり、また、一緒に病院に行ってくれたり、病院で複雑な手続きを代行してくれれば良いと思う。家を探すときの敷金や礼金のことなどについても、相談できるところが欲しい」(E)という意見であったり、「外国人相談窓口に関しては、形式的な相談役ではなく実際に助けになる相談員が必要であると思う」(G)という意見が寄せられた。

4. おわりに

本章では、東京都内で学ぶ外国人学生を対象にした聞き取り調査から、彼ら／彼女らの

日常生活の一端に触れ、都が現在おこなっている施策との関わりを検討し、外国人学生のより良い生活の構築のために、行政はどのような情報提供ができるのかについて考察してきた。最後に強調しておかねばならないことは、外国人学生は、ただ勉強するためだけに存在しているわけではないということである。それぞれに多様な私生活があり、人との出会いや別れがあり、色々なことを感じながら、さまざまな経験を蓄積していく。

祖国と比べて知り合いの少なく、不安の多い外国人学生にとって、人と触れ合う場を持つことは、大きな心の支えとなるだろう。人との付き合いは活力を与えてくれるし、何か問題が起きたときには大きな力になってくれることが多い。

もちろん、基本的に人との出会いは自分から得ようとするべきものである。ただ、彼ら／彼女らにとっての異国である日本において、少々、腰が引けてしまっていることもあるかもしれない。外国人学生を取り囲む、学校、地域住民、行政などが、やわらかいブランケットのように外国人学生をやさしく包み込み、安心感を抱かせることが今、求められている。

註：

(1)「支援」には、情緒的支援、情動的支援、評価的支援、道具的支援がある。①情緒的支援とは、留学生の情緒に働きかけるような励ましの言葉を与えたり、悩みの聞き手になったりすることである。②情動的支援とは、必要な情報を教えたり、情報がどのようにすれば得られるかを教えたりすることであり、日本の法律、交通、病院などの社会事情や日本人の習慣や宗教など文化事情を解説することである。③評価的支援とは、留学生の行動について不適切であれば注意し、適切であれば肯定的に評価して、留学生に伝えることである。④登録的支援とは、必要な物品を与え、必要なことをすることである。中古の生活用品の譲渡や引っ越しの手伝いなどがある。このような支援活動は、主にボランティア団体が活動目標として行っている。他方個人が行う支援は、ほとんどが留学生との親睦交流をきっかけに始められたものである。親睦交流の結果は、字義通り「親睦」をもたらすのであり、「親睦」はそのままでも留学生の孤独を癒し、日本理解を助ける「支援」であると言えるが、「親睦」がさらに深まれば生活全般の問題について「支援」がなされる。つまり、親睦交流は個人間の支援活動を生む。すなわち、大学は、地域と留学生との親睦交流に協力することにやって、留学生が地域からさまざまな支援を得るきっかけをつくることのできるのである（横田・白土 2004, p. 223.）。

参考文献：

浅野慎一 2004,「中国人留学生・就学生の実態と受け入れ政策の転換」『労働法律旬報 1576号』旬報社.

阿部敦・中野克彦 2001,『外国人住民の生活相談とボランティア』ぎょうせい.

栖原暁 1996,『アジア留学生の壁』NHK 出版.

財団法人新宿文化・国際交流財団 2004,『平成 15 年度新宿区における外国籍住民との共生に関する調査』.

中央教育審議会 2004,「新たな留学生政策の展開について（答申）」.

東京都雇用・就業対策審議会 2003,「東京を再生させる雇用就業施策について」.

東京都地域国際化推進検討委員会 2005,「外国人への効果的な情報提供 中間答申」.

法務省入国管理局・東京入国管理局・東京都・警視庁 2003,「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」.

横田雅弘 2001,『国立地域のボランティアによる留学生支援活動 ～その歴史的展開と意義～』一橋大学留学生センター.

横田雅弘・白土悟 2004,『留学生アドバイジング』ナカニシヤ出版.

おわりに：

外国籍住民全般に対して言えることだが、彼ら／彼女らがどのような行政サービスを欲しいと思っているのか、地方行政が把握しきことは難しい。というのは、ライフステージや国籍や性別、学歴、来日理由や滞在資格などによって、必要とする情報は、全く異なってくるからである。

ただ、地方行政では出来ないこと／地方行政以外がおこなった方が、より適切に対処できることもある。そうしたものについては、財源を確保し積極的に業務の委託をおこないつながり、間接的に関わっていくのが良い。こうした支援組織には、多くの組織で実践されている外国籍住民へのサポートの事例を収集し、それをデータベース化したり、情報をそれぞれの組織に適切にコーディネートする役割を担ったりすることが期待される。そして、地方行政は、そのような経緯で作成されたデータベースを今後の外国籍住民への施策に生かすよう努力することが望まれる。個人情報保護の視点や情報を一極に集めることのリスクについて鑑みれば、このような、外国籍住民を支援するためのシステムの構築は、民間の力だけでも、また、地方行政の力だけでも成しえるものではなく、両者が協働してはじめて可能になるものであろう。

本報告は、外国籍住民への情報提供のあり方について、①支援活動を行っている NPO 団体の相談・情報提供の事例分析とそこでの課題検討、②外国籍住民、とりわけ外国人学生をめぐる情報提供の仕組みの検討から、政策提言をおこなうものであった。

①の石田論文の目的は、民間ボランティア団体である「アジア友好の家」の事例検討から、外国籍住民をめぐる情報提供のあり方について検討し、政策提言をおこなうための契機を得ることだった。そこでは、相談・情報提供が、どのようなネットワークの中でおこなわれているのかを整理し、可視化することが試みられた。

②の日下部論文の目的は、東京都内で学ぶ外国人学生を対象にした聞き取り調査から、彼ら／彼女らの日常生活の一端に触れ、彼ら／彼女らの日常生活の一端に触れ、外国人学生のより良い生活の構築のために、地方行政はどのような情報提供ができるのかについて考察し、具体的な解決策を提示することであった。

①の報告も②の報告も、大まかな筋立てを提示することはできたものの、完結したものとしてそれぞれの課題を論じきことはできなかった。論じきれなかった部分については、われわれの次の課題である。

また、同時に、新たに論じなければならないことが、加速度的に変化する社会の中で、絶えず、発生し続けている。ある日、石田論文の舞台となった「アジア友好の家」でわれわれは、ひとりの外国籍住民がうなだれているのを見た。行き場を失ったのだという。

オーバーステイで牛久の収容所に収容されていた彼は、末期症状の糖尿病患者であった。ある人権団体の運動の結果、身元保証人を得た彼は、収容所から出、病院に入院し治療する予定だった。入院が決定した際、彼は深くその取り計らいに感謝し、病気という深い闇の中で一縷の望みを見出したに違いない。けれども、今、彼は「アジア友好の家」でわれわれの前に土気色をした顔でうなだれている。なぜか。その答えは、あまりに生々しい現実、人と人との関わり方の中にあった。

収容所から病院へ移り診察を受けた彼に待っていたのは、あまりにも病状が悪化してしまったために早急に足を切断しなくてはならない、という医師の言葉と高額の治療費の請求であった。さらに、追い討ちをかけたのは、収容所を出るために働きかけてくれた団体と身元を引き受けてくれた保証人から一方的に絶縁されたことだ。2章ですでにふれたが、医療機関にとって不法滞在者の多くは医療保険に加入しておらず、高額の治療費を焦げ付かせ、経営に打撃を与える存在である。それゆえ、診察後、身元保証人を失った彼は、そのまま入院するはずであった病院から退去を余儀なくされた。

われわれはその話を聞かされたとき、今ひとつ状況をつかむことができなかった。彼を収容所から解放してくれた団体は、何をしているのだろうか。なぜ、彼の身元保証人は突然、手のひらを返したように消えてしまったのだろうか。少なくとも、われわれの生きている日常生活世界においては、そのようなことを耳にしたことはない。しかし、「アジア友好の家」の人々が、生きる世界では、こうしたことは日常茶飯事のことだという。「アジア友好の家」の木村妙子は、おろおろしているわれわれを尻目に、彼が今、抱えている問題を解決するための手筈を整えてながら、つぶやいた。「外国人はアピールの道具じゃない。生きてるんですよ」と。

最後に、すでに高齢者と区分されるようになった木村吉男と妙子につづいて、これから先もずっと外国籍住民たちと関っていくだろう、木村一男の言葉で本稿をとじることにしたい。

「うちがやっているものは、遊び人のように、華やかなものではなくて、病気だとか、そういうシビアな問題をやるものだから、例えば、街でゴミの集め方をどうするかと

いうんだったら大きな組織は必要だと思う。でも、アジア友好の家が今やっているように、シビアな問題に関しては、どれだけ小回りが効くかという勝負だと思う。外国人問題や病気の問題を謳う前に、まず組織というものは、どれが一番正しいのか、その中で外国人と接触して行かないと。外国人というのは物じゃないんだよ。人間なんだよ」

著者略歴

日下部恵一郎

1980年東京都生まれ。法政大学国際文化学部国際文化学科卒業。

現在、一橋大学大学院社会学研究科地球社会研究専攻修士課程在籍。

石田健太郎

1978年東京都生まれ。武蔵大学社会学部社会学科卒業。

現在、上智大学大学院文学研究科社会学専攻博士後期課程在籍。

東京財団研究報告書 2005-19
外国籍住民をめぐる情報提供のあり方に関する研究

2005年11月

著者:

日下部 恵一郎

石田 健太郎

発行者:

東京財団 研究推進部

〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル3階

TEL:03-6229-5502 FAX:03-6229-5506

URL:<http://www.tkfd.or.jp>

無断転載、複製および転載を禁止します。引用の際は、本報告書が出典であることを必ず明示して下さい。

報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。

東京財団は日本財団等競艇の収益金から出捐を得て活動を行っている財団法人です。

TKFD
THE TOKYO FOUNDATION
東京財団